

官

報

號 外

明治四十一年三月十三日 金曜日

印 刷

局

○ 第二十四回 衆議院議事速記録第十四號

明治四十一年三月十二日(木曜日)午後一時九分開議

議事日程

第十三號 明治四十一年三月十二日

午後一時開議

(

第一 軍人恩給法中改正法律案(政府提出貴)

)

第二 刑法施行法案(政府提出貴)

)

第三 裁判所構成法中改正法律案(政第六三

)

第四 號(政府提出貴)

)

第五 裁判所構成法施行條例中改正法律案

(

政府提出貴)

)

第六 監獄法案(政府提出貴)

)

第七 神社財產二關スル法律案(島田三郎外)

)

第八 明治四十年法律第三十一號中改正法律

(

政府提出)

)

第九 鹽專賣法中改正法律案(政府)

)

第十 非常特別稅法中改正法律案(島田三郎外)

)

第十一 鹽專賣法廢止法律案(早速翌爾外)

)

第十二 家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(請願委員)

)

第十三 長崎縣下對馬國、壹岐國ヲ福岡縣ニ編入、法律案(梅野初實外七)

)

第十四 航海獎勵法中改正法律案(近江谷榮次外)

)

第十五 造船獎勵法中改正法律案(近江谷榮次外)

)

第十六 民事訴訟法中改正法律案(宮古啓三郎外七名提出)

)

第十七 刑事訴訟法中改正法律案(宮古啓三郎外七名提出)

)

第十八 帝國ノ領土内ニ於ケル裁判ノ效力ニ關スル法律案(小川平吉外)

)

第十九 衆議院議員選舉法中改正法律案(磯部四名提出)

)

第二十 衆議院議員選舉法中改正法律案(風井井庫提出)

)

第一讀會ノ續(委員長)

)

明治四十一年三月十二日

)

衆議院議長杉田定一殿

)

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

)

第一讀會ノ續(委員長)

)

明治四十一年三月十二日

)

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

</div

衆議院議員福井三郎君、妻出鐵業採掘權特許三關ノ質問ニ對充答辯書

一 愛媛縣喜多郡豐茂村外一箇村及同縣西宇和郡日土村地内ニ於テ往年来
數多ノ鐵業出願アリタルセ明治三十七年十一月以前ニ在リテハ皆公益上有害
ナリトシテ拒否シタルハ質問書ニ謂ヘルカ如シ然ルニ其ノ後明治三十八年十二月
二十六日附ノ出願者ニ對シテ明治四十一年一月二十一日許可シタルハ出石
寺ノ周圍六万有餘坪ヲ除クトキハ公害ノ虞ナシト認メタルニ依ル面シテ如前後
處分ヲ異ニスルニ至リタルハ要スルニ右處分當時ノ状況並ニ之ニ關スル調査材料
ニ基キ決スルノ外ナニニ由ルモノトス

二 前項説明ノ通

三 香川テ公害地トシテ鐵業出願ヲ拒否シタル箇所ヲ許可スルニ當リ既ニ處分ヲ了
シタル前出願者ノ承諾ヲ求メタルコトアルモ該承諾書ハ必スシモ法律上ノ必要條
件ニアラザルノミナラス其後承諾書ナクシテ許可シタル事例ハ獨リ本件ノヨニア
國鐵業出願ニ關シ公害ノ有無ニ付テハ地方長官ノ意見ヲ徵シ調査ノ資料ニ供ス
ルモ固ヨリ單ニ該意見ニ基キ處分スルモノニアラス

五 出石寺信徒總代清水谷幾外一名及其他ノ信徒鐵業出願ニ對スル反対意見
ノ陳情書提出アリタルハ事實ナルモ出石寺及信徒總代龜岡哲夫外一名ヨリ
鐵業出願人ニ對シテ承諾書ヲ提出シタルモ亦事實ナリ而シテ該承諾書アルカ
故ニ公害上害ナシト認ムラ得サルト同時ニ反対意見アルカ故ニ必スシモ害アリ
ト認ムラ得ス

右及答辯候也

明治四十一年三月六日

農商務大臣松岡康毅

一 議員ヨリ提出セラレタル讀案左ノ如シ

駿甲連絡鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 松本

君 平君

廣瀬 久政君

根津嘉一郎君 望月 小太郎君 降旗 元太郎君
多田 作兵衛君 松浦 五兵衛君

産業組合法中改正法律案

提出者 荒川

五郎君

斎藤 隆慶君

東尾 平太郎君

河原林 義雄君

一請願委員ノ補闕選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

第三部請願委員

(左)報告ハ朗讀ヲ經ルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス

一去々十日請長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

質屋取締法中改正法律案

磯部 四郎君

西山 志澄君

朝倉 鐵藏君

三井 忠藏君

藤井 牧太君

山根 正次君

大井 卜新君

關稅定率法輸入稅表中改正法律案(矢島中君提出)

宮部 中君

浅羽 埼昌君

矢島 中君

堀谷 左治郎君

地租條例中改正法律案

佐竹 作太郎君

佐竹 作太郎君

永島 鳴代司君

鈴木 友治郎君

由布 惟義君
高橋 金治君
普通選舉ニ關スル法律案

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

根津 嘉一郎君
愛澤 宗堅君
佐藤 虎次郎君
池田 惟貞君
坂口 仁一郎君
松原 九郎君
橋本 久太郎君
吉賀 康藏君
川島 龍藏君
金子 元三郎君

坂元 英俊君
鈴木 捷兵衛君
三浦 盛德君
藻寄 鐵五郎君
奥野 市次郎君
竹村 袁貞君
大淵 龍太郎君
山口 熊野君
花井 韶君
森田 保太郎君
松本 義三君
毛里 卓爾君
柏谷 仁一郎君
齋藤 順平君
千葉 祛太郎君
珪 次君
市制中改正法律案外一件

ス、果シア然ラ議院法八十四條ノ規定ニ則リマシテ、議長ハ當然補缺選舉ノ要求ヲセナケレバナラヌコトヲアラウト信シマス、議院一日モ空席アルヲ許サザルハ憲法ノ要求アラサト信シテ居リマス、議長ハ其子續ラ既ニ完ウサレタコトアリマスカ、如何ニアリマスカ、法律上ニ於テハ何等ノ疑點ハゴザイマセカ、或ハ不可能ニ了ルアラウト云フ事實上ノ議論ノ爲ニ躊躇セラル、ノアルカハ存ジマセヌケレドモ、法律ノ眼中ニハ事實不可能ニ了ルト否トハ問フ、必至ガナイノデゴザイマス、故ニ議長ハ此要求ヲナサレシヤ否ヤト云フコトヲ伺ヒタク、併セテ要求セラレヌト云フコトアリマスカ、如何ナル法律上ノ根據ノ下ニ要求セラレヌノコトアルカト云フコトヲ承ヘリタノニアリマス

○副議長(箕浦勝人君) 花井君ニ御答致シマスガ、此件ニ付テハ唯今取調中デアリマス——諸君ニ御詰致シマスガ、會期モ切迫致シマシタカラ、成規ノ手續ヲ經ズシテ五ノコトヲ伺ヒタク、併セテ要求セラレヌト云フコトアリマスカ

トモノガアルト思ヒマスカラ、御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト認メマス——澤來太郎君

○澤來太郎君登壇

○澤來太郎君(箕浦勝人君) 御異議ガナイト認メマス、尙本會議ノ日ハ委員會ヲ開クコトモ必要ト認メマスガ、是モ御異議アリマセヌカ

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト呼フ者アリ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト認メマス——澤來太郎君

トナカイカト云フ景ラシマスカラ、私ハ何故カト言シタコロガ其人ノ言フニハ「ドウモ酒、煙草若クハ醤油テアルトカ鹽アアルトカ云フ問題バカリ現ハレテ居ルガ、オ前ガ選舉競争當時ニ演説シタヤウナ問題ハ至テ少ナイ」ト云フ問題アリマシタ、如何ニモ考合シテ見マスルト其通りテノリマス、所ガ其人ノ言フニ、若シ年々歳々此ノ如キモノニアラバ、オ前ヨリモ口ノ媒ノ方ガ餘程適當ナル議員ニ成ルアラウト云フコトヲ答へタ「何ヲ質問シテ居ルノダ」ト呼フ者アリソレテ私ハ其人ニ對シテ言ヒマスルノニ、如何ニモソレハサウテアル——如何ニモソレハサウアルガ、是ハ政府ガ消費稅ト云フモノヲ提出サレタカラシテ、已ムヲ得又吾ミ議員ハ、鹽、酒、石油ト云フコトヲ叫ケンテ居ルノアル、全ク吾ミ議員ハ此ノ如キ問題即チ寧所ノ御神サント下女トノ問題ヲ以テ、能事了レリトナシテ居ルモノテナイト云フコトヲ以テ私ハ答ヘマシタ、斯様ナ話テアリマスカラシテ、或友人ガ私ニ注意ヲ致シマシタガ如ク、映リハ餘り良イコトヲハカラウト存ジマス、諸君ノ御承知ノ如ク、此藝術ナルモノハ言フマデモナク、一國文明ノ最高要素ト成クテ居ルノアゴザリマシテ、彼ノ宗教教育ノ一問題ト相俟シテ、此一代ノ國民品性ノ表形ト成クテ居ルノアゴザリマス、ソレ故ニ此一代ノ文明ナルモノハ、之ニ依クテ以テ美的光明ヲ放ツコトヲ得ルノアル、ソレト同時ニ又國民ノ品性モ之ニ依クテ崇高優雅ナルベキモノニアラウト存ジマス、若シ國家ニシテ文教若クハ學術ナルモノヲ缺クニ於キマシテハ、縱令其物質的ニ於テ多少見ルベキモノガゴザリマシテモ、其寂シキコト荒涼タル瞻野ノ如キモノニアラウト存ジマス、又國民ニシテ若シ此藝術的趣味ヲ缺キマシタナラバ、其國民ノ生活狀態ト云フモノハ、彼ノ豚ノ生活ト何ノ擇ムトコロガナイデハナカラウカト思ヒマス、藝術ノ國家ニ於ケル諸君ソレ此ノ如ク重クシテ、又大ナルモノテゴザリマス、然レドモ諸君、此藝術的作品ノ如何ニ據リマシテハ又一代ノ風教人心ニ惡影響ヲ及ボスコトナキヲ保證セラレヌノアゴザリマス、ソレ故ニ國家ハ文明進歩ノタメニ之ヲ獎勵スルト同時ニ、又能ク之ヲ愛護シナケレバナラスト思ノ、而シテ之ヲ愛護セント欲スルナラバ、又宜シク此取締ナルモノ、方針ヲ一定致シマシテ、サウンシテ此作品檢閱ノ標準ト云フモノモ、亦確定シテ置カズナレバナラズモノト信シテ居リマス、若夫レハ此標準程度ニシテ、一定スルトコロナキニ於キマシテハ、動モスレバ顛チ或ハ昨是今非トナリ、或ハ今非昨是トナリ、甚シキニ至リマシテハ黑白ヲ顛倒シ其結果却テ此藝術ナルモノ、發展ヲ阻害シテ、又國民ノ品性ヲ損傷致シマシテ、寧ロ初ヨリ之ヲ自由ニ放任シ去ツテ置クノ後レルニ如カズト云フ結果ヲ見ルデアラウト存ジマス、然ルニ私ハ不幸ニシテ、我政府ノ此藝術作品取締上ニ關スル方針標準ナルモノ、一定シ居ルヤ否ヤ疑ハサルヲ得ヌノアリマス、何トナレバ、從來吾政府ノ此藝術ニ對シマスル態度ハ其作品ノ繪畫タルト、又其影刻タルト、塑像タルト、將タ小說タルト、詩歌タルトニ論ナク、往々ニシテ其醜美ヲ誤認シ、取捨ヲ忘斷シ、或ハ善惡ヲ顛倒シ、玉石ヲ混淆シ薰蕕ヲ同視スルモノ、比々皆然リト云ヒ得ヌモノハナイオデアル、是レ私ノ空想ノ言ニアラシシテ、事實ガ歷々トシテ證明シテ居ルノアゴザリマス、畢竟私ガ自ラ端ラズ此問題ヲ提ゲテ起テマシタ所以ノモノモ蓋シ茲ニ在ルノアゴザリマス、是ヨリ以下ノ各項ニ分シテ、當局者ニ質サント致シマスルガ、當局者ハ願クハ——念ヲ推シテ再ヒ御断リシテ置キマスルガ、能ク私ノ質問致シマス箇條ヲ御記憶ニナラマシテ、サウンシテ從來ノ如キ不得要領ト云フコトハ、全ク打切ニ頼ヒタノアゴザリマス、其一藝術作品取締ノ方針、拉丁ニ作品檢閱ノ標準如何、是ガ本質所問ノ首腦ニシテ又大綱テゴザリマス、凡ソ事ノ何タルラ問ハズ、其之ヲ取締ラントスルニ當リマシテハ、宣シタ其方針ナルモノヲ一定シテ置キマスルガ、能ク私ノ質問致シマス箇條ヲ御記憶ニナラマシテ、サウンシテ從來ノ如キ亦然リ、即チ其作品ノ繪畫タルト、影刻タルト、若クハ塑像タルト、詩歌小説タルトニ論ナク、大體ニ關スル方針ト云フモノヲ一定シテ、而シテ其各種ノ檢閱標準ナルモノモ亦

自ラ據ル所ガアラウト思フノデゴザイマス、若シ一定ノ標準ナク、單ニ風俗壞亂、若クハ治安妨害ト云フガ如キコトヲ以テ、之ヲ取締ルニ至リマシテハ、コレハ無意味ノ取締ト謂ハナケレバナラヌノアル、ナゼナレバ當局者從來ノ取締ナルモノハ、唯職權アルノミ、何故ニト云フコトガ含ンデ居ラヌノアル、唯之ヲ推シテ問ウテ見ルト、唯是ハ風俗壞亂ト認メタルが故ニ認メタルノミ、治安妨害ナリト認メタルが故ニ認メタルノミト云フニ歸スルノアリマス、此ノ如キハ首ニ答辯ノ體ヲ得ザルノミナラズ、極端ナル非論理的ノモノデアッテ、暴言是ヨリ甚シキハナシト私ハ存シマス、宜シク此點ニ於キマシテ御明答アランコトヲ望ミマス、其一、裸體畫竝ニ裸體塑像ニ對シ、其取締上ニ前後甚シキ寬嚴ノ度ヲ異ニセシ理由如何、諸君モ御承知ノ如ク今ヲ去ル四五年前ニ於キマシテハ、裸體畫竝ニ裸體型像ノ取締リト云フコトハ、頗ル嚴酷テアツタノデゴザイマス、然ルニ四五年以來ニ漸ク此取締が寛ニナリ來リマシテ、何故ニ先ニ嚴ニシテ而シテ今ニ寛ナルカラ、疑ハシメテ居ルノテゴザイマス、往年彼ノ白馬會ニ於ケル彼ノ裸體畫ノ如キハ、即チ黒田清輝氏ノ裸體畫ノ如キハ、當時政府ノ干涉甚シクシテ、一時我内務省ト學術界トノ間ニ大ナル衝突ヲ起シタコトハ、諸君ノ御記憶ニ存ジテ居ルコトアル、然ルニ現ニ至ブハ如何デアルカト、視テ見マスル上云フト、裸體畫ハ到ル所ニ陳列シテアル、田舎ト云ハズ、都會ト云ハズ、悉ク陳列サレテアルノデゴザイマス、現ニ昨年ノ博覽會ニ於キマシテモ、裸體畫、裸體塑像ノ公然ト陳列サレタノコト見テ居リマス、ソレカラ又同シク文部省公設ノ美術展覽會ニ於キマシテモ同様ニ裸體畫又裸體塑像ト云フモノガ陳列サレタアタ、此ノ如キハ少シモ怪シムコトハナイ、即チ美術思想ノ發展シタル徵候ト見テ差支ナインデゴザリマス、唯此政府ガ之ニ對シテ何故ニ以前ハ嚴ニシテ、今ニ寛ナルヤト云フ點ニ付テ御答ヲ欲シノデアル、先ノ白馬會ノ裸體畫ト云ヒ、後ノ博覽會若クハ文部省美術展覽會ノソレト云ヒ、果シテ諸君幾何ノ差異ガゴザイマセウ、私ハ素人デゴザイマスルケレドモ、サウ大シタ差異ト云フモノ見ルコトハ出來ヌノデゴザイマス、其取締ルベキ目的物ニハ何等ノ變ルコトナク、何等ノ差ノアルコトナクシテ、而シテ只此取締ニノミ前後ノ寬嚴ヲ異ニシテ居ルコトハ、實ニ私ハ不可思議ナル政府ノ御取締ト云フヨリ外ハナイノデゴザイマス、昨ニアラ惡ヒイモノナラバ今ニアツテモ惡クナケレバナラヌノアル、往年ニ於テ惡タナラバ今年ニ於テモ惡デナケレバナラヌノアル、豈唯昨ノミ非ニシテ今ノミ善デアルト云フコトハ、言ヒ得ヌモノデアラウト私ハ信ズルノデゴザイマス、此ノ如ク、政府ガ昨非今は、若クハ矛盾ト云ハシヨリハ、寧口滑稽ニ等シキ取締ヲ爲サレテ居ル所以ノモノハ、諸君要スルニ、取締ノ方針ナルモノガ一定セザルニ原因シテ居ルモノノアルト、私ハ斷言致シマス、以上ノ外諸君殊ニ本員ガ奇怪ニ堪エマセヌコトガゴザイマス、ソレハ何デアルカト云フト、現今到ル所ノ商店ニ陳列サレテ居リマスルトコロノ、商品塑像デゴザイマス、彼ノ裸體塑像ノ如キニ至リマシテハ、多クハ美術思想ニ乏シテ居ル所ノ普通職工ノ手ニ成シテ居ルモノデゴザイマス、ソレ故ニ其意匠ガ最モ低イ、而シテ又其美術的思想ノ缺ケテ居ルコトハ勿論ノコト、卑猥ナラントスルモ到底界狹ナラザルヲ得ヌヤウニ出來テ居ルノデザイマス、彼ノ商品ノ如キヨツ風俗壞亂ノ疑アルモノ比々皆然リト云フモ、決シテ過言デナカラウト思フ、然ルニ政府ハ殆ド是等ニ對シテハ彼等ノ自由濫造ニ一任シテ、少シモ關セザルモノハ如ク、實ニ私ハ不思議ニ堪エヌノアル、何ガ是レ職工ヲ待ツニ此ノ如ク厚クシテ、而シテ藝術家ヲ遇スルニ此ノ如ク薄イテアラウカ、又何ゾ眞美術ヲ遇スル此ノ如ク嚴酷ニシテ、而シテ偽美術品ニ對シテ緩且慢ナル譯テゴザイマセウ、此點ニ付テモ同ジ政府ノ御明答ヲ願ヒタク、其ニ先ニ新聞ニ掲載セシ理由如何、繪畫塑像ノ取締ニ於ケルニ對シ、其發賣ヲ禁止セシ理由如何、繪畫塑像ノ取締ニ於ケル政府ノ矛盾行為ハ、諸君既ニ述べ通リテゴザイマスルガ、而シテ更ニ眼ヲ轉シテ、文藝界ヲ見テ見

マスルト云フト、ヨリ甚シキ矛盾ニシテ、ヨリ甚シキ盲目的ノ滑稽ヲ演セラレテ居ルノが多々アルノデゴザイマス、寧口私ハ噴飯ニ堪エス、去ル二十六年八月ノ頃ト覺エテ居リマシタ、文淵堂發行ノ「社會主義詩集」即チ兒玉花外氏ノ作品ニ對シマシテ、此新體詩ニ對シマシテ、政府ハ先ニ諸雜誌ニ掲載致シマシタルトキハ、之ヲ不問ニ付シテ居リマシテ、而シテ後ニ單行本トシタルニ對シテ、發賣ノ禁止ヲ命ジマシタ次ハ三十九年十一月隆二ツノ小説ハ、共ニ新聞連載中ニハ何等問フトコロガゴザイマセヌデ、而シテ一度單行本トスルヤ、直チニ發賣ノ禁止ヲ命ジタノデゴザイマス、是等ハ諸君何タル矛盾何タル盲動テゴザイマセウ、新聞ヲ讀ムモノ、數トハ、單行本ヲ讀ムモノ、數トハ、同日ノ比デハゴザイマセス、比較的讀者ノ多い新聞掲載當時ニ於キマシテハ、之ヲ不問ニ付シ而シテ比較的讀者ノ數ノ少ナイ單行本ニ對シマシテハ、發賣禁止ヲ命ズルト云フが如キコトハ、天下ニヨリ矛盾ノ大ナルモノハナカラウト信シテ居ルノテゴザイマス、況ヤ此風俗壞亂スル上ニ於テ、若クハ治安ヲ妨害スルト云フニ於テ、新聞ト單行本ト諸君何等ノ差ガゴザイマセウ、寧口此單行本ヨリモ新聞ノ方が讀者ガ多イノデアルカラ、其方が普ク人ニ影響ヲ及ボスト云フコトガ、相當ゴザイマセウ、此ノ如キハ諸君、寧口取締ト云フヨリモ藝術的作品ニ對スル政府ノ惡戲ノミト斷言スルニ躊躇セヌ、其四、新聞所載ノ當時其發賣ヲ禁止シ、其後單行本トシタルニ對シ、之ヲ不問ニ付セシ理由如何、三十六年頃ト覺エテ居リマスガ、萬朝報ニ掲載シタル「椿姫」ト題シタル、小説ハ、同新聞掲載中ニ於キマシテ、風俗壞亂ト看做シテ、是が發賣ヲ禁止シマシタ、然ルニ其後僅カノ字句ヲ削リマシテ、サウシテ單行本トシタルニ對シマシテハ、政府ハ何等是ニ向シテ問フトコロガナカッタノデゴザイマス、之ハ前項ノソレトハ、大ニ趣ヲ異ニスルノデゴザイマシテ、先ノハ新聞ニ於テハ不問ニ付セラレタラ、單行本トシタルニ對シテ初メテ發賣ヲ禁止サレタノデゴザイマス、後者ハ之ニ反シマシテ、新聞掲載當時ハ發賣ヲ禁止サレマシテ、サウシテ單行本トシタルトキニ於テ、何等制裁ガナカッタノデゴザイマス、此ノ如キモ尙且諸君、此藝術界ニ對シテ責任ヲ有スルトコロノ政府ノ行爲ト云フコトヲ言ヒ得マセウカ、實ハ無方針モ亦極マレリト言ハナケレバナラヌノデゴザイマス、諸君、凡ソ此詩歌小説繪畫等ノ如キ、藝術作品ナルモノハ、所謂讀シテ字ノ如クテゴザイマシテ、藝術作品ナル苟モ藝術徒ラニ此作家ヲ壓迫シテ却シテ作品ヲ俗惡汚劣ナラシメ、却シテ其作品ノ品位ヲ損傷スルヲ以テ、常トシテ居ルノデゴザイマス、然レドモ一方藝術家ノ方ニ於キマシテモ、單カラウト思フ、「簡單」ト呼ブ者アリ、若クハ嚴格ナル法律眼ノミヲ以テ律スベキモノデハナカラウト思フ、極端ナル法律的ノ風俗眼ヲ以テシテ取締ルト云フガ如キコトハ、徒ラニ此作家ヲ壓迫シテ却シテ作品ヲ俗惡汚劣ナラシメ、却シテ其作品ノ品位ヲ損傷スルヲ以テ、常トシテ居ルノデゴザイマス、之ヲ愛護スルコトヲ以テ主眼トセンケレバナラヌモノアルニ此藝術ヲ楯ト致シマシテ、此世道人心ニ惡影響ヲ及ボスコトヲ顧慮セザルガ如キニ至リマシテハ、是亦大ニ警戒ヲ要スベキコトアル思フノアル、要ハ唯此藝術品ハ何處マデモ藝術品トシテ、之ヲ愛護スルコトヲ以テ主眼トセンケレバナラヌモノアルニ此藝術ヲ楯ト致シマシテ、此藝術其物ヲシテ愈益、俗惡汚劣ノ境ニ退歩セシメマシテ、所謂曲學阿世的ノ作品ヲシテ續出セシムルニ至ル、カラウト私ハ憂フルノデアリマス、クハ小説デアリマスガ、尙此他ニ於キマシテ、是迄政府ノ忌諱ニ觸レタルトコロノモノヲ舉ゲテ見マスレバ、彼ノ島崎藤村氏ノ「舊主人」ノ如キ、次ハ博文館發行ノ文藝俱樂

部ノ「やれ垣」^フ如キ、次ハ先ノ日、法廷ニ於テ裁判サレタル同ク文藝俱樂部所載ノ「都會」ノ如キデゴザイマスガ、當局者ハ何故是等ノ小説ニ對シテ制裁ヲ加ヘタノデアルカ、發賣禁止ヲシタノデアルカ、是ハ私ニ詳ニセヌコトデゴザイマス、併ナカラ以上ノ如キモノデアッテスラ、尙且風俗壞亂治安ニ妨害アリト致シマスレバ、私ハソレ以外ニヨリ多ク風俗ヲ壞亂シ、ヨリ多ク治安ヲ妨害スルモノハ外ニナイト云フコトヲ保證スルコトハ出來ナイト信ズルノデアリマス、假リニ描寫ノ程度ヨリ比較シテ見マスレバ、昨年中央公論紙上ニ掲載サレタル「貧兒」ト稱スル小説、若クハ「鳥ノ腸」ト題シタル小説、同ジク中央公論所載ノ「鳴」ト題シタル小説、同ジク「復讐」ト題シタル小説ノ如キハ、或ハ此「都會」以上ノモノデハナカラウカト私ハ思フノデゴザイマス、其他發賣禁止以來果シテヨリ以上ノモノデハナイデゴザイマセウカ、若シヨリ以上ノモノトシタナラバ、何故ニ此ノ如キ奇怪ナル取締ヲナシテ居タル、デゴザイマセウ、斯ク云ヘバトテ私ハ、此從來發賣禁止以外ノ作品ニ向フテ、更ニ其發賣禁止ヲ促サントルモノハゴザイマセメ、唯政府ノ取締上、一定ノ方針ナキ例證トシテ、此處ニ是ヲ舉ゲタノミテゴザイマス、之ヲ要スルニ當局者ハ比較的輕キモノヲ重ク視、重キモノヲ輕ク視テ居ルデハナカラウカ、然ラザレバ已ノ好惡ニ依フテ、禁止權ナルモノヲ濫用シテ居ルデハナカラウカト疑ハレルノデゴザイマス、其外同程度若クバ以上ノ作品中、古文ノ取締ヲ寛且慢ニシテ、一ニ現代ノ作品ニノミ嚴且酷ナルノ理由如何、諸君現代ノ作品ニ對スル當局者ノ態度ハ、既ニ過ベタル通りデゴザイマス、然ルニ更ニ奇怪ナルハ、其實質ニ於テ寧ロ發賣禁止ニ接シタル、現代作品以上ノモノ、即チ其古文ニ至リマシテハ、政府ハ之ニ向テ何等ノ制裁ヲ加ヘズ、何等ノ取締ヲナサヌト云フコトニ附シテ置キマスコトハ、甚ダ私ハ奇怪ニ堪エヌト思フ、例セバ「古今著聞集」ノ如キ若クハ「源氏物語」ノ如キ、或ハ「枕草紙」ノ如キ、「秋夜物語」ノ如キモノニ至リマシテハ、其描寫ノ上ヨリ之ヲ比較致シマシテモ、現代ノ作品ヨリヨリ以上ノ醜叔ニ涉ヌテ居ルノデゴザイマス、然ルニ之ニ對シテハ何等ノ制裁ヲ加ヘズ、何等ノ取締ヲナサヌト云フコトハ、諸君何タルコトデゴザイマセウ「簡單々々」ト呼フ者アリ」古文ナルガ故ニ風俗ヲ害シナクハ「杏花天」ノ如キ、或ハ「遊仙窟」ノ如キ、「金瓶梅」ノ如キニ至リ简单々々ト呼フ者アリ」段々簡單ニナル、第六ハ、内國作品ノミニ嚴且酷ニシテモ、ヨリ甚シキ外來作品ニ限り、寛且慢ナル理由ハ如何、同ジク内國作品中ニ於キマシテモ、古文ニハ放漫ニシテ、而シテ新作ノミ嚴重ナルコトハ、既ニ述ヘタル通リデアルカ、然ルニヨリ以上一方ニ寛慢ニシテ、而シテ他方ニ嚴酷ナルモノガアルノデゴザイマス、ソレハ何デアルカト云フト、此内國作品ニ對スル態度ト、外來ノ作品ニ對スル態度ト、大ニ異シテ居ル一事アル、今其適例ヲ此處ニ舉ケテ見マスレバ、彼ノ支那小説中「肉蒲團」一名、覺悟禪^フ如キ、若クハ「杏花天」ノ如キ、或ハ「遊仙窟」ノ如キ、「金瓶梅」ノ如キニ至リシテハ、諸君之ヲ内國作品ノソレト彼支那醜猥小説ト比較シテ見マスレバ、其風俗ヲ害スル上ニ於テ、諸君孰レガ重クシテ、孰レガ輕イデゴザイマセウ、然ルニ此ノ如キ卑猥ナル外來ノ作品ハ現ニ日本版トシテ、或ハ支那版トシテ盛ニ販賣サレツ、アルノデゴザイマス、此ノ如ク政府ノ舉動ヲ觀察シテ見マスルト云フト、ドウモ政府ハ例ヘバ治罪上ニ於テ重罪犯者ヲ輕ク視テ、而シテ輕罪犯者ヲ重ク視ルト云フコトノ傾キニナズ居ルノデゴザイマス、第七、當局者ハ、人生暗黒面ノ描寫ノ程度、竝ニ形容ノ度ヲ如何ニ限定シ居ルヤ、換言レバ、描寫ノ自由ト取締ノ程度トノ關係ハ如何デアル、諸君、凡ツ此詩ナルモノハ、其韻文タルト散文タルト、將タ敍事詩タルト、敍景詩タルト、抒情詩タルト、普通詩タルト、若クハ劇詩タルトニ論ナク、凡ツ之ヲ描カントスル前ニ於キマシテ、自然ト人生ト詩材ト致シマシテ、而シテ之ヲ理想化スルモノデゴザイマス、既ニ理想化スケ以上ハ、獨リ其表面ニ觀察ニ止ラズ、餘程内面ニマデ入シテ而シテ觀察ヲ遂ゲナケ

レバナラヌモノデアル、是非共ニ人生ノ幾微ニ入シテ、而シテ其生命ニ觸レナケレバ、ナラヌノデアル、然ル以上ハ時ニ或ハ暗黒面ヲ描寫シ、時ニ或ハ光明面ヲ描寫スルト云フコトハ詩ノ上ニ於テ寧ロ必要ニシテ缺クヘカラザル條件トナツテ居ルノデアリマス、然ルニ當局者ハ詩歌小説ヲ取締ルヤ、徒ラニ其光明面ノ描寫ニミ偏シマシテ、寧ロ重キヲ置キマシテ、而シテ其醜面ノ描寫、暗黒面ノ描寫ニ對シテハ、極端ナル干渉ヲ試ムルト云フコトハ、諸君畢竟スルニ、當局者ハ此詩ナルモノヲ解セザルノ致ストコロデモゴザイマセウカ、私ハ此我邦ノ文藝發達上ニ於テ、甚ダ之ヲ遺憾トシテ居ルノデゴザイマス、「今日ハ重大ノ問題が澤山アルカラ、ソレドウカ御勘辨ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ」モウナクナリマシタ、然レドモ諸君、其作家ニシテ、若シ殊更ニ肉慾ノタメニ肉慾ヲ描クト云フ目的デアツタナラバ、作家ノ著想ヤ既ニ非ナリ、此ノ如キハ即チ文藝ノ神聖ヲ害スルモノデゴザイマスト同時ニ、作家自ラが作家ノ品性ヲ墮落シテ居ルノデゴザイマスカラ、此等ニ向テハ最モ嚴重ニ取締ルベキモノデアルト思フノデゴザリマス、然レドモ最初ヨリ作家ノ考ハ、全ク此肉慾ノタメニ肉慾ヲ描クニアラズ、又此醜面ヲ描クヲ以テ目的トスルタメニ、醜面ノミヲ描クノデナイト致シマシタナラバ、此小説詩歌ノ上ニ於テハ、之ヲ取締ルニ於テ、宜シク政府ハ此作品其物ノ上ヨリ大觀致シマシテ、作家ノ態度如何、其作意ニ存スル所如何ト見テ以テ、サウシテ之ヲ取締ルベキモノデアラウト思フ、若シ左様デゴザイマセヌナラバ、唯徒ラニ其作家ヲ壓迫シテ、サウシテ其作品ヲシテ俗惡ナラシムヨリ外ニ何等ノ得ルトコロナクシテ止ムデアラウト思ズルノデゴザイマス、「簡単々々」ト呼フ者アリ」第八、是テ終リマス、當局ハ藝術作品檢閱ニ際シ、特ニ藝術專門家ヲシテ鑑定セシメ來リシヤ否ヤト云フコトデアル、諸君、是ハ私ノ最終質問ノ簡條デゴザイマシテ、而シテ最モ大切ナル簡條デアル、凡ツ天下ノ事一人デ萬藝ヲ善クスルコトが出來ナイ、其故外ニ何等ノ得ルトコロナクシテ止ムデアラウト思ズルノデゴザイマス、諸君ノ御承知ノ通り、偽印ノ疑アルモノニ對シテハ印判師ヲ以テ是が鑑定ニ任セシメテ居ル、ソレカラ偽書ノ疑アルモノニ對シテハ書道家ヲ以テ是が鑑定ニ任セシメテ居ル、ソレカラ死因ノ疑ハシキモノニ對シテハ、裁判醫學上即チ醫師ヲシテ鑑定セシメテ居ルノデアリマス、此ノ如クナスモ猶且時ニ或ハ其眞ヲ得ルコトが難イノデゴザイマス、況シヤ專門以外ノ者ガ、專門以外ノコトヲ批判スルニ於テ、誤ナカラント欲スルモ到底得ザルコトデアラウト私ハ思フ、一體此藝術的、思想ナキ藝術的特識ナキ者ガ、藝術的批判ヲスル權利ガアリマセウカ、私ハ決シテ此ノ如キ權利ヲ有スルモノデ無カラウト信シテ居リマス、然ルニ遺憾大ガラ、本員ノ開クトコロニ據レバ未タ督ア藝術作品ノ取締ニ當リマシテ、當局ハ曾テ專門家ヲシテ鑑定セシメタコトガ無トイト云フコトデゴザイマス、果シテ然リト致シマスレバ、其檢閱ノ杜撰ナルコトヤ推シテ知ルベキデアリマス、諸君斯ノ如キ杜撰ハ、是レ所謂猫ニ小判ト云フモノデアル、猫ニ小判ニアラズシバ、盲目ニ色彩ヲ別タシムルト何ノ擇ブトコロガナイト思ヒマス、斯ク云フタナラバ當局ハ必ズ言ハル、テアリマセウ、行政官ト雖モ藝術品ヲ批判スルノ特識ガアルト言ハル、テアリマセウ、併ナカラ諸君、本員ガ此第二問ヨリ第七問ニ至ルマテ續ケマシテ質問シタル簡條ニ於テ、政府ノ鑑識力ナキコトが歷々證明セラレテ居ルノデゴザイマス、以上第一ヨリ第八マテ私ハ簡條ヲ分ケマシテ、詳細ニ當局ニ向テ質問スルノデゴザイマスカラ、願クハ冒頭ニ於テ希望致シテ置キマシタル如ク、不得要領ヲ全ク打切ラレマシテ、此八簡條ニ對シテ逐條ニ瓦タテ、明瞭ナル御答アランコトヲ希望シテ置キマス

○副議長(箕浦勝人君) 花井卓藏君

(花井卓藏君登壇) ○花井卓藏君 詔君、帝國憲法ノ第六十四條ニハ「國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシト規定シテアリマス、又第七十二條ニハ「國家ノ歳入歳出ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ニ於テ検査報告ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシト規定シテアリマス、會計出納ノ監督ハ事前ニ在リテハ豫算ニ於テ之ヲ審査シ、事後ニ在リテハ決算ニ於テ之ヲ審査シ、厘耗ノ微ト雖モ之ヲ濫リニスルコトヲ容サナイ所以ノ主意ハ、此ノ如ク憲法ノ條規ニ掲ダラレテアルノアリマス、即チ會計出納ノ事ハ、一切万事模稟曖昧ノ間ニ沒却スルコトヲ容サナイト云フ條規ハ示サレテ此ノ如クニ明カナルノデゴザイマス、ソレ故ニ憲法上無名ノ歳入ナルモノアルベキ皆ナク、又無名ノ歳出ナルモノアルベキ筋ハナイノアリマス、闇ヨリ闇ニ往ク如キ經費ト云フモノハ、立憲追下ニ於テ認ムヘキ現象ナヘナイト信ンシマスル、而シテ國家ノ會計出納ヲ審査致シキモノガアリト致シマシタナラベ、如何デゴザイマセウ、憲法上吾々ニ授ケラレタルトコロノ行政監視ノ第一義アルト存ジマズ、諸君、然ルニ若シ憲法ノ條規以外ニ收入アル、憲法ノ條規以外ニ支出アリ、而シテ議會ニ於テ其當否ヲ審究スルコトノ能ハザル如マシテ、ソレノ當否ヲ決定致スト云フコトハ、帝國憲法ガ帝國議會ニ授ケラレタルトコロノ行政監視ノ第一義アルト存ジマズ、諸君、然ルニ若シ憲法ノ條規以外ニ收入アルト本員ハ信ズルノデアイマス、故ニ果シテ此ノ如キモノガアルト致シマスレバ、其基クトコロノ理由ヲ亂サナケレバ、如何ナル憲法ノ條規ノ下ニ收入セラレ、如何ナル憲法ノ條規ノ下ニ支出セラレタルモノアルカ、豫算ニ於テ見ル能ハス決算ニ於テ知ル能ハズ、所謂闇カラ権太ニ於テ、收入支出ト云フモノガゴザリマスルガ、其收入シタル金額、其支出シタル金額ト云フモノヲ、抑、如何ナル憲法ノ條規ノ下ニ收入セラレ、如何ナル憲法ノ條規ノ下ニ支出セラレタルモノアルカ、豫算ニ於テ見ル能ハス決算ニ於テ知ル能ハズ、所謂闇カラ闇ニ葬ラレテ居ルノデアル、此ノ如キ狀態ハ、全ク以テ憲法ノ條規以外ニ出テタル無名ノ收入、無名ノ支出アルコトヲ認メタルモノト云ハネバナラヌ、敢テ此不法ヲ爲シテ居ルノアル、此點ニ向クテ本員ハ質問ヲ發シタノデゴザイマス、諸君、臨時軍事費特別會計ヲ離シテ、他ニ地方費ナルモノが存在致スト云フコトハ、明カニ憲法ノ違反アルトイフ、憲法第六十四條ハ先刻讀上げマシタル如キ規定デゴザイマシテ、本員立論ノ根據ト相成ルノデアリマス、又決算ヲ帝國議會ニ報告致シマセヌノハ、憲法第七十二條ノ規定ニ違アモノニアルト信ズルノデアル、此ノ如キ無名ノ收入、此ノ如キ無名ノ支出ハ、憲法ノ本義ニ於テ許スベキモノナイト本員ハ斷言致スノデアリマス、殊ニ決算ヲ議會ニ報告スルコトナクシテ、闇ヨリ闇ニ葬ルト云フ如キコトニ至リマシテハ、經費議定ノ權利ヲ無視スル是ヨリ甚シキハナク、會計監視ノ權能ヲ有スル議會ニ對スルトコロノ一大侮辱デアルト本員ハ思フノデアル、闇ヨリ闇ニ葬ル、闇ニ仕事ニ碌ナコトハゴザイマセカラ、其闇ノ中ニ何等カノ消息が齎ラサレテ居ルト本員ハ思フ、本員ノ聞カント欲スルトコロハ、レテゴザイマシテ、豫算決算ノ上ニ現ハレテ、當議會ニ協賛ヲ求メラレ、又報告セラレテアルノデアリマス、然ルニ日露ノ役ニ於キマシテハ、此先例ニ履ムコト能ハズシテ、闇中ノ間ニ葬リ去シテ顧ミナイト云フコトハ、本員甚ダ先例ニ徵シテ其實シキヲ失セルコトヲ怪ムノデアリマス、諸君、國際法ノ原則ニ於キマシテ、占領地ノ收入ヲ以テ、其他ノ民

政費ニ充ツベキトハ無論デゴザイマスケレドモ、併ナガラ其豫算共決算ノ整理ハ、必ズヤ
國內法ニ於テナサナケレバナラヌ筋合ノモノニアリマス、又毫モ之がタメニ榮縛ノ手續ヲ要
セヌ、次第アリマス、而シテ殊更ニ此當道ヲ逸シテ、知ラザル真似シテ此ノ如キ多大ノ收
入、此ノ如キ多大ノ支出ヲ爲シ、默シテ止ムハ不都合アル政府ノ所見ハ何レノ邊ニアッ
テ存スルカ本質甚ダ惑ハザルヲ得ヌノアリマス、假リニ開東州ハ租借地アルカラシテ、
聊カ一錢ノ場合トハ關係ヲ異ニスルト致シマシタヨロコ、樺太ニ至リマシテハ、我有ニ歸
シマシテ、殊ニ平和克復ノ後、即チ明治三十九年度ニ當リマシテ、尙且此ノ如キノ無名
ノ收入アリ、斯ノ如キノ無名ノ支出アリト致シマシクナラバ、如何ニモ解シ難イデハゴザイ
マセヌカ、而モ其收入ハ漁業料、雜種稅、營業稅、特科其他デゴザイマシテ、本來戰時收
入ノ性質ノモノニアリマセヌ、ノミナラズ今日ニ於キマシテモ其ノ歲入歲出トシテ計上
セラレテ居ルトコロノモノニハ本質甚ダ不感服ノモノガアルノアリマス、況ヤ承ハルトコロ
ニ依レバ——承ハルトコロニ依レバテハゴザイマセヌ、本員ノ確信スルトコロニ依レバ、樺
太ニ於キマシテ、地方費ノ支出ハ頗ル放漫散漫ヲ極メテ、殆ド人ヲシテ目毎ニ頂毎ニ
疑フ抱カシムル如キ形跡が存シテ居ルノアル、此點ニ關シテ政府ノ見ルトコロハ、果シ
テ那邊ニ在シテ存スルノアルカ、憲法ノ條規ノ下ニ本員ハ質問セザルヲ得ヌノアリマ
ス、諸君、質問書ニ認メテゴザイマス、蘭東州、樺太ノ關係ハ、唯今雨遅ベシタ通り
デゴザイマスが、今一ツ認メテゴザイマス、營口ノ稅關ノ收入ノコトニ至リマシテハ、本員ハ
此壇上ニ於テ多ク之ヲ論ズルコトヲ好マヌノアル、欲セヌノアル、即チ多少ノ國際關係
係ガアルト信シマスルが故ニ、之ヲ論ズルコトノ却テ國家ニ不利益ナルコトヲ思アガ故ニ、
本員ハ審ニ之ヲ論ズルコトハ致シマセヌ、某々國ニ對スル關係ノ上ニ於テ、別段ノ理由
存在セルコトヲ認ムルが故ニ、單ニ是ダケノ一言ヲ漏ラシテ置ケバ足リルノアル、開クト
コロニ依レバ、營口收入ノ中支出セラレタル剩餘ノ全ト云フモノハ、一擧舉ゲテ之ヲ清
國ニ返還セラレテアシ趣アリマス、本員ハ其返還セラレタル理由ダケヲ承ハリ置クニ止メ
ヤウト思フ、營口稅關收入ノ件ニ關シマシテハ、清國ニ返還シタル理由ダケヲ聞クニ止メ
ヤウト思フノアル、更ニ承ハルトコロニ依レバ、營口稅關ノ收入金ノ幾部分ト云フモノ
ハ、甚ダ疑フベク甚ダ怪ムキモノモアルト承テ居リマス、併ナガラ是ヲモ審カニ論ズルコ
トハ本員甚ダ喜バヌノアル、故ニ政府ハ公ニセラルベキ範圍内ニ於テ、此點ニ對シ答辯
ヲ與ヘラレントラ望ムノアリマス、質問書ニ認メテゴザイマスル事項ニ對スル論旨ハ、
是ニテ盡キルノアリマス、會計出納ノコトタル最モ慎重ニ、最モ公明ニ、之ヲ監査シ、之
ヲ討究シ、一點ノ疑フモ存セシメナイヤウニ致サナケレバナラヌト云フコトハ、當然ノ理義
デアラウト思フ、古ノ聖人モ必ず曰ク會計當ルノミト申シテ居ル、會計ニシテ八ヲシテ疑
ラ挾マシムルコトガゴザイマシタナラバ、國家ノ財政ノ信用ト云フモノハ、茲ニ失墜致シマ
シテ、財用ノ目的ト云フモノモ遠ニハ達シ得ルコトノ出來ナイヤウナ有様ニ相成ナルノア
リマス、國家ノタメニ多大ノ危険アルコト吾々考慮致サナケレバナラヌト云フコトハ、國家ノ
財政ノ監視致シマスル權利ハ、議會ノ有スル權能中、最モ重要ナル部分ヲ占ムモノト心
ゴザイマシテ、政府又議會ノ權能ヲ重ンゼラレマシテ、苟モ隱祕瞞昧ノ間ニ埋却スルコト
ニ至ラヌヤウニ努メナケレバナラヌ筋ノモノニアラウト信シマス、願クハ此點ニ關シテ基礎ヲ憲
憲法第七十一條、竝ニ一千七八年戰役ニ於ケル先例ヲ基礎トシテ、此質問ヲ致スノ
デアリマス、政府ハ增稅ノ法律ヲ濫發シテ、課稅ヲ誅求シテ、之ニテ本能ノ終ルモノト心
得ベキモノノアリマセヌ、會計出納ノ本末ハ之ヲ明カニシテ、國民ラシテ財政ニ信賴ス
ルノ素地ヲ造ラケレバ相成ラヌ次第アラウト信シマス、願クハ此點ニ關シテ基礎ヲ憲
法法律ノ上ニ置キ、而シテ一千七八年ノ戰役ニ於ケル先例ヲ參照シ、公ニセラルベキ範
圍ニ於テ、答辯ヲ與ヘラレ、公ニスベカラザル點ニ付テハ、祕密會ヲ開カレテモ吾々ニ報

満洲ニ於ケル重要ノ地域アルト云アコトハ、深ク言フマデモナイト思フ、古キ歴史ヲ申上ゲハデハゴザリマスカ、満洲ノ政治、元奉天政治ト云フ一語ノアッタコトニ徵シマシテモ、奉天ガ満洲中特ニ重要ナル地點アルト云フコトハ、御承知ニアラウト思フ、此地ハ満洲ノ中心タルダケソレダケ安東縣ヨリハ我日本的ノ勢力モ發達致シテ居ルノデアル、御承知ノ如ク、満洲總督府モ設ケラレアルシ、關東都督府モ置カレアル、而シテ我國ヨリ移住スルトコロノ人、最モ多ク其邦人ノ企劃スル事業モ日ヲ逐ウテ盛ニナル傾向ヲ呈シテ居ルノハ、國家ノタメ喜ブベキ現象アル、殊ニ此地ハ富豪及貴紳ノ來集頗ル多ク、高價奇品ノ需要モ多種多額ニ上ルが故ニ、支那ノ市街トシテハ、満洲隨一トマテ稱セラレテ居ルノデアル、近時奉天、大連トノ間ニ於ケル貨物ノ輸出入ノ狀況ヲ聞キマスト、大連ヨリ奉天ニ輸入シマスルトコロノ貨物ハ、一箇月約三百万斤、奉天ヨリ大連ニ仕向ケマス輸出ノ貨物ハ、一箇月千五百万斤デアル、是ハ結氷期間ニ於ケル貨物輸出入ノ調査ニアリト致シマスレバ、若シ一箇月ヲ通シテ之ヲ算シタナラバ、驚クベキ多額ニ上ルデアラウト思フ、既ニ結氷期間ニ於ケル一箇月ノ貨物ノ輸出入ノ數が千八百万斤ニ達シテ居ルトズレバ、結氷セザル時期ヲ推シテ數ヘマシタナラバ、恐ク二月平均二百五十万斤若クハ三百万斤ノ間ヲ上下シツ、アルモノニアラウト思フ、然カ致シマスレバ、現在ノ趨勢ニ於キマシテ、既ニ牛莊ニ彷彿シテ居ルト、利ハ深ク信シマス、安東縣ノ地位ハ唯今申上ケルヤウナ次第アル、奉天モ亦然リアリトシマスレバ安奉鐵道ノ改築が出來マシテ、更ニ鴨綠江ニ鐵橋ヲ架シテ韓國ト聯絡ヲ取リマシタ曉ニハ、大連シムルコトモ出來、安東縣ト日本間ニ於ケルトコロノ直接貿易モ之ニ依ッテ愈々繁昌來スデアラウト思フ、何故ニ斯ク申スカト云ヒマスレバ、距離ノ近キ點ニ於キマシテモ、時間ノ短キ點ニ於キマシテアル、斯様相成ラナケレバナルマイト思フ、煩ハシヤウデアリマスガ、茲ニ距離ノ比較ヲ申上グマスレバ、奉天ト大連トノ間ノ距離ハ二百四十六哩餘デ、安東ヨリ奉天ニ達シマス距離ハ百八十八哩餘ニナツテ居ル、丁度四ト三トノ比例ニナツテ居リマス、若シ茲ニ彼ノ廣軌鐵道ヲ敷キ、一時間約二十哩ヲ走ルトコロノ鐵道ヲ設ケルモノト致シマスレバ、奉天ヨリ大連ニ至リマスルニ十二時間半ヲ要スルニ對シマシテ、奉天ヨリ安東ニ至リマスルニハ、九時間半ニ達スルコトガ出來ル、時間ノ點ニ於テモ三時間ノ利益ガアル、然カ致シマスレバ先ニ申述ベマシタ「金ガナイ」ト呼フ者アリ、金ハ前ニ出來ア居リマス、奉天ヨリ大連ノ方ニ仕向ケマス、輸出ノ貨物ハ距離ノ近キ點時間ノ早キ點ニ於テ安東縣ニ集シテ來ル、尙日本トノ關係ヲ申シマスレバ、現在大連ニ參リマスニ三晝夜ヲ要シテ居ル、門司カラ船ヲ參リマストニ晝夜ヲ要シテ居ル、之ヲ若シ今ノ安奉鐵道ガ改築致セラレマスルナラバ、下ノ關ヨリ釜山マテ約十時間、釜山ヨリ新義州ヲ經テ更ニ安東奉天間ノ鐵道ノ九時間ヲニ加ヘマスト、四十九時間半ニシテ奉天ニ達スルコトヲ得ル、安東線迄ハ四十時半ニシテ達スルコトが出來ル、即チ大連マテ達スルニ四十九時間半、今ハ三晝夜ヲ要スル——七十二時間ヲ要スルモノが四十九時間半ニ達シ得ラレント致シマシタナラバ、我日本ト大連トノ間ニ於ケルトコロノ貿易デアルト云フコトガ、之ニ依テ御分リニナルテアラウト思フ、以上ハ私が經濟上ノ見地カラシテ申上ゲタ點デアリマスルガ、軍事上ノコトニ至リマシテハ、私が特ニ言フマデモアルマ

ハ、言ヲ用ユルマデモナク、彼ノ戰爭ハ最後ノ五分間ト云フコトヲ聞イテ居リマスル、私共嘗テ兵員タル時代ニ於キマシテ、能ク此戰爭ハ最後ノ五分間ト云フコトヲ聞カサレマシタ、戰爭ハ最後ノ五分間トハ、兵士ノ志氣ヲ鼓舞スル訓戒ナルモ、其最後ノ五分が勝敗ノ岐ル、大切ノ時機アルダケ、ソレダケ戰鬪力ノ充實ノ速ナラシムル必要ガアルト云フコトデアル、即チ御案内ノ如ク、第一戰ニ於テ鴨綠江ニ捷ラ白メ、其餘威ニ乘ジテ敵ノ根據ヲ衝キ進ニテ奉天ニ迫リタルハ戰史ノ證明スル所デアル、斯クシテ奉天ニ向ヒ、終ニ奉天ノ大戰爭ヲシテ、滿洲ノ中樞タル地點ヲ我手ニ收メタガ故ニ終始我ノ戰勝ヲ維持スルコトヲ得タノハ、安東ヨリ奉天ニ至ル總路ヲ扼シテ進ンダカラデアル、故ニ滿洲制握ノ上ニ於テ安東線ハ樞要ノ機關デアルト云フコトヲ、軍事當局者カラ聞イタノデアル、諸君我國が滿洲ノ野ニ兵ヲ動シタコトハ前後二回、此上ニ私ハ滿洲ノ野ニ兵ヲ動スコトヲ望マス、永遠ノ平和ヲ希望スル上ニ於テ、人ニ譲ラナイガ、如何ニ永遠ノ平和ヲ祈シテ、國際上ノ關係ハ何時斷絶スルカ知レナイ、不幸ニシテ異日滿洲ニ事がアツタナラバ、安奉線ハ我兵が其勢力を進メ、且其威力ヲ作振スル重要ノ線路デアルト信ズル、即チ安奉線ハ、滿洲制握上重要ノ地點デアルト云フコトヲ御了解ヲ願ヒタク、然ラバ、現在ノ安奉鐵道ハ、如何ナル状況デアルカ、之ヲツ御聞取ヲ願ヒタク、勿論安奉鐵道ハ名ハ鐵道アルケレドモ、輕便式デ、其輸送力ノ鈍イ、速力ノ遲イコトハ、殆ド想像ノ外デアル百八十八哩ノ距離ヲ四十四時間ヲ費サナケレバナラヌト云フコトヲ聞イタナラバ、汽車ト云フハ名バカリテ、實ハ牛ヤ馬ニモ及バスト云フ考ガ浮ブデアラウ、殊ニ現在ノ輸送力ハ、一日僅三百七十噸ニ過ギナイ、又ヲ暇リニ一日二百噸トシテモ、一手ニ一千噸ノ貨物ヲ輸入スルトキハ、十日間ヲ費サナケレバナラヌ、若シ其品が各所ニ仕向ケラル、モノトスレバ、是が全部ノ輸送ヲ完了スルニハ更ニ幾日ヲ費サナケレバナラヌ、是デ商工業ノ發達ヲ望ムノハ、木ニ緣シテ魚ヲ求ムルト斷セザルヲ得ヌノデアル、殊ニ施設ノ劣悪ニシテ顛覆脱線甚シク、嘗テ念佛鐵道ト云フ異名が付イタガ、實ニ其危險ト云フコトハ想像サレルノデアル、諸君、韓國ニハ韓國ヲ縱斷スルトコロノ廣軌鐵道ガアル、一方ニハ奉天ヨリ大連ニ至ル廣軌鐵道ガアル、左様ニナシテ居シテ、其中間ニ介在スルトコロノ安奉線——満韓ノ連絡ヲナス安奉線ガ此ノ如クデアルト云フハ、實ニ當局者ノ施設が緩慢ナルコトニ驚カザルヲ得ヌノデアル、此ノ如クスレバ、平時ニ於テ經濟上ノ發展ニ資セラレヌノミナラズ、戰時ニ急ニ處スルコトが出來ヌノデアル、果シテ然ラバ、此安奉線ノ改築ト云フモノハ、滿洲ノ經營ニ對スルニミナラズ、韓國開發ノタメニモ、又大切アルト云フコトハ繰返シテ申スマデモナイ、然ルニ政府ガ是ニ處スル經過ハ如何デアルカ、先ニモ申述ベタガ如ク、四呎八吋半ノ軌道ニ改築ヲシロト云フ命令ヲシタノガ、三十九年ノ八月一日デアル、今ヤ一年有半ヲ經テ居ルノニ、彼ノ南滿鐵道が如何ナル工事上ノ成績ヲ残シテ居ルカ、私ハ未ダ不幸ニシテ工事ニ著手シタ云フ報モ聞カヌノデアル、此鐵道ノ如キハ一日早ケレバ一日ノ得ガアリ、一日遅ケレバ國家ノ爲メ百年ノ損ガアル、軍事上經濟上頗ル重要ノ線デアルニ拘ハラズ、之ヲ放任シテ置クト云フハ實ニ解シ難イノデアル、嘗テ此壇ニ於テ他ノ人ガ云ハレタ如ク、政府ハ政費ノ大半ヲ殺イテ、軍事計畫ニ注ギテ居ル、之ガタメニ増稅新稅ヲ誅求シテ、軍事ノ必要ヲ説クトコロノ當局者ガ、此鐵道ヲ念佛鐵道ノ儘ニ委シテ置クハ實ニ辻褱が合ハナイ、殊ニ先ニ財政ノ危大ヲ來スコトヲ顧ミズ、鐵道國有ヲ斷行シテ鐵道ノ改良ヲ天下ニ宣言シタコロノ政府ガ、此貴重ナル

安奉線ヲ輕便鐵道ノ儘ニ放任シテ置クノハ、ドウ云フ譯デアルカ其理由ヲ解スルニ苦マザルヲ得ヌノデアル、國家ノ財政ハ日ニ多キヲ致シ、國民ノ負擔ハ日ニ重ヲ加フ、帝國ハ外ニ向クテ經濟發展ノ施設ヲ努ムル責任アルニモ拘ハラズ、經濟上重要ナル此鐵道ニ向クテ、未ダ工事ノ著手ヲ見ナイト云フノハ、甚ダ不可解極マル話テ、寧ロ國事ヲ少シモ重ンゼザル政府デアルト痛罵シナケレバナラヌノデアル、先日質問ヲ致シタコトニ對シテ命令

○副議長(箕浦勝人君) 元田君ノ發議、議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセバカ

「異議ナシ
○副議長(箕浦勝)
委員ニ付託シテアリ

異議ナシ「ト呼フ者アリ」
人君御異議ハナイト認メマス、日程第三カ
マスカラ併セテ委員長ノ報告——磯部四郎君

カラ第六ハマテハ同一ノ

期間内ニハ珍工セミフル見込アガルト云テ一言外ケテ從來ノ経過モ述ヘカレバ將來ノ計画モ述ベテ居ナイノデアル、始メニ三箇年間ニ事業ノ竣成ヲナシメルト云ウテアルニ

最早其期間ヲ剩ストコロハ一年半シカニ之ヲ改築スルニ三年ノ日子ガ要ルト云フ見
込ヲ立テタ以上ハ、其三年ノ半バ即チ一年半ヲ経過シタ今日ニ於テハ、是カラ工事ノ竣

功ヲナサシムルト云フコトヲ、十分ニ會得セシムルダケノ材料ヲ供給シナケレバナラヌ、義務ガアルノダアル、伏レニ准ニ准ニ、半分ヲ費シタ
今日三塙ア、命帝期間内二級功セシムルト

云フ一語ヲ以テ説明が足ルベキモノトスルノハ、實ニ不親切デアル、從來ノ經歷ニ徵シテ

政府ハ唯一時運レノ挨拶ヲ爲スモノトシカ思へヌノテアル、今日完成シタ鐵道ノ運輸ヲナ
三皆ミ、貨物亭帶ノ聲が天下ニヤカマシキ、政府アラニ見ルト、安奉線ノ改築が政府

ノ云フ如ク遂行セラル、ヤ、大ニ疑ハザルヲ得ス、故ニ敢テ問フ、今日以前ニ於ケル命令

發布ノ後、政府が南満鐵道ニ對シ爲シツ、アノ外處置ノ經過ヲ聞キタハ、併セテ今後ニ於テ如何ナル計畫ヲ立て、曩ニ豫期シタル命令期間ノ半ヲ以テ竣工セシム得ル計畫。

アリヤ否ヤヲ、事實及證據ニ基キテ茲ニ證明アランコトヲ望ムノデアル、而シテ序ニ其改
更ニ付テ、ハミニ付明、可レバ、モヨリ一ツアレカト上古ノコトモ、更メタ御答等ヲ頂シタリ。

第三著手ノ一時期ハ何レノ事キミリテアハナニ云シニテ、身ノ御名號新ニシテ、アル、簡單ト云フ御聲ノアリマシタニ拘ハラズ、長クオシヤベリラシマシタ段ハ甚ダ相濟マ

又次第デゴザイマスガ、先ダ是ダケ私ノ趣意ヲ申述ヘテ置キマス
（山本義三）

○議長（箕浦勝八君）　日程二移りて　日程第一　軍人恩給法中止正治行參
第一讀會、議案ノ朗讀

軍八恩治法中致王去肆秦（政府提出貴族院送

第一讀會
付印

書記朗讀

宣人馬総法中改正ス

第二十二條 中但書ヲ削り左ノ一項ヲ加フ
前項ノ規定ハ前條一當ルトキ及韓國沿岸ノ航海ニハ之ヲ適用セス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔海軍大臣男爵齊藤實君監置〕

○海軍大臣（男爵齊藤實君）本案ハ韓國ノ沿岸ニ教育訓練等ノタメ艦船ノ航海

スルニトが昇等ニカリマシテ 内地ノ沿岸ト異ガラサル有様ニカリマシテ 恩典加算ノ恩典ニ浴セシムルノ必要ナイト認メマシテ、改正案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、簡

○副議長(箕浦勝八君) 別ニ御質問ガナイヤウデアリマスカラ、日程第一、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ移リマス

○元田肇君 第一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
是ハ九名ノ委員ト致シマシテ、議長ニ於テ指名アランコトヲ望ミマス

官報號外

明治四十一年三月十三日

衆議院議事速記録第十四號

加瀨禮逸君ノ質問演説

嚴事日程一乃至第六ノ件

三

○副議長(箕浦勝入君) 日程第三、刑法施行法案、第一讀會ノ續
スルニ付キマシテ、四人ノ取扱ニ從來ト異ナリマスカラ、必要上斯ク相成リマシタ次第テゴ
ザイマスカラ、何卒速ニ滿場一致ヲ以テ御可決アランコトヲ願ヒマス、此段報告致シマス

第三 犯法施行法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會人續

○花井卓藏君 諸君、本員ハ既ニ大勢ノ定マテ居リマスル此案ニ對シ、事ニシク演説ヲスルタムニ此壇ニ立タノデハアリマセヌ、唯衆議院ノ面目ト致シマシテ、委員會ニ於テ修正ヲ加ヘテ居リマスル點ニ付キマシテ、其理由ハ此議場ニ於テ明カニ致シテ置ク必要ガアラウト思セマス、而シテ又貴族院ニ於テ修正セラレマシタル問題ニ關シマシテモ、同意スペキ理由アルコトヲ認メマシタル以上ハ、明カニ其所以ヲ告白致シテ置クト云フコトハ、立法部ノ體面トシテ必ズ然ベキコトニアラウト存ジマス、因テ極メテ簡単ニ本案質成ノ意見ヲ述ヘヤウト思フ、ニアリマス、貴族院ニ於キマシテハ、第二條ニゴザイマスル「又ハ他ノ法律」ト云フ文字ノ削除セラレタノデゴザイマス、而シテ其結果ト致シマシテ第十三條、第十四條、第二十八條、第三十四條、第三十五條ニ於ケル「又ハ他ノ法律」ト云フ文字ハ、ヨリモノト信ズル者アリマス、第一條ニゴザイマスル「他ノ法律」ト云フ文字ハ、陸軍刑法、海軍刑法ノミヲ指スベキ文字デアリマス、其他ノ法律ニ於キマシテハ、獨立シテ主刑法ヲ削除スルコトニ相成ツタノデゴザイマス、此點ニ關シマシテ、吾々ハ貴族院ノ修正ヲ最モ是ナリト確信スルノミナラズ、斯ク修正スルニアラザレハ施行法ノ面目ヲ全ウスルコト能ハザルモノト信ズル者アリマス、第一條ニゴザイマスル「他ノ法律」ト云フ文字ハ、陸軍刑法、海軍刑法ハ普通刑法ヲ施行法ノ存在致シテ、居ラヌノデゴザイマスルナラルコトヲ省略シテ、ソレノ施行法ニ此第二條ヲ以テ代ヘルト云フ主意ニゴザイマスルナラバ、或ハ「又ハ他ノ法律」ノ文字モ必要ゴザイマセウカレドモ、御承知ノ通り陸軍刑法、海軍刑法ハ、既ニ貴族院ニ提出ニ相成ツテ居リマシテ、ソレノ經過法タル施行法モ亦歎日前ニ貴族院ニ提出セラレテ居ルノデゴザイマスカラシテ、本條ニ於テ陸海軍刑法ノヘル、サウ云フ主意ニ於テ貴族院ニ於テハ削除セラレタモノノアルト見エルノデアリマシテ、改正セラルベキコトヲ豫想シテ、殊更ニ經過法ヲ作シテ置クベキ必要ト云フモノハアルマイト思フ、而シテ刑法施行法ハ普通刑法ヲ施行スル法律デゴザイマシテ、陸海軍刑法ヲ施行スル法律デハゴザイマセヌ、從コテソレラノ點ニマア關係ヲ擴ゲテ參ル必要ハアルマイト考マシタルガ如キ、意義ヨリハ寧ロ廣キ意義ヲ有シテ居ルノデアリマス、就中ニ二十八條ニハ「又ハ他ノ法律」ノ文字ガ前後ニ一ツゴザイマシテ、前者ト後者トハ其意義ヲ同ジウセヌノデアル、後者ノ方ハ民法ノ如キモノヲ指スベキモノデアルト云フコトハ、餘文ノ上ニ於テナル修正トシテ迎ヘタ次第アリマスル、此理由ニ依リマシテ貴族院ノ此點ニ關シスル修正セラレタル他ノ法律」ト斯ウ云フ文字ガ使シテゴザイマス、之ヲ改メテ「刑法ノ刑名ニ依リ正ニ贊成致スノアリマス、次ニ第六條、第七條、第九條ニ本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律」ト斯ウ云フ文字ガ使シテゴザイマス、之ヲ改メテ「刑法ノ刑名ヲ定メル法令」ト斯様ニ貴族院ニ於テ修正セラレマシタ、是モ原案ノ如クニ「本法ニ依リ刑名ヲ變更セラレタル他ノ法律」ト斯ウ書キマスルトキハ、法文ノ含ム所ハ既ニ存在セルトコロノ法律ノミニ限レルカノ如キ疑ラ生ジテ參ルノデアリマス、隨テ將來發布セラ

ノルベキ法令ニハ適用ガ及バナイコトニナリハセナナイカト云フノ疑が生ズルノニアリマス、本條ノ目的ハ既往將來一切ノ法令ヲ包含セシムルト云フコトニセナケレバナラナイ筋ノモノニアリマス、又解釋ノ上ニ於テモ此點ニ於テモ疑ヲ昭サヌヤウニセナケレバナラヌ、施行法ラレマシタルモノハ、唯今機部委員長ヨリ御報告ニ相成リマシタ通り、第一十七條ニゴザイノガ一つノ理由デアリマス、而シテ又特別法令ハ特別法令ノ上ニ屬人主義ニ致シマシテマスル第一號、二號、三號ノ削除テゴザイマス、削除ノ理由ハ刑法ノ第三條ニ掲ゲテゴザモ、屬地主義ニ致シマシテモ、ソレニ規定ヲスルト云フコトガ、立法ノ旨察ヲ得タルモノニアリト信ズルモノニアリマス、是が即チ第一ノ理由デゴザイマス、然レドモ刑事法本來ノ主義原則ト致シマシテハ、特許法ニ掲ゲタル罪、商標法ニ掲ゲタル罪、意匠法ニ掲ゲタル罪、即チ工業所有權ニ關スル犯罪ハ、刑法第三條ト同ジ性質トシテ屬人主義ノ下ニ規定スベキハ最モ正當ナル見解デアルノデゴザイマス、ソレ故ニ一千七條ニ之ヲ掲ゲマントナルトコロテ毫玉缺點ニハ相成ラヌノデゴザイマス、然レドモ外國ノ立法例ト同シヤウニ軌道ヲ歩ムモ採決シテ不可トセズテアル、而シテ特別法令ニ於テ此點ヲ補フハ立法ノ體裁トシテ相當デアラウト云フ主意ニ於キマシテ、一千七條ニ於キマシテハ、此三ツノモノニ限リマシテ、刑法第三條ノ延長ヲ認メナイト云フ所以ノ下ニ、本院ニ於テハ削除スルノ置キダイ點ガアルノニアリマス、此ノ如クニシテ刑法施行法ハ完成ヲ告ゲタノアル、而シテ此施行法ガ缺點ナク遗漏ナク立派ニ編成セラレマシテ、可決確定ノ曉ニハ、漏リナク居ルノデゴザイマス、貴族院ノ修正說ニ贊成シ、貴族院ノ削除新刑法ヲ行ヒ得ラル、順序ニ立至ラタノアリマス、而シテ茲ニ最モ注意スベキ點ハ陸海軍刑法ト云フモノガ、當院ニ於テ否決ト云フ運命ニ接シマシテモ、臺モ新刑法ノ運用ニハ妨げガナイト云フコトデアリマス、之ヲ明カニ告白スベキ必要ヲ本員ハ切ニ感シテ居ルノアル、而シテ又印紙犯罪處罰法ナルモノハ、本院ニ於テ握潰サレマシテモ、否決セラレマシテモ、刑法施行ノ上ニ於テ何等ノ關係ヲモ及ボスベキモノニアラザルコトヲモ申シテ置キマス、寧ロ彼が如キノ法案ガ成立ヲ致シマシタナラバ、忽チ施行法ノ一十五條第二編ニ墨ヲ引クコトニナリ、而シテ又第二十六條ノ第一號ノ規定ニモ筆ヲ入レルト云フコトニ相成ルノタメニ本院ニ於テ立派ニ否決シテ遣ハスカ、然ラスンバ闇カラ闇ニ弊リ遣ハス方ガ宜イト思フ、將來ノ心得方ヲ當院ハ示シテマル必要ガアルト存ズルノアル、故ニ陸海軍刑法眼中ニ在ラズ、印紙犯罪處罰法眼中ニ在ラズ、滯リナク刑法ハ本年ノ七月ヨリ施行セラルベバ、而シテ彼ガ如キ善良ニシテ進歩シタル法律ハ一日モ速ニ之ヲ行ハレマジテ、國家民人ノ利益ヲ擁護セラル、ハ、國家ノ最モ大切ナル任務三屬スルコトデアラウト思フノアリ亞ス、此點ニ於キマシテ政府ハ陸海軍刑法ナドニ、一切御遠慮ニ相成ラヌヤウニ、印紙犯罪所罰法ノ如キモノハ眼中ニ置カレザルヤウニ注意セラレシコトヲ望ムノ

ニ依リ延期ヲシタリト云フ申出ガアリマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト認メマス

○福井三郎君 本員ハ日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、日程第十一ノ鹽專賣法廢止法律案ハ是ヘ根本ノ問題アリマス、第九ノ鹽專賣法中改正法律案ハ枝葉ノ問題アル、根本既ニ定マレバ枝葉ハ自カラ解決スルノデアル、此道理ニ依リテ、日程ヲ組マル、ニハ、無論鹽專賣法廢止法律案ヲ先ニ組マレテ、改正法律案ノ方ヲ後トニ廻サルベキ筈ト思フ、然ルニ順序ガアベコベニナツテ居ルノハ、一ハ政府案ナルガタメアラウト察スル、因テ此場合最モ雅量ニ富ンダル政府ノ同意ヲ得テ日程ヲ變更シテ、第十ノ鹽專賣法廢止法律案ヲ第九ノ日程ニ上シテ、此場合ニ附議セラレントコトヲ希望致シマス

〔賛成タク〕ト呼フ者アリ

○元田肇君 チヨット唯今ノ動議者ニ御尋ヲ致シマス、鹽專賣タケアゴザイマスカ十モ併セテ變更スルノデハナイノアリマスカ、是ハ一括シテアリマスカラ、併セタ方が便宜ト思ヒマス

○福井三郎君 サウデス、併セテデス

○元田肇君 唯今ノ動議ハ、第九ノ議事日程ヲ第十一ノ次ニ送込ムト云フコトニ結局ナルノテアラウト思ヒマス——サウデスナ

○福井三郎君 サウデス

○福井三郎君 〔賛成タク〕ト呼フ者アリ

○元田肇君 フレナラ同意ヲ致シマス

〔賛成タク〕ト呼フ者アリ

○副議長(箕浦勝人君) 福井君ノ動議、日程第九ヲ第十一ノ次ニ縁下ダルト云フコト、之ヲ議題ト致シマス

○副議長(箕浦勝人君) 討論ヲ須ギシテ採決致シマス、福井君ノ動議ニ御異議アリマセカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト認メマス、直チニ政府ノ同意ヲ求メマス
〔此時政府ノ同意ヲ求ム〕

○副議長(箕浦勝人君) 政府ハ同意ヲ表シマシタ、第十第十一ヲ併セテ議題ニ供シコト、之ヲ議題ト致シマス、委員長報告、元田肇君

○副議長(箕浦勝人君) 討論ヲ須ギシテ採決致シマス、福井君ノ動議ニ御異議アリマセカ

〔島田三郎君登壇〕

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト認メマス、直チニ政府ノ同意ヲ求メマス
〔此時政府ノ同意ヲ求ム〕

○副議長(箕浦勝人君) 政府ハ同意ヲ表シマシタ、第十第十一ヲ併セテ議題ニ供シコト、之ヲ議題ト致シマス、委員長報告、元田肇君

○副議長(箕浦勝人君) 討論ヲ須ギシテ採決致シマス、本件ニ付

○元田肇君 鹽專賣法廢止法律案外一件ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本件ニ付キマシタハ定メテ十分ナル反對論者贊成論者ノ御討論アルコト、信ジマスルが故ニ、私ハ委員會ニ於テノ雙方ノ論議ノ結局致シマシタ、簡單ニ述ベテ御報告ヲ致シマス、委員會ハ例ノ通り委員長選舉致シマシテ、十分ニ質問ヲ致シマシテ、ソレ故ニ本員ハ原案ノ提出者トテ否決セラレマシタ、而故ニ、直チニ之ニ向テ少數意見ヲ提出致シマシタ、織物稅ニ於テモヤハリ左様ナル譯デ、是ハ一名ヲ減シテ——半數ヨリ一名ヲ減シタ多數ニアリテ否決セラレマシタ、ヤハリ直チニ少數意見ヲ提出致シマシタ、ソレ故ニ本員ハ原案ノ提出者トテシテモ、此意味ヲ諸君ニ訴ベキトコロノ義務ガアリ、併セテ權利ガアルト思ヒマス、又少數意見提出者ノ一人アリマスカラ、同論者ニ代シテ之ヲ説明スベキトコロノ義務ガアリ、尙權利ガアルト思ヒマスカラ、此一ノ性質ヲ兼ネテ是カラ元田君ガ結論ヲ與ヘラレタコトニ付テ、否決サル、ト云フコトハ、甚ダ條理ヲ得テ居ラヌト云フ持論ヲ明カニスルガタメニ、其理由ヲ是ヨリ説明ヲ致シマス、詰リ此三稅ノコトニ付テ宜シクナイ稅ト云フモノハ、今委員長が明言セラレタルが如ク、殆ド何人モ異論ガナリ、惡稅アリマス、ソレ結果、本案ハ總テ否決スルト云フコトニナリマシタ、其否決スルト云フコトニナリマシタ故ニ此性質ニ付テ論ズルト云フコトハ殆ド無用テハアルマイカト感ゼラレルノアリマス、種々ノ議論モアリマシタケレドモ、大要ヲ此處デ申上ダマスレバ、既ニ財政計畫等ニ付キ

第十一 鹽專賣法廢止法律案(早速整爾君 第一讀會ノ續(委員長)
〔元田肇君登壇〕

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト認メマス、直チニ政府ノ同意ヲ求メマス
〔此時政府ノ同意ヲ求ム〕

○副議長(箕浦勝人君) 政府ハ同意ヲ表シマシタ、第十第十一ヲ併セテ議題ニ供シコト、之ヲ議題ト致シマス、委員長報告、元田肇君

○副議長(箕浦勝人君) 討論ヲ須ギシテ採決致シマス、本件ニ付

○元田肇君 鹽專賣法廢止法律案外一件ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本件ニ付キマシタハ定メテ十分ナル反對論者贊成論者ノ御討論アルコト、信ジマスルが故ニ、私ハ委員會ニ於テノ雙方ノ論議ノ結局致シマシタ、簡單ニ述ベテ御報告ヲ致シマス、委員會ハ例ノ通り委員長選舉致シマシテ、十分ニ質問ヲ致シマシテ、ソレ故ニ本員ハ原案ノ提出者トテ否決セラレマシタ、而故ニ、直チニ之ニ向テ少數意見ヲ提出致シマシタ、織物稅ニ於テモヤハリ左様ナル譯デ、是ハ一名ヲ減シテ——半數ヨリ一名ヲ減シタ多數ニアリテ否決セラレマシタ、ヤハリ直チニ少數意見ヲ提出致シマシタ、ソレ故ニ本員ハ原案ノ提出者トテシテモ、此意味ヲ諸君ニ訴ベキトコロノ義務ガアリ、併セテ權利ガアルト思ヒマス、又少數意見提出者ノ一人アリマスカラ、同論者ニ代シテ之ヲ説明スベキトコロノ義務ガアリ、尙權利ガアルト思ヒマスカラ、此一ノ性質ヲ兼ネテ是カラ元田君ガ結論ヲ與ヘラレタコトニ付テ、否決サル、ト云フコトハ、甚ダ條理ヲ得テ居ラヌト云フ持論ヲ明カニスルガタメニ、其理由ヲ是ヨリ説明ヲ致シマス、詰リ此三稅ノコトニ付テ宜シクナイ稅ト云フモノハ、今委員長が明言セラレタルが如ク、殆ド何人モ異論ガナリ、惡稅アリマス、ソレ結果、本案ハ總テ否決スルト云フコトニナリマシタ、其否決スルト云フコトニナリマシタ故ニ此性質ニ付テ論ズルト云フコトハ殆ド無用テハアルマイカト感ゼラレルノアリマス、種々ノ議論モアリマシタケレドモ、大要ヲ此處デ申上ダマスレバ、既ニ財政計畫等ニ付キ

以テ諸君ニ訴へ、併セテ國民ニ訴ヘルノが相當アラウト思ヒマス、終リニ此三千万圓ノ
鐵道ヲ如何セント云フコトガ、勝敗ノ岐ル、トコロニアリマスカラ、ソレニ付テノ少數提出
者ノ議論ヲ諸君ニ訴ヘキトヨロノ義務ガアル、尙權利ガアルト斯様ニ思ヒマス、是ハ文
字ニ現ハレテ居ルが如ク、前ノ一者即チ織物稅ト通行稅ハ、非常特別稅ノ中ニ列記サ
レテ居ルトコロノ戰時ニ起リマシタ稅デアリマス、又鹽ノ專賣モ永久ニ續ケベキトコロノ專
賣法デアリマスケドモ、是亦非常特別稅ト同時ニ戰時ノ急ニ應シテ設定セラレタル
法津ニアリマス、此稅源ニ付テハ、若モ戰ナカリシベ、此ノ如キ惡稅ハ起ラザリシモノヲト、
何人モ感ズルノニアリマス、其以前ヨリ織物稅ハノ稅源デアルマイカト云フノハ、當
局が屢々之ヲ調査サレマシタガ、何分ニモ其手續竝ニ徵收方法ニ付テ、方案ガナイト云
フノデ、數年間調査ニ調査ヲ重ねテ遂ニ此事が止シテ居リマスノヲ、戰爭ノ際ニハ何レ
ノ稅源モ取リ得ベキモノハ、皆取ラザルヲ得ザル境遇ニ立ダタガタメニ、遂ニ織物稅ヲ起シ
タノアリマスカラ、其沿革ニ考ヘテ見マシテモ、名が非常特別稅デアリマスカラ、永久ニ
續ケバカラザルト云フ觀念ヲ國民ニ與ヘテ居リマスノト、更ニ前ニ調査ニ調査ヲ重ねテモ、
稅率ト云フ事實ニ考ヘマシテモ、其惡稅タルコトハ沿革事實ニ於テ明瞭デアルト思ヒマ
ス、ワレ故ニ今日當局サヘモ亦之ヲ眞稅ト云ハナイノハ、稅法調査委員會ノ記録ヲ讀ン
テ見ルト、唯他ニ稅源が無キ故ニ、縱令惡稅アル不貞稅デアシテモ、餘儀ナコトニア
ルト云ク、結論ニ止マタノデ、如何ナル當局者ト雖モ、如何ナル政府ノ黨與ト雖モ、之
ヲ良稅ト言ヒ能ハザル程明白ナルモノニアリマス、是等ノ事實ヲ附加ヘマシタラハ愈々其
惡稅タルコトハ天下ニ明白アラウト思フ、併ナガラ尙ニ附帶シタル現時ニ現ハレタル
形勢ヲ遮ベマスレバ、愈々織物稅ノ惡稅タルコト、通行稅ノ甚ダ不貞稅タルコト、驟專賣
國民ノ如何ニモ惱シテ居ルト云フコトノ形勢が明白ニナラウト思ヒマス、第一織物ト云
フモノハ、名ハ消費稅デアリマシテモ、實ハ消費稅ノ事實ノ無イモノニアルト云フコトヲ
本員ハ確信スルモノニアリマス、ソレハ價ニ最モ標準ノ付ケ難イモノニアリマシテ、他ノ消
費稅トハ全ク性質ヲ異ニシテ居リマス、他ニ消費稅ノ名が付キマセヌデモ、稅が上ツタラ其
使ノ分量ヲ減スコトが出來ナイ性質ノアルモノテ、例ヘ嗜好品ニ於テ、煙草ノ如キ、酒
ノ如キモノハ一日其慣習が付キマスルト、値段ノ高下ニ依シテ其用方ノ量ヲ減ラズコトが
出來ニクイモノニアリマス、又鹽ノ如キモヤハリ其性質ヲ衛生上何分ニモ其分量ヲ減ズル
コトハ出來ナイモノニアリマスガ、織物稅ハ全クコト反對アリマシテ、現在其處ニ餘地ガ
アリマストキニハ、他ニ衣服がアリマシテモ、尙ホ之ヲ買ハウト云フ人ノ心ノ起ルモノニアリ
マス、然ラザレハ其値段ノ如何ニ拘ハラズ、其必要不必要ニ拘ハラズ、窮シタトキニハ先
づ古イ物アモ間ニ合セテ置カウト云フ性質ノモノニアリマスカラ、此性質ノモノハ實ハ消
費稅ト云フコトハ出來ナイノデ、市場ノ形勢並ニ物價ノ高低世間ノ景氣如何ニ依シテ、
アリマストキニハ、勢ヒ製造者ガ之ヲ負擔シナケレバナラズモノニアリマスカラ、全ク他ノ
費シマシテモ、亦其造出シマシタ物ノ高如何ニ拘ハラズ、其之ヲ掛ケタ價格如柯ニ拘ハ
ラズ、市場ガ不景氣ノ時ニハ元ヲ減シ賣ラントシテモ亦之ヲ買フコトヲシナイ性質ノモノ
ニアリマスが故ニ、勢ヒ製造者ガ之ヲ負擔シナケレバナラズモノニアリマスカラ、全ク他ノ
消費稅ト性質ヲ異ニシテ居リマス、本年ノ如キハ殊ニ其實例ヲ事實ノ上ニ現ハスデアラ
ウト本員ハ信シテ居リマスルカラ、昨年ト本年ノ市場ノ形勢ヲ考ヘテ見マスレバ、日本ニ

於テ最も經濟上ニ影響ナリマスルトコロノ、海外ニ輸出品ノ生絲が滯シテ居リマスルガタ
メニ明カニ市場が恐慌ニ近キトコロノ有様アリマスガタメニ、資本ノ融通が極ク十分ア
リマスノア、未來ニ如何ナル危險が起ルカト云フコトニ付テ憂慮シテ、總テノ金ノ使途ニ
警戒ヲ加ヘテ居ル年ニアリマスカラ、昨年ノ景氣ノ好キ年ニ多クノ資本ヲ注込み、多クノ
労力ヲ掛ケテ造出シタモノガ、今年ノ市場ニ賣レナリ、昨年ノモノガ本年ハ實地ノ値段
ガ七圓ニナルカ、八圓ニナルカト云フコトハ、最モ見易イコトニアリマスガ、併ナガラ是ハ何
人が其價格ヲ定ムルトコロノ有權者即チ權力アルモノアルカト云ヒマスルト、之ハ所謂
稅務官ニアリマシテ、此稅務官ノ鑑定ニ依シテ之ヲ定ムルノアリマスカラ、事實ニ於テ
法律ハ稅務官ニ價格ヲ定ムルトコロノ、殆ド立法權ニ等シキ重大ナル權利ノ附與シテア
リマスガ、前ニ申シ述ベマシタ通り、物品ノ性質此ノ如キモノアシテ、之ヲ種メル稅務官
更ガ此ノ如キモノニアリマスカラ、價ノ標準ノ付ケニクイコトハ是ヨリ甚シキハナイノアリ
マス、ソレ故ニ勢ヒ是ハ消費稅トナラズシテ、製造者ノ負擔トナルカ、或ハ仲買人ノ負擔
トナルカ、是ハ決シテ消費者ノ方ニ迴シテ來テ織物稅ノ重ミテ消費者ニ荷ハセルコトハ出
來ナイノアリマス、如何ニモ困難ハ此處ニアリマス、ソレ故ニ稅貌が多キモ是カラ來ルノ
アラウ思フ、本員が唯今述ベマシタ實例ハ、本年必ズ市場ニ現ハレルコトヲ疑ハヌノ
デアリマス、是ニ於テ第二ノ弊害が起ル、一ハ狡猾ニシテ稅ヲ遁レル——稅貌ニ巧ミナ
ル者ハ稅貌ヲシテ、之ヲ容易ク市場ニ持達アコトが出來、信用ヲ重ンシテ名譽ヲ重ンシテ
デアラウ思フ、本員が唯今述ベマシタ實例ハ、本年必ズ市場ニ現ハレルコトヲ疑ハヌノ
デアリマス、是ニ於テ第一ノ弊害が起ル、一ハ狡猾ニシテ稅ヲ遁レル——稅貌ニ巧ミナ
ル者ハ稅貌ヲシテ、之ヲ容易ク市場ニ持達アコトが出來、信用ヲ重ンシテ名譽ヲ重ンシテ
營業稅ヲ多ク拂ヒ、多クノ資本ヲ使ヒ、多クノ人ヲ使ヒテ堂々店舗ヲ張シテ居ル者ハ此
稅ヲ遁レタト云フ不名譽ハ、ドウシテモ負フコトハ出來ニクイカラ、昔ヲ忍シテ嚴正ニ稅ニ
出ニスコトニアリマスカラ、言換レバ正シキ者ガ損ラシテ、狡猾ナル者ガ得ラスルト云フコト
陷ルノガ、此稅ノ性質ニアリマス、此事ガ一度本年實例ニ現ハレルト本員ハ繰返スコト
ヲヤメニスルコトハ出來ナセヌ、委員會ニ於テ政府委員ニ問ヒマシタル問答ノ要領ヲ茲ニ
舉ゲマスルト、先づ昨年稅法ノ審査會ニ政府が參考トシテ與ヘマシタコロノ織物稅ノ
總額ハ千五百万圓、サウシテ毛織物稅一割五分ヲ一割ニ減ラスト云フコトニアリマシタ、
所ガ今年ニ至リマシテ豫算ニ於テハ四百万圓ヲ增加スル數字が出来テ居リマス、是ガ本員ノ大
きニ論ズベキ要點アラウト思ヒマスカラ、本員ハ政府ノ見込シテ増スト云ハレタノハドウ云フ
織物ダケタ一割五分ヲ一割ニ下ゲルト云ノ前途ノ希望ヲ以テ稅法ヲ整理セラレルト云
ヒナガラ、一方ノ豫算ニ於テハ四百万圓ヲ增加スル數字が出来テ居リマス、是ガ本員ノ大
きニ論ズベキ要點アラウト思ヒマスカラ、本員ハ政府ノ見込シテ増スト云ハレタノハドウ云フ
稅額が増スト言ハレタノアリスガ、一方ニハ愈々年々調が段々嚴重ニナシテ、
始メハ其手心ヲシテ寛大ニシテ置イタガ、年ヲ經ルニ從テ之ヲ嚴正ニスルト云フコト

云フ氣樂觀ヲ懷イテ居リマセスカラ、是ハ検査ヲ嚴重ニシテ、取ラズシテ、此精神ヲ以テ始メテ之ヲ發揮シ得ルハ萬人ノ認ムルトコロデ、如何ニ當局者ト雖モ今年ノ市場ノ形勢ノ宣シカラヌコト唯今マテノ價格付ヨリハモト多クノ價格付ヲ附ケテ取上ケル、大藏省ノ方針が此數字ノ上ニ現ハレテ、四百万圓ヲ増スト云フコトニナツタノアリマセウ、ソレ故ニ法律ハ變ゼシシテ、稅ノ總額が變シテ、國力ハ増サズシテ、稅ノ總額が變ズルト云フコトハ、計算ヲ嚴重ニシテ多ク貢ル意味ニナル、サウシマスルト市場ハ衰ヘテ居ラテ、國民ノ生活ノ困難ハ昨年ヨリ増シテ居ラテ、政府ノ取ラレルト期シテ、居ル租稅ノ總額が四百万圓ノ豫算ノ上ニ非常ニ收稅費が増シテ居リマス、茲ニ於テ是マテ苦情ノアタ、織物稅ハ、今年ハ一層ノ苦情ヲ増スコトヲ本員ハ信ズルノデアリマス、ソレナラバ斯ノ如ク嚴重ニ検査ヲスルトコロノ其検査ノ役人ハドウ云フモノカト云フコトヲ、先づ吟味シテ見ナケレバナラヌノアリマスガ、本年ノ豫算ノ上ニ非常ニ收稅費が増シテ居リマス、百五十万カラ百七十万ノ間ニ増シテ居ルト記憶シテ居リマスガ、先づ百五十万増シテ居ルト假定致シテ見マスルト、是ハ織物稅ニ嚴重ナル手數ヲ經ルガタメニ、收稅ノ費用が増シタ本員ハ曲解スルモノデナインアリマス、他ノ所得稅ナリ、營業稅ナリ、ヤハリ嚴重ニ検査ヲシテ往キマスルト、勢せ收稅ノ上ニ費用ヲ増ヌタメニ、是ダケノ費用が増シタノアラウト思ヒマス、併ナガラ其費用ハ一部ト云ハシヨリハ、其多くハヤハリ織物稅ノ検査ヲ嚴重ニスルガタメニ、此收稅費ヲ増シタト云フコトハ、決シテ曲解テナイト恩ヒマス、併ナガラ此稅務官吏ノ月給ノ平均ハ無論使フノアルト本員ハ恩フ、十五圓ヤ二十圓ノ稅務官吏ヲ飽テ、此品物ノ價格ヲ鑑定サセル、其價格ヲ鑑定サセルトコロノ實地ヲ想像シテ見マシタラバ、國民ノ困難ハアルカラ、成ルダケ稅務官吏が輒ク鑑定ヲ與ヘテ呉レルヤウニシナケレバナラヌト云フ、國民ニ一ツノ惱ミガアタノニアリマスルガ、大藏省局者ノ申ス如ク是迄ハ手加減シテ寛モ訴フル處がナイト云フコト、是等ノコトニゴタタサレルトキニハ商賣ノ機會ヲ失フノアルカラ、成ルダケ稅務官吏が輒ク鑑定ヲ與ヘテ呉レルヤウニシナケレバナラヌト云フ、國民ノ一ノ重大ナル產物ヲ鑑定シテ、此直段ヲ定メルトコロノ權利ヲ持ツト云フノハ、小見ニ利刀ヲ持タセルト云フト同シコトニアツテ、隨分危險ハ國民ニ迫ラテ居ルト本員ハ服務ガアルト思フ、之が果シテ一二十三圓平均ノ役人が鑑定ヲ誤テザル技術ガアルカ、賄賂ヲ

デ 直キマスケレドモ、丁度支那ノ昔宋ノ時代ニ青苗ノ法ヲ作シテ机ノ上デ論シタ場合ハ、制度ノ理論ハ合ツタケレドモ、之が經過實用ニ臨ンデハ民心忽チ離反シテ遂ニ宋ノ社稷ヲ危ウシタト云フ惡法ト同ジク、農家ニ打撃ヲ與ヘ、商家ニ苦痛ヲ與ヘ、工業家ニ非常ノ困難ヲ與ヘルトコロノ惡稅ノ性質ハ此ノ如キモノデアルト思フノアリマス、ソレ故ニ機會ガアルナラバ必ズ之ヲ廢サナケレバナラヌト確信シテ居ル、當初設立ノ時代ヨリ引續イテ反對シテ、行ハル、ト行ハレザルニ拘ハラズ、此性質ヲ一人モ多ク國民ニ感得セシメ、尙一人モ多ク議員諸君が此性質ヲ覺ランコトヲ望ムガタメニ、本員ガ年々繰返シテ此案ヲ提出スル所以ハ此處ニアルノアル、ワレ故ニ最早諸君ハ惡稅ニ付テハ異論ハナイカラ、更ニ附加ヘルコトハ本員ハ避ケルノアル、通行稅又此ノ如キモノノアラズ全體申シマスレバ備タトコロノ憲法國ニ於テハ、國民ノ移住並ニ往來ハ自由ナルコトヲ憲法ニ明記シテアル位デアリマスカラ、天下ノ公路ヲ往來スルノニ往來稅ヲ拂フト云フ程、文明ノ主義ニ背イタ稅ハナイト思ヒマスルガ、通行稅ハ即チ其種類デアル、ワコデ本員ハ反對シツ、アルケレドモ、大多數ヲ以テ本院ヲ經過シタトコロノ鐵道國有ハ如何ナル主義ニ下ニ立テラレテ居ルカ、之ハ天下ノ公路ナルガ故ニ、私人ニ有セシメズ、私會社ニ有セシメズ、國家ガ有シテ値段ガ下タナラバ、貨銀ガ下タニ國民ニ從來ノ自由ヲ與ヘルト云フコトヲ明言セラレテ、政府が國有鐵道ヲ其時ニアラズ、其方法ニアラザル手段ヲ以テ、法律ヲ立テタデアリマスカ、此法律ヲ贊成セラレタル御方ハ、性質ニ於テ第一ニ通行稅ニ反對セラルベキ義務アリ、道理ガアルト、本員ハ思ウテ居ル、通行ノタメニ稅ヲ拂フト云フコトハ、國民ノ活動ヲ妨ゲル是程惡稅ハナイ、況ヤ近時ノ形勢ニ於テハ何レノ國モ然リ、市街ノ發達、人口ノ増加ト云フコトハ萬國一様アリマス、日本ノ維新ノ時代ニ百万ヲ以テ數ヘタ東京ガ、二百六万ニ一昨年ノ終ニ達シテ居タトコロヲ見マシテモ、各地ノ市街ハ此ノ如キモノデ、是ニ文明ノ利器ヲ据付ケテ市街ノ繁盛ヲ計ルニハ、勢ヒ市街電氣鐵道ト云フモノヲ設置シナケレバナラヌ、是ハ市街ノ繁盛ノタメニ最モ必要デ、生活ノ度ノ低イトコロノモノハ、郊外空氣ノ好キ所ニ住シテ、繁盛ナル市ノ中心ニ出テ來ルト云フコトハ、中産以下ノ役人然リ、教員然リ總テノ人然リ、特ニ下層ノ人民然リテアリマスカラ、市街ノ地代ガ上リテ、人口ガ殖エマスレバ、ドウシテモ公道トシテ電氣鐵道ノ如キモノヲ設ケナケレハナラヌノアルガ、之ニ向ウテ稅ヲ課シテ、下層ノ人民ニ最モ重荷ヲ擔ハシメテ、幾何取レルカト云フニ、政府が多ク見積シタマラウト見テモ、本員ハ二百五千万圓ト云フノアルガ、六億ノ大豫算ヲ以テ非文明ノ稅ヲ實行シツ、其稅率ノ次第ヲ申セバ、日露戰爭ノ時代ニ、非常特別稅トシテ起シタモノヲ、其儘ニ繼續シテ居ルト云フコトハ、不法是ヨリ甚シキモノハナシト思ウテ居ル、此等ノコトニ付テハ、最早諸君ノ信シテ居ラル、トコロデアリマセウガ、頑トシテ政府ハ此議ヲ容レルト云フコトニサレナイノアリマスカラ、是カラ鹽專賣法ニ付テ、一括シテ本員ハ論シヤウト思ヒマスガ、鹽專賣法ニ至シテハ、是ヨリ更ニ甚シキモノガアルノデ、是ハ惡稅ト云フコトヲ通リヌケテ、愚ナル稅——愚稅ト思フノアリマス、此愚稅ト云フコトニ付テ、恐ラクハ滿天下ノ人皆同意スルト思テ居マスカラ、是モ沿革ニ溯リテ、其内容ヲ此處ニ曝露シテ、天下ノ問題ニ付テ大ニ奮起セシコトヲ望ムノアリマス、實ハ斯ウ云フモノデ、是ハ十州鹽田會ト云フモノガアッテ、此鹽田ノ所有者ハ相當ノ地主デ、此下ニ屬シテ居

ル鹽業者が外國ノ鹽ニ段々壓倒セラレルカラ、之ヲ妨グニ何カ方法ハナイカト云フノガ動機デアリマシテ、其方法ヲ講スルタメニ、物ノ分ラストコロノ農商務省ニ吹込シダト云フノガ起源デアリマスガ、流石ニ天下ノ識者ヲ恐レテ、容易ニ之ヲ行フコトハ出來ナカタ、彼等ニ取シテハ幸テアラカモ知ラヌガ、非常特別稅ヲ徵收シナケレバナラヌト云フ日露ノ戰爭が起シタカラ、此混亂ノ間ニ永久ニ續クベキ鹽專賣法ヲ立タノデ、此理由ニ依ツテ本員ハ反対ダ、非常特別稅ハ戰時ニ限ル稅デアルガ、鹽專賣法ガ之ニ突込シテ永久ニ續クベキ專賣法ヲ立ツルト云フコトハ怪シカラヌト思ツタノアリマス、情實ノ行ハル、道理ノ達セザル今日ノ政界ニ於テ、十州鹽田會ニ於テ富ヲ有シテ居ル人が、貴族院ニモ、衆議院ニモ、大ニ勢力ガアル、竝ニ愚カナル彼ノ技手ト云フモノニ大ナル勢力ガアル、此技手ト云フモノハ職工デアリマシテ、此鹽ヲ造ルトカ、改良ヲスルトカ云フ化學的作用ノコトバ、吾々ヨリ能ク知シテ居ルガ、併ナガラ是ハ何ント云フモ専門ノ知識以外ニ涉ラヌ一ノ職工デアリマスカラ、經濟的能力、經濟的智識、政治的能力才能ノアラザルモノデアリマスカラ、此等ノモノト十州鹽田會ノモノト、農商務省ニ吹込シテ、彼モ保護スル、此モ保護スルト云フテ、此ノ如キ役人共ガ、此愚ナル說ヲ聽入レテ、戰爭騒動ノ間ニ拵ヘタノガ十州鹽田會デ、愚法ヲ立テラレクト本員ハ批評スルノアリマス、是ガ本員ハアリマスカラ、此等ノモノト十州鹽田會ノモノヲ以テ致シマスレバ、害ヲ受クルモノハ必ズ發當人ニ戻ルト云フノハ、天道明々必ズ此等ノ人ニヲ許サヌト本員ハ笑フノアリマス、政府ハ失敗デアル、政府ハ成ルベク收入ノ多イコトヲ告ゲ知ラシタインデアリマスガ、數字ハ此ノ如キ情實ヲ容レナインデアリマスカラ、數字ノ上ニ失敗ヲシテ居リマス、昨年來ノ豫算ヲ見マスレバ、收入純益千二百万圓ト豫算ニ出シテアルガ、本年ハ数デ九百萬圓バカリ、此内ニ四百万圓が減シテ居ル、中ニ一時ノモノニ永久ノモノニハナイト政府ハ辯解シテ居ルガ、本員カラ見ルト一時ナイト云フノハ成程一時デハナカラウ、來年ニナシタナラバ、モット減ルテ居ル鹽ヲ價格ニ見積シテ、二百万圓バカリデアリマスカラ、總數デ九百萬圓バカリ、此内ニ四百万圓が減シテ居ル、中ニ一時ノモノニ永久ノモノニハナカリヨリ外ニナインデアリマスカラ、現在商人ハ斯ウ云フ迂闊ナ計算ハ致シマセヌ、此ノ如ク荷物ヲ其儘抱イテ見積ルヤウナコトハナカレバ、後トノ二百万圓ト見積シタノハ、百五十萬圓バカリノ品物ヲ政府が背負シテ居ルデアラウ、幸ヒ商賣人デハナイカラ、藏數ハ拂ハヌカラ懶ミツ、忍シテ居ルケレドモ、他ノ當リ前ノ會社者ハ知ルヤ知ラズヤ、敢テ本員ガ云フ必要ハナイカ、天下皆知シテ居ル、先ツ第一ニ漁業カ商人デアリマスレバ、金利ヲ拂ヒ、藏敷ヲ拂ハナケレバナラヌ、政府ハ元ヲ損フル愚ナル結果ニ至シタ本員ハ思フノアリマス、是ニ於テ苦情ハ天下ニ満チテ居ルコトハ當局者ハ知ルヤ知ラズヤ、敢テ本員ガ云フ必要ハナイカ、天下皆知シテ居ル、先ツ第一ニ漁業家ノ困難ハ、北海道ヲ始メトシテ、四面海ヲ環ラシテ居ル日本ノ沿岸ノ漁業ノ上ニ貯ヘル害トナシテ居ル、捕ツタ魚ヲ其儘市場ニ賣出スモノハ、道路ノ便利ト好キ地勢ヲ占メテ居ルモノナルガ、クレモ多ク捕ツタキニハ幾分カ貯ヘテ居シテ、市場ノ價ノ好イトキニ賣出サウト云フが當リ前デアルガ、鹽ノ分配ト價格ノ宜キヲ得ナイタメニ漁業上ニ貯ヘル品物ヲ貯ヘルコトが出來ナイノデ、第一ニ漁業ノ利益ヲ消シテ居リマス、之ガタメニ一方ニ

失^{シテ}居ルト云フコトハ、國民全體ノ損害ハ如何バカリカ、啻ニ七百万圓ヲ得ルガタメニ、四面海デ漁業海產ノ上ニ富源ヲ有^シテ居ル日本ニ於テ、是程愚ナル專賣ハナイト思^フテ居ル、漁獲物保存ニ損ラシテ居ル、啻ニ沿海ノ漁業バカリデナイ、工業家モ惱シテ居ル、凡^ソ世ノ中が進ムト、鹽ノ需要が増スノハ何人モ知^シテ居ル、例ヘ^マ鑛山^マ開ケマスレバ鑛物ヲ分析シテ、之ヲ製造スルニ鹽が要ル、石鹼ヲ製造スルニモ鹽が要ル、此等ハ當局者ハ鹽ノ役人ヲ控ヘテ居ルカラ役人ニ御聞キニナレバ分ルダラウ、工業ノタメニモヤハリ妨害ヲ與^ヒテ居ル、此等ハ農商務省が成ルタケ保護シテ成ルダケ便利ヲ與^ヒテナケレバナラヌ種類ノモノニアマシテ、漁業家ニ付テモ、政府が多年保護スル保護スルト云^シテ居ルガ、一般ニ及^スボスベキ利益ニ、斯ノ如キ妨害ヲ與^ヒテ、鑛山或ハ製造化學ノ上ニ付テモ、ヤハリ不^便ヲ與^ヒテ居ルノアリマシテ、ソレカラ一般ノ農家ノ上ニ付テモ、ヤハリ種類ヲ選リマスルトキニハ、ドウシテモ鹽水ヲ使ハナケレバナラヌ、ニガリヲ使ハナケレバナラヌト云^シノアルガ、是亦政府ハ特別拂下ヲスルトカ、工業家竝ニ農業家ニ此ノ如キ特別ノ拂下ゲラスルト云^シタコロガ、役人ノ手カラ取ルノハ逃^ハテヤレバ、直ニ運ンデクレルトコロノ商賣人ノ手カラ取ルトハ、其便不便ハ如何バカリデアリマセウカ、實ニ一般ノ農家ノ獎勵ニモ妨害ヲ加ヘテ居ル、本員ハ實例ノ痛切ナル、悲歎ベキ事實ヲ知^シテ居ル、本員ハ昨年山形地方ヲ遊歷シテ山間ニ至^シテ、鹽ノタメニ難儀スルコトヲ聞イテ居リマスカラ、此事ヲ此際ニ當路者ニ告^シテ置キタイト思^ヒマスガ、山形縣ノ或地方ニ於テ、一昨年ノ饑饉ノ際ニ非常ニ難義ラシタノハ、此農穀が實ラナイテ難義ラシタケレドモ、併ナガラ平生デアルト野菜物ヲ貯^ヒテ置イテ、此時ヘテ居^シタ物ヲ臨時ノ糧ニ使^シテ他ノ穀類ト交セテ使フ、其使フニハ多クノ鹽ヲ使^シテ保存シテ置クト云^シノガ、此山間僻地ノ慣習アルケレドモ、併ナガラ政府ノ專賣ニ歸シテ以來、此便ヲ失^フテ一昨々年ニハ之ヲナカッタノガ、大變ニ當時穀物ノ實ラナイトキニ吾々ハ一層ノ艱難ヲ増シタト云^シトコトヲ聞イテ居リマス、シテ見マスレバ、一般ノ人民ノ生活費ヲ高メテ、一般が損害ラスル、ソレカラ工業者モ損害ラスル、農業者モ不便ヲ感シ、漁業者モ最モ不便ヲ感ズルト云^シトハ、鹽ノ性質上然ラシムルノアル、之ヲ惡稅ト謂ハヌヨリハ寧ロ恩稅デアル、是ダケノ不便ヲ與^ヒテ居^シタデ、見込ダケノモノが取レルノアタマスカ、政府ハ之ニ向^シテ稅金ノ増加、物品ノ平均分配、價格ノ平均ヲ希望シ、鹽田ノ整理ヲ希望シ、鹽業ノ改良ヲ希望シ、同時ニ稅額ノ增加ヲ希望シテ居ル、トスウ云ハレノアリマスガ、是が殘ラズ皆失敗ニ終^ツテ、稅金ハ三年經テモヤハリ増サナイデ、今年ハ減^シテ居ル、政府ハ是ダケハ何^トモ云^ハナイ、千二百万圓ト云^シテ居ルカラ、第一稅金ノ増加ハ間違^シテ居ル、ソレカラ物品ノ平等分配ト云^シルガ、併ナガラ尙是ハ永久ノ論デナイト云^シトハ、永久ノ論デナイト部分ハドレ程アルカトフノダ、倉庫ヲ費用ヲ出シ、或ハ法律ノ上ニ要求スルガ是モイケナイ、ソレカラ價格ノ安イテ居ルガ、是デ小賣人ヲ殖シテ、其小賣人ニ五分ノ禮ヲヤルト云^シ、是ガタメニヤハリ政府純收入ヲ減ズルコトニナル、サウスルト物品分配モ失敗ニ終リ、價格ヲ平均シテ廉^シ

賣ルト云フコトモ失敗ニ終シテ、收入ヲ減シテ、殘ルモノハ鹽田ノ整理、鹽田ノ改良困ルカラ、是ガダメニ不利益ニナルカラ、到ル處鹽濱ガアルソレテ是等ハ徐々整理シテ往クト云ウテ居ルガ、併ナガラ十州鹽田ノ如キ指ヲ届スル地方ハ、此整理ノ部分ニ這入テ居ラヌト思フ、是ヨリ利益ノ低イ處ヲ減シテ往ケト云フノガ、整理ノ方針アリマス、本員ノ得タコロノ二月一日ノ電報ニ據リマスト、兵庫縣播磨國赤穂カラ斯ウ云フ電報ガ來マシタ「政府委員ガ説明ニナタ主旨ニ據レバ吾等ハ涙ヲ飲ンデ父祖傳來ノ業務ヲ放擲スルヲ餘儀ナクセラルベシ法ノタメ倒レルヨリハ寧ロ自由營業ノ下ニ生死ヲ決シタシ此理由ニ依テ鹽專賣法ハ絶對ニ廢止セラレントラ望ム」赤穂鹽業總代田淵増次郎、岡田八十吉、柴田萬四郎、沓掛卓次此赤穂ト云フノハ、本員關東ニ人トナシテ居リマスケレドモ、日本全國中鹽ノ產地ト認メラレテ居ル地名ニアリマス、政府ノ不利益ナハ段々減ジテ往ケテ整理スルト云フノハ、赤穂ハ其部分ニ這入シテ居ラヌ、何トナレバ十州鹽田ノ内ニ數ヘラレテ居ツタ赤穂ハ、吾々關東ニ人トナシタ者モ赤穂ノ鹽田地タルコトハ知シテ居リマス、サウスルト此天然ノ利益ヲ比較的ニ有シテ居ア、父祖傳來ノ業デアルト、此電報ニアル如キ所ハ整理ノ部ニ這入ラヌデ、殘リノ部分ニアラウ、殘リノ部分ガヤハリ此鹽專賣法ニ依シテ涙ヲ飲ンデ云々、此法ノタメニ倒ル、ヨリハ自由營業ノ下ニ生死ヲ決シタシト云フノハ、何タル鹽業者ノ苦境、何タル鹽業者ノ苦痛デアルト云フコトハ、是ニ於テ明瞭デアル、是ニ於テ政府ハ板狭ニナシテ居ルコトヲ本員ハ知シテ居ル、一方ニハ分配平等ニ往カヌト云フノハ、慌テ、鹽ノ置場ヲ増加シツ、アラテ、此增加ヲ衆議院ニ要求シタガ、又此方モ目的が違シテ甘ク往カナイノデ(モ話サナク)テモフル」ト呼フ者アリ)本員ハ殘ラズ話サナケレハ満足が出來ナイノダカラ、緩クリ御聽キ下サルコトヲ望ミマス、マダ凡ソ一時間位ハ話サナケレバ論ハ盡キナイト思ヒマス、是ハ福島縣ノ須賀川カラ得タ報告デアリマスガ、此須賀川ハ郡山ノ此倉庫地カラ鹽ヲ買フノデアリマスガ、此處へ一旦郡山ノ倉庫ヘ鹽ヲスレテソレカラ逆戻ラシテ來テ、一重ノ運送費ヲ拂フテ此處へ配分ガ出來ルノデアル、是ハマダ鐵道ガアルカラ、逆戻ラシテモ鹽ノ値段ハサウ高クナイガ、ソレデモ運送ノ上三百斤ニ付テ十錢餘ノ運賃ヲ要スト書イテアリマス、又郡山ト須賀川ハ短距離デアリ、鐵道が敷カレテ驛地デアリマシテモ、尙此不便ガアリマスベ、是ヨリ他ノ地ニ於テハドレ程ノ運賃ヲ拂フカ知レヌ、併ナガラ政府ハ是等ノタメニ鹽ノ値段が上ガラヤウニ全國各地ニ鹽場所ヲ建アルト云ヘバ、九百万圓ノ純收入ハ全クナクナシテ、政府ノ此役人商賣ハ全ク無利益、無配當デ終ルト云フ破産的會社ニ終ルト思ヒマス、鹽ノ分配、鹽ノ價格ニ於テ此ノ如ク明白ナル消費者ノ苦情ガアルニ拘ハラズ、尙鹽ノ產地ニ於テ、唯今ノ電報ニ示サレタ如キ苦痛慘澹タル者ガアリマス、是ニ於テ政府ハ板狭ニナシテ居ルト云フコト言フ權利ガアル、初メニハ鹽田業者ヲ保護センガタメニ專賣ニシテ、サウシテ消費者ニ高ク賣シテ、自分ハ其間ノ差ヲ取シテ、稅ヲ出スト云フ方法ニアシタガ、一方ニ消費者ノ方ニ非常ナ苦情ガアリ、サウ高クテハ困ル、前ニ本員ガ舉ゲタルガ如キ漁業者ノ苦情ト云ヒ山間僻地ノ苦情ト云ヒ、工業者又其不

便ヲ訴へルト云フ消費者ノ苦情が追アッテ、政府が鹽田業者カラ買上ケル鹽ヲ制限スルカ、然ラザレバ此鹽ノ値段ヲ直切ラザルヲ得ヌト云フ境遇ニナシテ、鹽ク賣テ諸ラ取ラウト思ヘバ、ドウシテモ廉ク買ハケレバナラヌカラ政府ハ鹽ク買上ケルト云フコトニナシタカラ、鹽田業者ニ於テ保護ニ資テクシテ、困難ノ事情アルガタメ、即チ此電報ノ來ル所以デアリマス、ノミナラズ失敗ノミテアッテモ政府ノ豫期シタ結果ハ得ラヘナリ、是程思カナル悪税ハナイト思ヒマス、尙此外ニ本員ハ政友會ノ諸君ニ特ニ告ケベキ風聞ヲ承シテ居ルノハ、之ヲ廢スルト云フ輿論ハ非常ニ盛シテ、是等ノ方が缺席シテ萬一廢案が通ルトイケナイト云フノテ、監視人ヲ付ケテ議場ニ送出サナケレバナラヌト云フ風聞が傳ハシテ居ル所ヲ見ルト、諸君ノ不面目御氣ノ毒ニ感ズル、堂々タル議員が監視人ニ送ラレテ、立法部ニ出席スルト云フコトハ、立法部ノ面目何處ニ存スルカ、國民ノ代表者トシテ列席セラルトコロノ議員諸君ノ面目見ルノフ、本員ハ氣ノ毒ニ思フ、(「無責任」ト呼フ者アリ)本員ハ決シテ無責任アニア、責任アル議論ヲ以テ結論ヲ與ヘマス、尙是カラ昨日委員會ニ於テ、政府委員ト問答ラシタコロノ驚クベキ笑フベキ事實ガアル、臺灣ニ於テ凡ソ六千町歩ノ鹽ニ適シタ地ガアル、併ナガラサウ多ク作ラレテ本土へ送込マレテハ因ルカラ、先ツ一千町位歩ノ鹽田ニスルコトヲ許シテ、後ト止メテアル、總體ヲ開イタラ一万町歩程ノ鹽田ガアリテ、是ハ天然ノ利益トシテ所謂原料ヲ用ガズシテ自然ノ力ニ依シテ排ヘルノアリマスカラ、之ヲ運搬ヘ送リ、政府ノ極ク粗漏ナル費ヘ多キ計算ニ依テモ、五十錢六十錢テ横濱マテ持シテ來ラレルト云フ次第アシテ、之ヲ専航前船ニ積シテ多クニ需用者ガ内地ニアルコトニナシタラ、三十錢乃至四十錢テコトハ持シテ來ラレル鹽ヲ何レノ領土カト云ヘバ、日清戰役ノ結果日本ノ領土ニナシタ臺灣ニ於テ天然ノ利益ヲ之ヲ職人的技術者ト云フモノガ、其技術者ガサウ排ヘラレテハ因ル、サウ排ヘラレルト鹽ガ多ク出來過ギテ困ルカラ、之ヲ開クノハ止メテ吳レト云フノテ、一万町歩ノ内四千町歩ト云フモノハ、牛ヲ飼シテ其牠ノ六千町歩ヘ今日鹽田ニ適スルトスルモ、二千町歩ヨリ開カセヌト云フ天然ノ空氣ヲ減シテ、人ノ呼吸ヲ壓迫セシムルガ如ク、天然ニ得ベキ日本ノ領土ニ此如ク鹽ガ製造スルノフ、人作ヲ以テ政府が止メテ骨ヲ折シテ世間カラハ惡ク言ハレテ、天下ノ苦情ヲ受ケテ、正味七百万圓、物品ヲ合セテ九百万圓ト云フ機レムベキ財政ノ立方ガ、是ハ氣ノ毒アリマスガ、之ヲ贊成セサルヲ得ザル、餘義ナシ諸君ハ、殊ニ氣ノ毒ト存スル、本員ハ斯様ニ云フノデアル、是ハ臺灣バカリデハナタ、遼東亦然リ、遼東ハ日露戰爭ノ結果、我勢力範圍ニ入レテ是ニ下ス資本ハ日本ノ資本アリ、經濟甚スル事業者ハ日本ノ國民アシテ、此遼東モヤハリ天日ノ力ニ依シテ鹽ヲ廉ク製スルコトが出來ルガ是モ當局者ハ多ク入レラレルト因ルカラ、之ヲ多クシナミヤウニシテ置クト云フノハ、是亦天然ノ力ヲ戰役ニ依シテ得タ物ヲ利用シナイ誤タル、政宗ト思ヒマス、ワレト同時ニ日本國民ハ何ノ罪ガアル三四十錢石得ル鹽ヲ買ハナイテ、非常ニ高イ鹽ヲ買ハセテ居ルト云フコトハ、虐政ノ一トシテ本員ハ明治四十一年ノ歴史ノ重ナル虐政ノ一トシテ數ヘザルヲ得ヌノアリマス、茲テ北海道ノ上ニ至ラテ……

○元田肇君 島田君ニ質問がアリマス

○島田三郎君 少シモ制限サレル權利ハナインデアル

○元田肇君 議員ノ演説中ニ質問スルコトハ、ドコデモアルコトデス

○島田三郎君 質問ハ終シテカラ願ヒマス、御記憶ニナシテ居レバ何時モ御答致シマス、演説ノ邪魔ニナルコトハイケマセヌ、ソレカラ北海道ノ鐵道ノ實例ヲ舉ケテ此政策ノ誤ニ居ルコト、政府ノ虚言ヲ吐イテ居ルコトヲ言ハナケレバナラヌ、北海道ノ鐵函ニ於テモ新アル方法ニ依シテ鹽ヲ一千万斤以上製スベカラズト制スルノミナラズ、之ヲ外國ニ輸出スルコトハ許スガ、内地ニ賣ルベカラズト云フコトガアル、是ハ北海道ノ利益ノ上、權利ノ上ニ大損害ニアリテ、本員が議會ニ於テ之ヲ論ゼザルヲ得ヌ譯デアルト思ヒマス、

北海道ノ人民ハ、漁業ヲ以テ第一利源トシテ居ル、鹽ヲ生産スルニ或地方ハ大ナル便利ヲ得テ居リマセヌカラ、彼ノ十州鹽田地域ト達シテ、遠クカラ燃料ヲ取寄セシテ、鹽ヲ製シ得ル便利ガアリマセヌ、臺灣邊東ノ如ク、天然ノ力ニ依シテ製シ得ルトコロトハ損益ノ違ヒガアリマスガ北海道ハ如何ナル利益ガアルカト言ヘバ、北海道ハ炭坑ニ富シテ居リマス

○鳩山和夫君 議場整理ニ付テ、議長ニ御尋ラ致シマス

○島田三郎君 議場ノ整理ハ議長ニアリマスカラ……

○鳩山和夫君 島田君ハ御自身ノ意見ヲ御述ベニナルノデスカ、少數者ノ意見ヲ御述ベニナルノデスカ

○島田三郎君 前ニ申シマシタ通り、本員ハニツノ性質ヲ持シテ居ルト云フコトヲ御記憶ニナラヌノデスカ(此時發言ヲ求ム者アリ、議場騒然タリ)御黙ンナサイ、政友會ノ諸君が德義ヲ重ンセラレヌノハ、此弱點ヲ打テ諸君ガ弱ラレルカラ此ノ如キコトヲナサルノデアラウト思ヒマス、本員ハ北海道ノ製鹽ノコトニ付テ、諸君ニ告ケベキ事實ガアリマス、

○鳩山和夫君 議場整理ニ付テ質問致シタイ

○副議長(箕浦勝人君) 鳩山君、今發言中ニアリマスカラ

○島田三郎君 二ツノ性質ヲ有シテ話シテ居ルコトヲ御記憶アランコトヲ望ミマス、北海道ノ製鹽ハ一千万斤ト限シテ、外國ニ輸出スルヨリ外ニハ許サナイト政府が言ツテ居ル、其北海道ノ利源ハ何カト言ヘバ漁業ヲ專ラシテ居リマスカラ、鹽ノ需要ハ甚ダ多

イノテアル、所ガ政府ハ北海道ノ製鹽ヲ許サヌタヌニ……

○鳩山和夫君 質問ガアリマス、島田君ハ自分ノ意見ヲ言テ居ラレルノデスカ……

○副議長(箕浦勝人君) 今島田君ハ少數者ノ意見ヲ報告シテ、其理由ヲ説明シテ居ルノデス

○鳩山和夫君 其理由ハ少數者ノ會議ヲ經タモノデアルノデスカ、ナインデスカ

○島田三郎君 御待チナサイ——私が答ヘルカラ御待チナサイ、本員ハニツノ性質ヲ持シテ居ルト申シテ居ルノガ分ラヌノデスカ、嘗テ議長ヲセラレタル鳩山君が議事規則ガ御分リニナラヌノデスカ、(拍手起ル)嘗テ議長ヲセラレタル鳩山君が議事規則ガ

リ信用アリシ鳩山君が議長ヲセラレタキニ、此危ノコトハ御記憶アラウト思ロマス、本斯様ニ

員ハ提出者トシテ、或ニ少數意見ノ説明者トシテ上言ヘニツノ性質ヲ以テ論ズル、斯様ニ

本員ハ言シテ居ル、是ニ對シテ何ノ說モナカツタノアリマスカラ、其通り本員ハ述ベタトキニ一ノ

讀書ガナカツタノアリマスカラ、一向差支アリマセヌ

○鳩山和夫君 議場整理ニ付テ……

○副議長 宮浦勝人君) 今演説中ニアリマスカラ、終ラアカラ仰シヤイ

○島田三郎君 終ラテカラ何ントモ仰シヤイ

○鳩山和夫君 議場整理ニ付テ注意ラシタ、議長が默ラテ聽イテ居レバ 議員ハ議

長ニ注意スル権能ガアリマス、數者ノ意見ヲ報告シテ居リマス、其意見ノ説明ト其理由ヲ説明スルノアリマスカラ、ソ

レハ慣例ニ依シテ……
(此時鳩山和夫君發言ヲ求ム)

○島田三郎君 議場ノ慣例ニ依シテ此ノ如キ権利ヲ與ヘラレタ、本員ハ、尙言論ヲ繼續スル権利ガアリマスカラ、議長ノ宣告ニ御從ヒニナレバ、諸君ハ本員ノ説明ヲ聽ク義務

ガアルト思ヒマス、議長ハ慣例ニ依シテ既今宣告ヲ下サレタ、本員ハ此宣告ノ下ニ政友會ノ諸君ノ御迷惑ヲ事實ヲ述べザルヲ得ヌノアリマス、北海道ノ製鹽ニ付テハ本員ハ大ニ北海道ノ人民ノタメニ論ゼザルヲ得ヌノアリマス

〔小田貫一君「議長ハ議場ノ整理ヲ知ラナイノダ、議論ハ勝手ニヤレ」ト呼フ〕

○島田三郎君 一千萬斤ヨリ外製造ヲ許サナイコト、外國ニ輸出スルトコロノ方法ヲ獎勵シソ、アルトコトナラヌト云フ制限ラシタ、其制限ハ何故ニ與ヘラル、カト云フコトヲ問ウタラバ、昨年モヤ

ハリ法案ヲ提出シタルキニ委員會ニ於テ政府ハ未タ試験中ダト言ハレタ、本年聽イタト

キニモヤハリ試験中ダト言ハレタ、是ニ於テ委員會ハ政府が新タニ誠ニ調法ナル熟字ヲ指

ヘラレタルコトヲ本員ハ發見シタ、例ヘバ本員ガ記憶シテ居リマス東京ノ市有電車ハ政

府ハ如何ニスルカト云ヘハ調査中ダルト答ヘル、ソレカラ競馬ノ事件ハ如何ニスルカト

急慢ノタメニ北海道ノ得ベキ利益ヲ失ヒ、日本國民ノ得ベキ幸福ヲ滅ゼラル事柄ハ、本

員此壇上カラ天下ニ訴ヘルノ義務ガアル權利ガアルト思フ、北海道ノ製鹽ハ此ノ如

ク愚カナルモノデ、一方ニハ北海道民が頻リニ製鹽ヲ求メテ居ル、所が昨日政府ノ當局

者ハ、斯様ナ虛言ヲ——數字上ニ心服スル能ハザル虛言ヲ言ハレタガ、本員ハ斷然其虚

言ト信ズル事實ヲ訴ヘヤウト思フノアリマスガ、北海道ノ人民ハ頻リニ鹽ヲ求メテ居ルニ

政府ハヤハリ此事ヲ維持ゼンガタヌ、其鹽田ヲ開クト云フコトヲ許サナイ、其上ニ炭

山カラ出テ來ルトコロノ炭ノ屑ヲ利用シテ、此炭ヲ若シ利用シナケレバ、運送ノ費用が

掛ルノアルノニ、之ヲ利用シテ鹽ヲ製造スレバ、殆ド價が無ク少シモ費へガ無ク、燃料

が得ラレルト云フ、此二ノ利益、一方ニハ漁業ノタメニ鹽ヲ需要スルトル多數ノ人民

ガアル、一方ニハ燃料ヲ得ル上ニ於テ、大ナル炭山ノ利益ガアシテ此ノ如ク鹽業ノ開ケン

トスルノヲ、政府ハ此處ア製造セラレルヲ恐レタ、如何ナルコトヲ居ルカト云ヘバ、餘リ

造ラレルト人民ノ損益ニナシテ、賣レ餘ルト氣ノ毒ダト言ハレルが、是ハ政府が商賣ヲシテ一般ノ財政、一般ノ經濟ノ原理ニ背イテ、此無理ナ法律ヲ立テタ結果アル、個人ノ利

益損害ハ個々ノ責任ニアリ、政府ノ役人ハ何モ是ニ向シテ商賣ガ出来ナイデ、損ラスルテアラウト干涉スルニ及バヌノアル、試ニ二政府ニ重要ノ椅子ヲ占メル人ガ、民間ニ

下リテ自由競争ノ下ニ商賣ヲヤシテ成功スルカト云ヘバ、大抵ハ失敗アル、役人氣質ヲ免レタナラバ、決シテ民間ノ成功シタル實業者ニナレナイ者ガ、國民ノ營業ニ向シテ損ヲスルノアラウト言シテ抑ヘルノハ何事アル、之ヲ私ハ不當ノ權力ヲ濫用スルト申ス

ノアル(「發言ノ通告ガアル通告ノ順ニヤレト」呼フ者アリ)尙其外ニ幾人アシテモ本員ハ此

ヲ免レタナラバ、決シテ民間ノ成功シタル實業者ニナレナイ者ガ、國民ノ營業ニ向シテ鹽ヲ塗ニ居シテ論ノ塗キヌマアハ降リヌダケノ權利ヲ有シテ居ルノアル、ソコテ外國ヨリシテ鹽

ヲ輸入スルトコロノ必要ヲ北海道ノ人民が感シテ居ルノアリマス、外國ヨリ鹽ヲ買ヒタ

イ、良キトコロノ鹽ヲ用井レバ漁獲物ヲ外國ニ輸出スルトキニ便利ガアルト云フノデ、一

方ニ於テハ農商務省が此漁獲物ヲ外國ニ輸出スルトコロノ方法ヲ獎勵シソ、アルトコトニ

良キ鹽ヲ造ルコトヲ造出サヌト云フコトハ何事アル、茲ニ於テ政府ガ窮シタ結果、北海

道ノ鹽ノ値段が高イ、政府カラ輸送シタ鹽ヨリモ北海道ノ鹽ノ値段が高イト言ウテ居リ

マスケレドモ、是ハ虛言ヲアシテ、本員ノ得タコロノ報告ニ依レバ、政府が北海道ヘ入

レル鹽ト、北海道ニ出來ル鹽トヘ、丁度五等鹽ヲ北海道ヘ運ブノア、北海道ノ錢函テ

造ルトコロノ一等鹽ト價が平均シテ居リマスカラ、政府ガ一等鹽ヲ北海道ヘ入レルト云

フコトテアツタナラバ、決シテ此ノ如キ報告ハ出來ヌノアリマス、其上ニ尙北海道ノ人

民ハ此ノ如ク鹽ヲ制限セラル、ガタメニ、前自分ノ必要ニ追ラレテ外國カラ鹽ヲ買入レ

ルノアリマス、獨逸ノ鹽其他ノ鹽ヲ買入レルノアリマス、此獨逸ノ鹽ト北海道ノ鹽ト

較ベルト、鹽分ハ殆ド對等ニアリ、値段ハ北海道ニ製シタ方ガ廉イノアルカラ、是ヲ諸

ヘラレタルコトヲ本員ハ發見シタ、例ヘバ本員ガ記憶シテ居リマス東京ノ市有電車ハ政

府ハ如何ニスルカト云ヘハ調査中ダルト答ヘル、ソレカラ競馬ノ事件ハ如何ニスルカト

云ヘヤハリ政府ハ調査中ダト言ハレタ、調査中ト云フノハ誠ニ結構ナ譯アルガ、實ハ怠慢ノ

意味ヲ含テ居リマスカラ、丁度北海道錢函ノ製造ヲ昨年モ試験中ナリト言ヒ、本年モ

試験中ナリト言タノハ、明カ三政府ノ怠慢が一年モ一年モ繼續シツ、アルト云フノデ、此

怠慢ノタメニ北海道ノ得ベキ利益ヲ失ヒ、日本國民ノ得ベキ幸福ヲ滅ゼラル事柄ハ、本

員此壇上カラ天下ニ訴ヘルノ義務ガアル權利ガアルト思フ、北海道ノ製鹽ハ此ノ如

ク愚カナルモノデ、一方ニハ北海道民が頻リニ製鹽ヲ求メテ居ル、所が昨日政府ノ當局

思ヒマス、前刻多數者ノ報告トシテ委員長が言ハレタノニ對シテ、少數者ハ大ニ之ヲ論シ

テ言ハレバナラヌ、其結論ニアリマスカラシテ、是ハ靜肅ニ御聽キニナルトコロノ義務ハ無

重イト思フ、三千万圓ノ缺陥ヲ如何ニスルカト云フコトガ議論ノ要點ニアリマシテ、惡稅

ノ惡稅タル所以ハ、前ニ其性質ヲ述ベテ分明ニ致シタノアリマスガ、是ガ惡稅アルト

云フコトハ、如何ナル政府ト誰モ首肯スルノアリマスルガ、結論ノ三千万圓ノ缺陥ヲ

如何ニシテスルカ、此事ヲ極メシテ三千万圓ノ稅ヲ減サウト云フノハ、無責任アルト

テ言ワテ少シモ差支ナシト本員ハ思フノアル、六億万圓ノ豫算ニ於テ三千万圓ヲ減ス

ルノ餘地アリヤ否ヤト云フ問題ニアリマス(議長ハ議場ノ整理ヲ知ラナイノダ)結論マテ

サセテ宣イノアスカ、結論ノトキテハアリマスマイ」ト呼フ者アリ、議場騒然)

○元田篠君 島田君ノ演説ヲ妨害スルノアリマセヌガ、併シナカラ少數者ノ報告ヲスルト云フ資格ヲ以テ御上リニナシテ、委員會テハ少シモ議論ノナカツ誰モ述ベナカツタ

コロノ演説ヲ、一時間モ二時間モ述べルト云フコトハナリ、サウ云フ惡例ヲ貽スノハ宜シ
クナイト思フ

○島田三郎君 少シモ差支ナリ、是ハ元田君モ覺エテ居ラシヤル筈アズ……

○元田肇君 演壇ニ登ラレテ少數者ノ言ハヌコトマデ自分ノ意見ヲ加ヘテ言ハレルト
云フ慣例ハ御慎ニナシタガ宜カラウト思フ

○島田三郎君 慣例ガアルト云フコトヲ議長が御認ミニナシテ居リマス（「議長ハ不公
平デアル中止スヘシ」と呼フ者アリ、議場騒然）諸君ノ御黙ニナルマデハ本員ハイツマデ
モ此席ヲ退カヌノデアル（「ソレデ整理が出来ルカ」と呼フ者アリ、議場騒然）幾ラ御騒ギ
ニナシテモ議長ニ與ヘラレタ権利ガアルカラ一步モ退カヌ、議長ガ職權ヲ用ヰラレテ守備
ノ力ヲ用ヰラルレバ、本員ハ力ニハ負ケルガ議論ニ於テハ負ケヌカラ「ヒヤー」と呼フ者
アリ）諸君ガ御騒ギニナレバナル程ソレダケ長ク時間が費ヘマスカラ……

○副議長（箕浦勝人君） 理由ヲ敷衍スルノデスカ

○島田三郎君 理由ヲ敷衍スルノデス、元田君ハ是ハ御承知ノコトデ、昨日ノ委員會
ノ速記録ニ明記シテアリマス通り、此委員會ニ於テハ、多クノ議論ヲ費サニ演壇ニ於テ
述ベルト云フコトヲ言フテ置イタノデアル（「少數者ノ意見」ト呼フ者アリ）是ト同時ニ
少數者ノ意見ト、提出者トシテ提出ノ理由ヲ述ベルト先刻申シマシタキニハ、一ノ異論
ガ無カッタノデアル、況ヤ慣例ノアルヲヤ、決シテ此壇ヲ退カヌ、是ヨリ結論ヲ述ベマスカラ
御聽キニナシタラ宜カラウ（「議聽タケ」又「ノウム」と呼フ者アリ、議場騒然）結論マテ
御聽キニナルノヲ迷惑ニ思クア諸君ノ議論ノ破レルノヲ恐レルナラバ、御騒ギニナルノモ宜
シ——六億万圓ノ總豫算ノ上ニ於テ、三千万圓ヲ減シ得ルヤ否ヤト云フコトハ、實地
政治的問題デアル、之ヲ改革シナケレバ此租稅ヲ置イタトコロガ、來年マデミハナ
本年勿卒ニ議決シタコロノアノ豫算ノ實行ハ出來ヌト本員ハ信シテ居リマス、
本案ヲ熟讀シタナラバ、是ハ四十一年度ニ行フニアラシテ、四十二年度ニ行フノデア
施行スルト云フコトハ、急激ナル變化ヲ起スノデアルカラシテ、左様ナル御疑ヲ起ス必要ハナ
リマスカラ、此事ニ付テモ常識アルトコロノ人ハ、左様ナ御疑ヲ起ス必要ハナノデアル、
此議案ニ何ト書イテアルカ、四十二年ノ四月カラ施行スルト書イテアリマス、突然トナラ
濟上ノタメニ採ラヌノデアル、政府ガカリニ之ヲ廢スルシテモ、本年カラ直チニ之ヲ廢スル
ト云フコトハ宜シクナインデアル、何トナレバ、既ニ稅ヲ拂タニ居ルノデアル、例ヘバ穀物ニ
シテモ、稅ヲ拂フモノトシテ掠ヘテ居ルノデアルカラ、突然稅ヲ廢スト云フコトニナシテハ、價
ノ上ニ於テ非常ナル市場ニ變化ヲ生ジマスカラ、一年ノ餘裕ヲ置イテ、四十一年ノ四
月ヨリ之ヲ施行スルト云ヘバ、政府モ此議會ノ議決ニ對シテ、財政ヲ整理セザルヲ得ヌ
ト云フ境遇ニ立チ、民間ハ既ニ拂ウタルトコロノ既製品ノ上ニ、價ノ變化ヲ起サズシテ其
調理ガ立ツノデ、四十二年ノ四月ヨリ實行スルト書イテアルカラシテ、是ニハ少シモ異論
ヲ無イ譯デアル、尙モウ一步進メテ論ズレバ改革ヲスレバ六千万圓ノ中カラ三千万圓ヲ
殘スコトハ爲シ得ベタ、改革セザレバ此稅ヲ此盡ニ置イテモ、來年度マデ此豫算ヲ實行
畫ト云フモノハ甚ダ薄弱デアルト言ハナケレバナラヌト云フ責任アル議論デアリマスガ、昨
晝ト云フモノハ甚ダ薄弱デアルト言ハナケレバナラヌト云フ責任アル議論デアリマスガ、昨

日モ委員會ニ於テ本員ハ證據ヲ舉ゲテ讀ンダノデアリマス、ソレハドウ云フコトデアルカト
云ヘバ、政府ハ煙草ノ率ヲ引上ゲタ酒ノ稅ヲ殖シ、砂糖ノ稅ヲ殖シ油ノ稅ヲ殖シテ、サウ
シテ幾ラノ稅ヲ得ルト云フコトガ豫算ニ上テ居リマス、諸君ハ酒ノ稅ヲ取ルコトが出來ル
ト思ウテ居ルケレドモ、本員ノ疑フトコロニハ、諸君ノ御手許ニ大藏省ノ當局者カラ迴
サレタトコロノ彼ノ稅法審查會ノ報告ノ中ニ、酒ノ稅ハ増セバ取レヌト云フコトデ、昨年
ノ七月頃報告ニナシタ、此報告ノ中ニ大藏省ノ當局者ガ斯様ナ數字ヲ舉ゲテ酒ノ稅ハ
増セバ取レヌト書イテアル、ソレカラ「内地消費石高ハ稅金一石四圓ヨリ七圓ヨリテ十
二圓ニ至ルマデハ增稅ノ影響ヲ受ケズシテ其稅額モ亦經濟ノ發達ト共ニ彈力性ヲ帶フ
ルコトヲ示シタリ然ルニ一躍十五圓トナルニ至リテ頓ニ消費石高ヲ減シ非常特別稅ノ
増徵ト共ニ益々其傾向ヲ著シクシ稅額亦稅率增加ノ割合ダケ増加セズシテ止ミタリ斯
ノ如キ統計ヲ示スニ拘ラス今日ニ於テ更ニ增稅センカ再ヒ消費高ヲ減シ增稅ノ目的ヲ
達スル能ハサルヤ必セリ」ト書イテアル、是ハ政府當局が前大藏大臣ノ名前ヲ署シテ此
ノ如キ活版摺ニシテ渡シテアル、幸ニ大藏省ニハ活版費ガアツカラ我ミハ之ヲ見ルコト
ヲ得マシタ、司法省ノ如ク報告モ出來ナイ程アカッタカラ、本員ハ此證據ヲ得テ居リマ
ス、之ヲ得タ以上ハ其理由ヲ以テ委員會ニ於テハ現今ノ經濟狀態ニ於テハ酒ノ類ニ對
シ増稅スルハ時宜ニアラズト決シタリ然ルニ三箇月四箇月經タヌ中ニ内閣ノ動搖ノタメ
ニ無責任ニモ酒ノ增稅ヲシタ、取レナイト大藏省ヲ決シテ置キナカラ、增稅ヲシタ、サウ
レバ是ガ取レルト云フコトガ終リノ結論デアルト假定スレバ、一方ヲ減シテ三千何百万
圓ヲ以テ惡稅ヲ廢スベシ、昨年我ニモ審查委員會ノ一人ニアリテ、惡稅ヲ廢スルト云フ
コトヲ主張シタラ、政府ハ他ニ代ルベキ稅源ガナイ故ニ廢スルコトハ出來ヌト云フノデ、政
府ハ酒ノ稅ヲ起シ、砂糖ニ稅ヲ増シ、石油ニ稅ヲ増シ、煙草ノ率ヲ引上ゲタ、斯ル增稅
六箇年ノコトが分リマセウカ、甚ダ不審ノ感ヲ抱クノデアリマス、民論ガ多數ア決シテ惡
稅ナルガ故ニ之ヲ廢スベシト國民ノ代表者ガ決シタナラバ、政府ハ之ヲ容レナケレバナラ
ル政府ガ六年計畫ヲスルトハ驚入タルコトデアル、三箇月ノ計畫が分ラナカッタ政府ガ、
六箇年ノコトが分リマセウカ、甚ダ不審ノ感ヲ抱クノデアリマス、民論ガ多數ア決シテ惡
稅ナルガ故ニ之ヲ廢スベシト國民ノ代表者ガ決シタナラバ、政府ハ之ヲ容レナケレバナラ
ヌ、幸ニ今ノ内閣が我ミノ豫期ニ反シテ覆ラズシテ永ク續クナラバ勿論ノコトデアルガ、代
タ内閣が出來テモ無形ノ相續者ナルガ故ニ、國民ノ代表者ノ決議ヲ重シシナケレバナラ
ス、然ルニ此國民代表者ノ決議ニ對シテ、無責任ナラザルヤト本員ハ思フ、且又政府
ハ此ノ如キコトヲ思シテ見ラレヨ、大凡改革ヲヤルニ屬僚ヲ集メテ計算的ニ此稅ニ代ハ
ルモノガアルカラ減シマセウ杯ト云フテモ、廢セラレタ試シガナイコトヲ知シテ居ル、明治
維新ノ改革ハ此國體ヲ變ヘナケレバナラヌ、政體ヲ變ヘナケレバナラヌト云ウテ、必死ノ
勢デ今日ノ聖明ノ天地ヲ開イタノデアルガ、是程ノ大ナルコトナカニモチシト輕イトコ
ロノ例テ諸君ニ御話シタリト思フ、明治九年ニ當シテ日本全體ノ地租改正が完成セラレ
タキニ、國民ニ非常ニ不平ガアツタ、此ノ如キ地租改正ニハ堪エメト云フタトキニ、政府
ハ此民心ノ動クノヲ如何ニシテモ鎮ナケレバナラヌ、此國民ノ困難ヲ如何ニシテモ緩メナ
ケレバナラヌト云フノデ、本員が覺エテ居リマスルトコロデハ、秋ニ於テニ重慶ニ事件ガア
テ、僅カニ三四箇月ヲ費サシテ明治十年一月四日ノ政治始ニ地租五厘減ヲ決
行セラレマシタ、此時ニ屬僚ヲ集メテ五厘減ズル財源ハナイカト云フテ居レバ、此改革ハ

出來ナカタ、然ルニ責任ヲ帶ビテ國ノ安危ニ關係スル事柄ヲ斷行シ、事ノ起ランストルトキニ全國ノ民心ヲ安ンズルノハ政事家ノ責任アルトシテ、大久保利通君が内務卿デアッタ時代ニ決行セラレタ、此時ノ稅ノ總額ハ統計年鑑ヲ御調ニナレバ分リマスガ、明治九年度ノ總收入ハ五千九百四十八万圓デアッテ、ソレカラ八百万圓程地租五厘減ニ依ダテ減ジタノデアリマスカラ、十年度ノ總收入ハ五千二百三十三万圓餘ニアリマス、此改革ハ四箇月ノ間ニ實行セラレテ、直チ二十年ノ一月ニ斷行セラレタノデアリマスガ、屬僚ヲ集メテ調査又調査、審査又審査、相談又相談遂ニ空論ニ終ラザルヲ得ヌノデアリマス責任如何ト云フコトヲ顧レバ、大久保利通君が國家ニ對スル責任ヲ知ツテ居ラレタカ、同シ職ヲ占メラレテ居ル原君が内務大臣トシテ此ノ如キ大事ニ處スル責任ヲ知ツテ居ラル、カト云ヘバ、歴史家ハ大久保利通君ノ人格ヲ重ンシテ、原君ニハソレ程ノ重ミヲ置カナイト思フ、斯ウ考ヘレバ明治十年ノ減租ヲ斷行セラレタ元ノ維新創立ノ功臣ニ比スレバ、明治四十一年ニ當ツテ一年ヲ隔テ、三千万圓ノ金額ヲ六千万圓カラ減ズルニ於テ、何カアラント本員ハ思フノデアル、其時ハ議會ノナイ時代デアッタノニ、政府ノ當路者ハ國民ノ聲ニ耳ヲ傾ケタノデアル今日ハ立憲政體デ議會ガアルノニ、其議會ノ人ガ國民ノ聲ニ耳ヲ傾ケナイト云フが如キ議會ハ、本年ノ改選ニ於テ大ニ改造セラル、ト思ツテ居リマス、此理由ニ於テ本員ハ斷然トシテ此三千万圓ヲ減ズルトコロノ惡稅廢止ヲ主張スル者ニアリマス

卷之三

當所二等鹽ト五等鹽トノ比較表

當地輸入ノ獨乙鹽當所二等鹽トノ比較表		鹽化曹達量 鹽化曹達價格		鹽化曹達量 鹽化曹達價格		鹽化曹達量 鹽化曹達價格	
級	價格	斤	價格	斤	價格	斤	價格
一	三圓五十錢	九十四斤	三錢七厘六毛	三圓八十八錢	八十九斤二三	三錢二厘四毛	二圓六十二錢五厘
二	鹽百斤	鹽百斤中ノ 鹽化曹達量	鹽百斤中ノ 鹽化曹達量	鹽百斤	鹽百斤中ノ 鹽化曹達量	鹽百斤中ノ 鹽化曹達量	二圓八十八錢
三	價格	八十七斤五	三錢二厘九毛	八十七斤五	三錢二厘四毛	八十九斤二三	二圓八十八錢
四	一	一	一	一	一	一	一

之テ致シマスガ 表渉ハ別々ニ探ルエトニ致

○副議長（箕浦勝人君） 御異議ハナイト認メマス——森本駿君

○森本駿君 諸君私ハ委員長ノ報告ニ賛成シテ、少數意見ニ反対スルモノアリマ

シテ、以テ講場ノ靜聽ヲ制スルコトガ出來ナカッタノハ、如何ニモ島田君ノタメニ彼ノ快
諾ヲ告ムノデアレ、ケンドモ忠里ナレ義論ヲスレトキニ、北ノ加キコトハ必ズアルノアラク

ト思ヒマスガ特ニ島田君ハ始終人ノ言論ニ對シテ、虛偽ト云フ字ヲ用井勝チデアル、虛偽ト云フコトモ島田君自ラ責任ヲ取ラズシテ、人ノ言ニ託シテ此ノ如ク言フ者ニ贊成デ

アルト云アヤウナ間接ノ論法ヲ以テ、虚偽或ハ泥棒ト云アヤウナ惡辭ヲ放タル、コトニ巧ミナル人デアル、其人ガジャヤ、今日ニ於テ如何ナル境遇ニ立ツタカト云フト、昨日ノ委員會ニ於テ斯ク論辯ヲ貴重セラレマス島田君自ラガ、討論終結ノ動議ヲ出サレタ人ニアダ、委員會テ討論ヲ制セラレタ一人デアルト云フコトヲ爰ニ言明シテ置カナケレバナラナイ、サウシテ今段々言ハルトコロヲ聽イナ見マスト云フト、一々論辯ヲスルヨリハ、シマヒノ方カラ二言フ方が記憶ニ新シイト思ヒマスクカラ申シマスガ、此議論ノ要點トシテ少數意見ニナカツタコトマデモ言ハレテ居ツタノミナラズ小數意見ノ意味トハ大イニ反対シテ居リハスマイカト思フコトハ、三千万圓カラシテ六千万圓ヲ引イタ、大久保利通公ノ英斷ニハ此政府ハ從ハナケレバナルマイ、是ダケノコトか出來ルヤ否ヤト云フコトヲ言明ヲセラレマシタ、此頃新聞紙デ見マスト、二一天作ノ六ト云フ新算法がアルト云フ風評ヲ聞キマシタガ、島田君ノ算法ハ二三千萬圓ヨリ六千万圓ヲ引イタ大久保公ノ英斷ト言ハレタ算法ノ方式ヲ聞カナケレバ、此議論ハ支離滅裂ノ議論ト言ハナケレバナラヌト思フノデアル、故ニ島田君ハ辯舌ニ如何ニ巧ナリト雖モ、數字ノ問題題ニ至シテ此ノ如キ誤ノアル以上ハ島田君ノ意見ト云フモノハ粉碎シテ宜シイノデアルガ、如何セン此意見ヲ島田君ガ諸君ハ謹聽シナケレバナラヌト云フ少數意見アルト云ノデアルガ、若シ是ガ果シテ少數意見ノ報告デアルタ結論デアルトルナラバ、此少數意見ハ坂ルニ足ランイトコロノ少數意見アルト云フコトヲ知ルニ足ルト思フ、此事ヲ言ヘバ最早深ク言フノ必要ハナイノデアルケレドモ、併シナガラ私ハ島田君ヲ敬スル所以ノ一人トシテ、島田君ノ議論ニ付テ極クノ要點ヲ批評シテ、サウシテ島田君ニ反對ナルトコロノ意見ヲ言ハザルヲ

方が毎三時間ヲ長ク費サズシテ趣意判明ニスルコトガ出來タラウト、島田君ノタメニ惜ムノデアル、而シテ通行稅ハ如何ニモ通行ガ早キシテ通行シ通ツテ、サウシテ鹽專賣ニ至タ、故ニ通行稅ハ極論スル必要ハナイト信ズル、鹽專賣ニ於テ長ク論セラレタガ、此事ハ島田君が切ニ自ラ願ミラレルコトヲ希望スルコトガアル、ヒドク島田君ハ鹽專賣ヲ彼に仰セラル、ガ、鹽專賣ガ管テ大藏省ノ審查會ニ於テ問題トナシタキ、島田君ハ其委員ノ一人ニアタト云フコトハ、自ラ御忘レニナラヌダラウト思ノ、大藏省ノ審查會ニ於テドウニ云フ議論が起シタカ、ソレハ審查要錄ニ詳記サレテ居ラテ、大藏省ハ印刷費ヲ持ツテ居タガタメニ、此處ニ朗讀ニナシタ如ク、立派ニ報告書及要錄書が出來ア居ルハ、諸君御承知グラウ、其記錄ヲ御通讀ニナルト分ルカ、斯ウニ云フコトが書イテアル、此鹽專賣ヲ廢シテ是ニ代ブルニ山林稅ヲ以テシタラドウデアルカト云フ、議論が出来ア、其時ニ審査ノ結果山林稅ヲ取ルトシテモ、三十万圓ノ增收シカナイ、斯ウニ云フ少財源アハ仕方がナイト云フコトニ歸著シテ、ソレデハ己ムヲ得ヌカラ、鹽專賣ノ存續ハ仕方がナカラウト云フコトハ、島田君モ自ラ同意セラレテ居ルコトヲ私ハ承知シテ居ル、故ニ大藏省ノ審査會ニ於テ委員ノ一人トナシテ已ムヲ得ナイト云フコトヲ認メテ、財源ガナイ以上ハ、鹽專賣ノ存續ニ同意ヲ表スルト云フ部類ニナリナガラ、此處ニ於テズウトシクモ(島田二郎君)「本員ハ反對シタノデアル、鹽僞ノコトヲ云ハレル」ト呼フ、鹽專賣廢止ヲ論セラル、ハ島田君ニ不似合千万ノコト、私ハ信ズルノデアル、(島田二郎君)「本員ガニ稅ニ攢頭撒尾反對シタコトヲ御記憶ヲ願ヒタイ」ト呼フ、此三十万圓ノ山林稅アハ仕方がナインテ同意セラレテ居ルト云フコトヲ承知セラレテ居ルノテアリマスカラ、是ハ他ノ方法ヲ以テ要求シタナラバ、島田君ハ同意セラレタ云フコトが明カニ事實トナルデアル、(島田二郎君)「ソレハ全ク盧僞デアル、ト呼フ」御黙ンナサイ、島田君ハ盧僞ト云フコトヲ他人ニ托シテ云フ辯テアルニ自ラ斯ウニ云フコトハ云ハヌ方ガ島田君ノタメグラウ、(島田三郎君)「本員ハ嘗テ三稅ニ同意シタコトハアリマセヌ、反對シタノデアル、ト呼フ」議長々々「議長ハ何故ニ演説ヲ妨害スルモノヲ制止セヌカ」「ヤルベシ、ト呼フ」者アリ、私ノ演説ヲ靜聽ナサイ、(島田三郎君)「嘘偽ノコトヲ言明スルノデアル、ト呼フ」言明スルノデアル、(島田二郎君)「人ノ演説中ニ發言スルノハ政友會ノ總務委員ガ立テタル慣例アル、ト呼フ」私ハ發言權ヲ得テ居ル、島田君ハ默シテ居ル方が宜カラウト思フ、私ハ島田君ニ對シテ島田君ヲ反駁スルノ榮ヲ得テ、頗ル榮譽ト致シテ居ルノアルカラシテ、島田君ハ御謹聽下サルコトヲ希望致シマス、鹽專賣ノコトニ付キ島田君ハ例證トシテ兵庫縣ノ赤穂カラシテ此ノ如キコトヲ言來シテ居ルガ、何故ニ政府ハ之ヲ聽カナイノデアルカト云フコトヲ、此處ニ朗讀セラレタ云フコトハ私ハ唯今聽取シテ居シタノデアルカラシテ、此事ニ付テハ異議ハナカラウト思フ、殊ニ昨日委員會ニ於テモ朗讀ヲセラレタノデアル、此事タルヤ如何ナルコトデアルカ、私ハ承知シマセヌケレドモ、鹽專賣法ノ制定セラレル當時ニ於テハ、所謂十洲鹽田ノ中ニ於テ、殊ニ兵庫縣ノ赤穂ノ如キモ、鹽專賣法ノ制定ヲ希望シタルトコロノ一地方デアッタ云フコトヲ言明シテ、私ハ疑ハナイノデアル、現ニ私ハ代議士トシテハ、帝國ノ代議士タルコトヲ自認スルモノアルケレドモ、選出區域ハ兵庫縣アルノアルカラシテ、關東カラシテ兵庫縣ヲ認メラルヨリモ、兵庫縣ニ居テ兵庫縣ヲ見テ居ル私ノ方が尙詳シカラ

ウト思フノデアル、其當時ニ於テハ兵庫縣ニ於テ播州地方ニ在テハ、鹽專賣法ノ制定ヲ希望シテ居シタト云フコトハ、事實デアルト云フコトヲ、此處ニ言明シテ疑ヒマセヌ、其事ニ於テ反対ノコトガアルナラバ、島田君ノ辯明ハ後カラ願ヒタク、此ノ如ク鹽專賣ハ製鹽謂廢スルト云フコトニ付テハ宜シトイシテ見タトコロガ、之ニ代ルノ財源が無クンバ國家ヲ奈何セント云フコトヲ考ヘナケレバナラヌノデアル、此國家ヲ奈何セント云フコトニ付テハ、所謂國家ノ代議士タルモノハ大ニ考ヘテ、國家ノ存立ヲ妨ゲヌダケノ仕事ヲシナケレバナラヌノデアルガ、如何ニ此事が多少ノ議論がアルニシテモ、代ルベキトコロノ財源ヲ適當ニ認メルコトが出來ナケレバ、其代ルベキ財源ニ對シテノ見込若クハ行政費ノ中ニ於テ整理スベキトコロノ要點、即チ此ノ如クスレバ整理シテ金額ヲ減シ得ルト云フ見込ガ確立セサル以上ハ先ツ一年先ノコトニシテ見タトコロガ、之ヲ廢シテ而シテ後事ヲ爲スト云フヤウナル方針ハ責任アルトコロノモノニ取シテハ、出來得ベカラザルコトデアルト云フコトヲ知ラナケレバナラナイ、最モ島田君ハ少數意見ヲ代表シテ云ハレタ精神デアルカ、島田君一箇ノ精神デアルカ、或ハ外ノコトデアルカ、ソレハ知リマセヌケレドモ、責任ノ地位ニ就クト云フ時ノコトニ目ヲ置カズシテ考ヘレバ、唯減セバドウカスルコトが出來ルデアラウト云フダケノ責任者署メノ議論トシテハ、或ハ好問題カモ知レナイ、併シ責任者署メテ其事が行ハレタ結果ハ、國家ヲ奈何セント云フタコトヲ考ヘナケレバナラヌノデアルカラシテ、此點ニ於テハ國家ノ代議士タルモノハ、國家ノ存續スル所以ノ財源ヲ十分ニ慎重ニ審査スルト云フコトハ考ヘナケレバナラヌト云フコトヲ明言スルノデアリマス、故ニ私ハ深ク言ハナイケレドモ、島田君ノ少數意見ヲ代表シテ、責任ヲ以テ答ヘラレタル三千萬圓カラシテ、六千万圓ヲ引クト云フ方式ノ算法ニ付テ、此鹽專賣ヲ廢シ、他ノコトヲ廢スルト云フヤウナル少數意見ニハ、斷然反対シテ委員長報告ヲ贊成スル一人デアリマス、願クバ委員長報告ヲ満場一致ヲ以テ通過セラレンコトヲ希望致シマス

○副議長(笠浦勝人君) 加藤政之助君

(「定規ノ贊成カアリマス」と呼フ者アリ)

○白井哲夫君 緊急動議がアリマス、討論終結ノ動議ヲ提出シマス

(「贊成タク」、聲起ル)

(加藤政之助君登壇)

○副議長(笠浦勝人君) 發言ヲ許シマシテ、後トアリマス

○加藤政之助君 モウ既ニ發言權ヲ得タノデアリマスカラ仕方ガアリマセヌ、何ト言ッテモ發言權ヲ得タ以上ハ、私ハ今夜一晩モ此所ニ立シテ居ル、是シケノ重大問題ヲ、サウ諸君が急シテ一時間ニ二時間縮メルニ及ブマイト思フ、議長ハ私ニ發言ヲ許シタ、私ハ此少數意見ニ贊成スル者ニアリマス、唯今島田君が殆ド一時間半以上ニ亘ル長演説ヲ致サレテ、其趣意ハ諸君ニ體明瞭ニナシテ居ルト考ヘル(「不明瞭アル」と呼フ者アリ)不明瞭デアレバ僕が二時間デモ四時間デモ饑舌ル(ヤリ給ヘ)と呼フ者アリ)所が今其島田君ノ辯論ニ對シテ、政友會ノ代表者タル森本君が反駁ヲ致サレマシタが、私ハ

ガラ森本君が此演壇ニ立タレタハ、政友會ノ諸君ヲ代表シテ立タレタモノト私ハ考へル、
果レテ然ラバ政友會ハ今日天下ノ大政黨ヘナイカ、而シテ今日ノ問題ハ實ニ三稅廢
止案ト云フ重大ナル問題アル、之ヲ討議スルニ當ラテハ、島田君ノ說ヲ非ナリトスルナ
ラバ、其非ナリトスル重ナル點ヲ舉ゲテ反駁サレテ然ルベキアリト思フ、然ルニ知レ切ラ
居ル島田君ガ、二千万ノ中カラハ八千万圓引クト言フタ僅ナ言葉ノ言達ヒヲ以テ之ヲ反
駁ノ要旨トセラル、ニ至ラテハ、殆ド政友會が天下ニ對シテ面目ヲ失フグラウト思フカラ僕
ハ忠告スルノデアル（「ロヤ〜」ト呼フ者アリ）而シテ此三稅廢止ノ問題ハ、昨日委員
會ニ於テ、私モ政友會ノ諸君ノ意見モ承クタ、又我モ同志者ノ意見モ承クタ、所が此
委員會中一人トシテ絶對的ニ此稅ヲ繼續スルコト然ルベシト言ハレタ人ハ無イデアル、即チ
此三稅ノ惡稅ナルコトハ悉クノ諸君ガ皆認メラレテ居ルノデアル、否ナ、現ニ政友會ノ諸
君モ委員バカリテナイ、此鹽ノ稅ノ廢止ニ僅アハ、建議ニ贊成セラレタノデアル、大同派
ノ諸君モ亦然リ、我モ同志亦然リテアル、而シテ今日之ヲ廢止スルノガイヤドト云フナラ
バ、諸君ハ前日ノ建議ニ贊成ヲ取消シテ表裏反覆ノ意見ヲ提出サレモノト言ハナケレ
バナラスト思フノデアル、果シテ然ラバ此三稅ノ惡イト云フコトガ性質上テ極マテ、之ニ異
論ガナイト云フナラバ、問題ハ茲ニ唯一ツデアル、即チ其財源が今日アルカ無イカト云
フコトガ、私ハ唯一ノ問題ニナルト考ヘルノデアリマス、（「ソシナ事アリマセ」ト呼フ者
アリ）而シテ今森本君ノ言ハレタトコロモ果シテ其通りアリマシタ、アリマシタガ、私ハ茲
ニ明瞭ニ言フ、日本ノ豫算ハ六億一千五百万圓アル、此六億一千五百万圓ノ中テ
三千万圓ト云フ金ハ幾分ノ一ニ當ルノデアリマス、僅ニ二十分ノ一ニシカ當ラヌノデア
リ、果シテ此稅が國家ノタメニ不利益デアル、國民ノタメニ宜シクナイモノデアルト云フ前
提が決シタナラバ、當局ニ立ツトコロノ大藏大臣、及之ヲ管理スルトコロノ總理大臣
ハ、此二十分ノ一位ノ差額が出來ナイ、國家ノタメニ如何ニ不利益ガアリテモ差額が出来
ナイト云フナラバ、是ハ無能ヲ表白スルノデアル、手腕ノナイト云フコトヲ私ハ表白スル
モノデアルト考ヘル、（「前提ガ間違デル」「惡稅デナ」ト呼フ者アリ）而シテ此織物、鹽
ノ稅ハ生命ノ必要品デアル、例ヘ酒トカ若クバ煙草トカ、砂糖トカ云フモノニアレバ代
用品モアル、之ヲ儉約シタノラバ如何ナル結果ヲ生ズルノデアル、即チ健康ヲ
害スルト云フコトハ知レキシテ居ル、現ニ諸君、都會ノ人間ト田舎ノ人間ト、鹽ヲ用ユル
ノ程度ガ違フアリマセヌカ、都會ノ人間ハ鹽ヲ僅ニ使テモマダ生活ヲスルコトが出來
如キモノニ至ラテハ、若シ之ヲ儉約シタノラバ如何ナル結果ヲ生ズルノデアル、即チ健康ヲ
害スルト云フコトハ知レキシテ居ル、現ニ諸君、都會ノ人間ト田舎ノ人間ト、鹽ヲ用ユル
ノ程度ガ違フアリマセヌカ、都會ノ人間ハ鹽ヲ僅ニ使テモマダ生活ヲスルコトが出來
ル、田舎ノ人ニナルト鹽ノ分量ヲ多ク用井ナケレバナリマセヌ、ソレハ何カラ起ルカト云フ
ト、勞働ヲ多クスル者ハ多ク鹽ガ要ルト云フコトデアル、即チ勞働ノ少イ者ハ鹽ガ少クテ
モ濟ムト云フ譯アルノデアリマセウ、「御尤デヤナ」ト呼フ者アリ）サウスルト此鹽ハ勞働
者ニ付テハ誠ニ必需品デアル、（「鹽ハ一日ニ一升營メルカ、二升營メルカ」ト呼フモノア
リ）極ク最下等ノ者ハ、現ニ諸君ハ地方デ知ラテ居ラル、ダラウ、僅ニ鹽タケラ營メテ飯
ヲ食シテ濟シテ居ル、鹽ト麥飯テ濟シテ居ルノデアル、又一步進シダトコロガ漬物デアル、
紙物デアル、味附デアル、此位ノ物が副食物テ生活ヲシテ居ルノデアルト云フコトハ、諸

君ハ知ラレテ居ル善アアル、累シテ然ラバ此鹽ト云フモノハ、國民ニ取シテドレダケノ重要
ノモノテアルカト云フコトハ、諸君ハ國民ニ密接スル代議士テアルカラ、御考ニナラナケレ
バナラス、之ヲ度外ニ置クト云フナラバ、諸君ハ國民ノ利害ヲ顧ミラレヌモノテアルト云フ
コトヲ私ハ明言スルヲ憚ラナイノデアル、（「ソシナ情ケナイ國民デヤ、ナイ」ト呼フ者アリ）
現ニ地方ニ行シテ見レバ分ルノデアル、而シテ諸君、此鹽ヲ儉約シタ結果ハドウナルノテ
アル、現ニ印度テモラテ、醫著が印度ノ國民ノ健康狀態ヲ判断フシタトコロノ報告ハ諸
君ハ御覽ニナタラウ、アノ報告ヲ見ルト云フト、印度テ鹽ノ專賣フヤタ、値段ヲ高クシ
タ其結果、鹽ヲ多く使フコトが出來ナイ、ソレガタメニ印度ノ國民ハ次第ニ氣力が衰ヘ
テ、（「印度ノ國民ト日本ノ國民トハ違ヒマスヨ」ト呼フ者アリ）顏色モ蒼白ニナシテ、サウ
シテ大ニ弱シタト云フコトハ（笑聲起ル）諸君、笑ヒゴトデハナイ、事實ノ報告デアル、諸
君、現ニ御考ヘナサイ、此生活ノ必需品ト云フモノハサウ笑ヘキモノテナイ、旗臘ニ於
テ露西亞ノ兵ガ、野菜ガ人生ニ必要アルニ、此野菜ガ缺乏シタタメニ壞血病ヲ起シ
テ、多ク廢兵ニナシタト云フコトハ、事實ニ於テ諸君が認メテ居ラル、（「鹽ハ缺乏
シマセス」ト呼フ者アリ）果シテ然ラバ鹽同様アル、而シテ茲ニ實例ヲ諸君ニ申上ケテ
ケレバナラス、（「分テ居リマス」ト呼フ者アリ）鹽專賣ノ前ト、鹽專賣ノ後ニナシテ、日本
ノ鹽ノ需要ハ如何ニ變化シタノデアルカ、現ニ鹽專賣ノ前ニハ、政府委員ニ尋ネテ見ル
ト、十一億万斤ト云フモノヲ使フテ居タノデアル、是タケハ即チ（「鹽が改良シテ良クナフテ居ル」ト呼フ者アリ）即チ
ハ八九万斤、是が政府ノ賣高デアル（笑聲起ル）八九億万斤ニナシタノデアル、即チ二億万斤以上ノ
ル、十一億万斤テアッタコロガ八九億万斤ニナシタノデアル、即チ二億万斤以上ノ
減額ガ立ツタノデアル、是タケハ即チ（「鹽が改良シテ良クナフテ居ル」ト呼フ者アリ）即チ
値段ガ高クナシテ、メニ、日本ノ國民が鹽ヲ使フコトが減シタモノト考ナケレバナラス、現
ニ其實例ハ、諸君御覽ナサイ、昨年一昨年、地方ニ行シテ見ルト、干大根が餘シテ、サ
ウシテ其賣方ニ困シタト云フコトデアル、是が何故デアルカト云フト、鹽ノ値段ガ高クナシ
タカラ、此大根ヲ賣ケテ舊ヘルト云フコトが出來ナカシタ結果デアルト申シテ居リマス、此
ノ如キ譽テアリマスレバ、此ノ鹽ノ專賣ヲ永ク續ケルト云フコトハ、國民ノ生活狀態ニ
於テ、非常ナル不利益ヲ及ボスモノト謂ハナケレバナラス、現ニ諸君今内地ノ製產スル鹽
ヘ、幾ラテ、テ專賣局が買上ゲテ居ルノデアリマスカ、大抵平均九十錢カラ一圓以上、
斯ウ云フ値段で買上ゲテ、サウシテ政府ガ之ニ百斤ニ付一圓十七錢ノ專賣稅ヲ加ヘテ
賣ルノデアリマスカラ、百斤ノ鹽ヘ一圓以上ニナシテ、消費者ノ手ニ渡ルノデアリマセウ、
然ルニ先刻島田君カラ、チヨット簡單ニハ述ベラレタガ、私ガ明瞭ニ御話ヲ致シマスルト
云フト、臺灣ノ政府委員ノ祝長已君ニ尋ねタトコロニ依リマスルト、臺灣デ拵ヘレバ鹽
ガ六億万斤出來ルト云フ、六億万斤達ルノニ三百四五十萬圓ノ金ヲ入レバ、向ア三
箇年ニシテ出來上ルト云フコトデアル、而シテ此六億万斤ト云フモノハ、日本ノ國民ノ
消費スル殆ド半數以上ニナルノデアル、而シテ其值段ガドレケテ出來ルカト云ヘバ、買
上價段二十錢前後ト云フコトデアル、（「運賃が掛ル」ト呼フ者アリ）百斤二十錢前後
ト云フノデアリマス、之ニ運賃ヲ加ヘテ、サウシテ割引ヲ努ムレバ、先ツ百斤四十錢位ア
日本ニ到達スルデアラウト云フ、之ニ專賣價格ヲ加ヘタトコロガ——臺灣ノ專賣ノ値段
ヲ加ヘタ所ガ、五十錢カ六十錢ナラ捌ケルノデアル、サウ致シマスルト云フト、今現ニ御話

シタ「百斤一圓以上賣ルト云フ」今日ニ較ベレハ殆ド四分ノ一ノ値段、專賣制度ヲ今日維持スルガタメニ、日本五千万ノ國民ニ向シテ——四倍以上ノ値段ヲ以テ細民ニ鹽ヲ買ハセルト云フコトニ至ダハ、實ニ忍ビザル話ト謂ハナケレバナス、(「成程顏が著イト呼フ者アリ)而シテ今ノ日本ノ鹽ノ製產地、鹽田ト云フモノハ今日幾ラデアル、僅ニ八千町歩、而シテ二万人、從業者ヲ入レマシタコロガ十二万人、此十二万人ヲ保護スルガタメニ、政府ハ專賣ヲ繼續スルコトが必要ト云フ、所ガ此從業者ノ人々ノ希望ハ如何デアルカト云フノニ、初ハ成程專賣制度ヲ設ケテ貰ヒタイト云フコトヲ希望シタニ違ヒナイ、所ガ今日ニ至テハドウデアル、此從業者自身ガモウ專賣制度ヲ廢メテ貰シタ方ガ宜イト云フコトヲ主張シテ居ル、廢メテ自由競争ノ下ニ立ツ方ガ吾ミ宜シイト云フコトヲ主張シテ居ルノデアル、然ラバ此鹽ノ專賣ヲ維持スルト云フコトガ、何ニモ此鹽業者ノ保護ト云フコトニナルモノデハナインアリマス、而シテ政府ノ當局者ハ此專賣法制度ヲ以テ、此消費者ノ鹽ノ高クナル困難ヲ救フコトハ、又營業者ノ利益ヲ多ク希望スルト云フ、此二ツノ點ヲ調和スルト云フコトヲ言ハレテ居ルカ、若シ營業者ノ希望ノ如ク鹽ヲ高ク買入レハ此鹽ハ尙一層値段ヲ上ゲテ賣ラナケレバナラヌト云フコトニナル、又一方ノ消費者ノ希望ヲ遂ゲテ鹽ヲ安ク賣ルト云フコトニスレバ、營業者ガ希望ヲ達スルコトガ出来ナイノデアリマス、然ラバ到底此鹽專賣制度ヲ繼續シテ、消費者ト生産者トノ調和ヲ圖ルナド、云フコトハ思ヒモ寄ラヌ話デアルト言ハナケレバナラヌ、而シテ經濟上ノ問題カラ考ヘテ御覽ナサイ、經濟上ノ問題カラ考ヘマスルト云フト、今ノ鹽ノ專賣制度ヲ廢シテ、自由競争ニ任セテ外國カラ買ハントシタコロデ、假リニ臺灣ニ出來ルトコロノ鹽ヲ造ラセルト致シマシタナラバ、日本ノ國民ハ今日鹽ノ値段ニ向シテ拂フトコロノ四分ノ二ヲ利益スルデアリマセウ、假リニ今日二一千萬圓ヲ鹽ノ値段ニ國民ガ拂シテ居ルト假定シテ御覽ナサイ、一千五百萬圓ト云フモノハ拂ハズニ濟ムノデアル、即チ日本五千万ノ國民ハ千五百万圓ヲ益スルノデアル、若シ四千万圓ヲ拂シテ居ルトスレバ、三千万圓ヲ益スル譯デアル、斯様ナ譯デアルノニ、今政府ガ鹽ノ專賣ヲ維持シテ、今日國庫ニ收メツ、アル金ハ幾百万圓デアル、正味納メル金ハ七百万圓、持越品ヲ加ヘタコロデ、九百万ニ満ツカ滿タヌノ金デアル、此九百万圓ノ金ヲ取ルガタメニ、國民ニ向シテ八千五百万圓モ二千万圓モ無駄ナ費用ヲ支出サセテ、是ガ何デ國民ノ利益ニナルノデアリマスカ、是ガ大藏大臣ノ財政策トシテ何ガ國家ノ益利デアルノデアリマスカ、之ヲ今日廢メテシマツテ國民カラ新タニ七百万圓ダケノ稅ヲ取シテモ、國民ハマダ益スルトコロガアルノデアリマス(「七百万圓ハ何カラ取ルノダ」ト呼フ者アリ)ソレハ譯ナシ、何カラ取ルト云フガ、現ニ今度ノ此稅法整理ヲ止メタノデモ、一百萬圓ダケ餘ルト云フテハナイカ(「アトノ五百萬圓ハドウスル」ト呼フ者アリ)況ヤ今度稅法整理ヲ吾ミが希望スルガ如クヤルナラバ、吾ハ穢物稅モ廢ス、通行稅モ廢ス、ソレカラ鹽ノ專賣モ廢ス、營業稅モ廢スト云フ考デアッテ而シテ、此着漏西、和蘭ノ如キ稅制ヲ設ケルナラバ、ソシナ財源ハ綺々トシテ餘地ガアルノデアル、假リニ今ノ政府ノ如ク姑息ナ意氣地ガナイ、氣力ノナイ政府ハソレダケノコトが出來ナイトシテ讓歩シタコロガ、今日現行ノ稅法ニ於テ脫稅ヲシテ居ル者ガ、國家全體ニ於テドレダケアルト考ヘルノデアルカ、吾ミハ之ヲ相當ニ取締ラシタケデモ、

七百万ヤ千万圓ノ金ハ容易ニ出來ルト思フ、畢竟政府ハ其責任ヲ怠シテ居ルカラ、此財源ガナイナドト云ウテ諸君が騒イテ居ルノデアル、譯ハナイ、直グ出テ來ルノデアル、而シテ此七百万千万トスレバ、日本ノ財政ハ六億万デアル六億一千五百万ノ中デ、幾分ノ金ハ幾分ノ一デアルカ、即チ六十分ノ一デアル、六十圓ノ金ヲ使フトコロノ人間ガ、僅カ一圓ノ金ハ此差額が出來ナイナドト云フノハ、是ハ經濟家デモ、財政家デモナカッタノデアル、即チ諸君が誠意誠心ニヤラズノデアル、能ハザルニアラズ爲サムルナリ、諸君ガシ海陸軍ノ經費ヲ減サヌマデモ、幾分ノ繰延ヲシテモ、是が出來ルノデアル、サウ云フ譯デアル、即チ諸君が誠意誠心ニヤラズノデアル、能ハザルニアラズ爲サムルナリ、諸君ガシナイ積リダカラ、何時ニナタダテ出來ヤシナイ(「加藤君ヲ大藏大臣ニスレバ出來ル」ト呼ブ者アリ)ソレデ昨日委員會ニ於テ政友會ノ代表者ハ、稅法整理ト同時ニヤラセタイモノデアル、以前稅法整理ト同時ニヤラセル希望ヲ持タガ出來ナカッタノハ、大藏省ノ屬僚が意氣地ガナイ、屬僚ナドヲ集メテ相談ヲシテ調查會ヲ開イタノダカラ、此際ニハ出來ナカッタノデアル、今度ハサウデナクヤツラバ出來ルデアラウカラ、サウシタイ、斯ウ云フ御演説デアシタ驚イタ話ダ、政友會ノ諸君、諸君ハ何ヲ考ヘテ居ルカ、諸君ノ總裁ハ即チ總理大臣デアルノデアリマセウ、現政府ノ總理大臣デアル、現政府ノ總理大臣ハ自ラ責任ヲ以テ此稅法整理案ヲ此議會ニ提出セレタノデアル、國民ヲ嘲弄スルタメニ提出シタノデハナインアリ、果シテ然ラバ、此監督ヲ持シテ居ルトコロノ總理大臣、此總理大臣ニ下ニ立ツテ居ルトコロノ大藏大臣ガ、斯様ナ案ヲ調出シタノハ、是ハ大藏省ノ屬僚ノ責任デハナイ、即チ總理大臣及大藏大臣、否ナ現内閣ノ聯帶責任ナリト、私ハ明言スルヲ憚ラヌノデアル、此現政府が爲シ得ナイコトヲ以テ、諸君ガ非難セラル、ナラバ、大藏省ノ屬僚ヲ非難スルヨリ第一ニ總理大臣ヲナセ非難シナインアリ、大藏大臣ヲナセ排斥シナインアリ、之ヲ排斥セズニ詰ラヌ屬僚デナク今度ヤツラ立派ナモノが出來シウナドト言フノハ、是ハ殆ド胡魔カシノ議論デ、國民ヲ欺ク議論ナリト言ハザルヲ得ス、左様ナ譯デアリマスカラ、私ハ此際ニ於テハ諸君ガ此稅法ヲ惡イト認ムルナラバ、今日ニ於テ廢スルコトニ御同意ニナタラ宜カラウ、今日之ヲ廢シテ是ダケノ金が足ラヌト云フコトニナラバ、其時コソ今ノ政府ハ思圖々シテ居シテ意氣地ノナイ政府ダケレドモ、恐ラク餘儀ナク金が足ラヌ以上ハ、此缺陷ヲ補フト云フ工夫ヲ考ヘルデアラウ、一ツ政府ニ考ヘサセテ見タイ、吾ミニヤラセルナラバ幾ラモ方法ガアル、故ニ私ハ此三稅ハ此際斷然廢止ヲ致シ、サウシテ此缺陷ハ今言フ通リノ趣意ヲ以テ十分ニ補フコトが出來ルト信ジマスカラ、茲ニ少數意見ニ贊成ヲ表スルモノデアリマス

〔奥繁三郎君登壇〕

○奥繁三郎君 諸君、本員ハ委員長ノ報告ニ贊成シマシテ、此三稅ノ廢止ニハ反對スルモノデアリマス、此三稅ニ付テハ極メテ惡シキ稅デアラ、一日モ存續フ許サナイ惡稅デアルト、餘程ヤカマシキ議論モ出マスルガ、是ハ見方ト思ヒ方ニ依リマシテハサウ悪クモ見

エナイ、本員等ノ如キハ左程マテ惡稅トハ思ハヌノアリマス、諸君、通行稅アル、元來此通行稅ト云フ名ガ少シ氣ニ入ラヌタメデ、惡シク言ハレルノアラウト思フ、吾々人類ハ往來交通ノ自由ヲ有シテ居ル、是ハ天性デアル、此往來交通ノ天性ニ對シテ、稅容ヲ見マスレバ、一般ノ往來交通ニ對シテ決シテ課稅シテ居ラヌノアル、僅ニ電車ニ乗ルカ、汽車ニ乗ルダケデアル、故ニ見方ニ依リテハ僅ナ電車賃汽車賃ガ上ヲタト見テ見ラヌコトハナイノアル、此僅ニ電車ナリ汽車ノ值上ゲガ人道ニ反スルト云フ議論ヲ楯トシテ推論スルナラバ、汽車賃モ或ハ郵便、電信、電話料モ終ニ之ヲ無稅ニスルガ宜イ、少クトモ其益金ハ資本ニ對スル五朱位ノ利益ニ止メルコトニスルガ宜シト云フ結論ニナルノアル、然ルニ實地ハサウ參テ居ラス、實地ハサウ參テ居ラスノニ、何ガタメニ此通行稅ノミニ神經フ留メテ左程ニ御絶叫ニナルノアル、故ニ是モ見方ニ依ルノアル、又織物デアル、此吾ミノ衣服ノ原料トナル織物ニ消費稅ヲ課スル、以テノ外ノコトデアル、人生ノ必需品ニ稅ヲ課スルト云フコトハ宜シクナ、斯フ云フ御議論ニアル、又其徵稅が極ク煩難デアル、又島田君ノ議論ナドニシマスレバ、是ガタメニ農家ナドノ副業ヲ失フト云フコトヲ附加シテ言ハレルノアル、是ヨリ位反對論ハナイノアル、諸君衣服が人生ノ必需品ニアッテ、之ヲ廢セト云フナラバ、何故ニ玄米ニ輸入稅ヲ課シマスカ(ソレモ悪イ)ト呼フ者アリ)島田君ハ如何ニモ惡イト云ウテ反對スルガ、進歩黨ノ多數ハ贊成ヲシマスデハアリマセヌカ(ノウ)又諸君、此織物ハ農家ノ婦女ノ副業ダト云フコトデアルガ、是が追々無クナルト云フコトハ、決シテ此課稅ノ結果ノミニ其罪ニ嫁スルコトハ出來ナイノアル、近來機織機械ノ段々精巧ニ進ミマシテ、追々發明品が出來ルカラ、是ガタカ、故ニ分業ヲ論ズルナラバ、此片手間ニヤタテ居ラス婦女ノ事業ガ、追々事業家ノ手ニ移ルノアル、是が最モ大ナル現象デアルノアリマス、島田君、君ハ玄米ノ輸入稅ヲ廢スルト云フ經濟論者ナラバ、此片手間ノ副業ガ專業者ノ手ニ移ルト云フ、所謂分業ト云フコトヲ何ゼ論シヌノアル、又吾輩等ハ日本ニ於ケル織物ノ本場タル京都ニ住居シテ居ルモノアル諸君、此稅モ行ハレタ場合ハ相當ノ苦情ガアツ、ヤカマシカタガ、既ニ行フテ兩三年ヲ經マシテ、收稅吏モ、當業者モ、追々其手續キニ慣熟スルト同時ニ、苦情ガ少ナクナツテ參テ居ルノアル、偏僻ナル考ヲ以テ論ズルナラバ、或ハ稅務官吏ト喧嘩ヲシタク、自分ガ罰金ニ處セラレクト云フ者ガ、不平ノ餘り一片ノ書面ヲ諸君ノ手許ニ寄越シ、之ヲ直チニ全國一般ノ現象タト思ウテ、所謂小ヲ捉ヘテ大ヲ歎息スル偏狹者ナラバ、卒サ知ラズ、虚心坦懷ニ此有様ヲ見レバ、前年ハ一千六百万圓餘りガ本年ハ三百六十萬圓程殖エテ二千万圓ニ垂ントスル國家ノ收入ヲ見ルノアル、比較的的良好ナル成績デアル、之ヲ今俄ニ一片奇ヲ好ム論者ノタメニ、直チニ棄テルト云フコトハ、國家經綸ニ重キヲ置カナイ論者デアルト信ズルノアリマス(「百イ」ト呼フ者アリ)諸君、終リニ最モヤカマシキ鹽專賣ノコトデアル、是モ本員ハサウ惡稅トハ思ハヌノゴザイマス、島田君ハ惡稅ノ底ヲ拔ケテ、思カナル稅ト評セラレタガ、吾ミハ爾ク思ハヌノアル、是が人

頭稅アルか故ニ惡稅デアル、或ハ貧民稅アルか故ニ惡稅デアル、或ハ專賣法ナルか故ニ惡稅デアルト、是位ノ議論ヨリナインノアル、然フ煙草ノ專賣ヲ廢スル議論ヲナサルガ宜シイ、又貧民ガ用ニルトカ、人頭ノ性質ヲ有シト云フナラバ、玄米ノ輸入稅モ廢スルガ宜シイ、醬油稅モ廢スルガ宜シイ、或ハ諸君ハ昨年ハ鹽專賣ノミヲ主張シ、今年ハ鹽專賣ノアル、ナニ六億万圓ニ對スル一十分ノ一ノ減稅ダカラ出来ル、令年モ二十分ノ一、來年モ二十分ノ一、再來年モ二十分ノ一、此議論ヲ二十回行ツタナラバ、總テ無稅ニナルノアル、斯ウ云フ算術ヲ二十回ヤツテ御覽ナサイ、無稅ニナル、サウ云フ亂暴ナ議論ヲ以テ國政ヲ論ズルコトハ出來マセヌ、諸君私ハ此鹽專賣ニ就テハ靜ニ考ヘテ見マスレバ、所謂鹽ノ性質ノ改善モ圖ラレテ居ル、鹽田ノ整理モ幾ラカ進メラレツ、アルノアル、而シテ此整理が絕對ニ出來ナイトカ、或ハ廉ク鹽貿フコトが出來ナカツタナラバ、領土内ノ臺灣ナリ、關東州ニ鹽ガアル、ソレヲ又適當ニ内地ニ輸送スル政策ヲ取レバ、宜イノアル、吾ミハ二年、三年、五年ノ經驗ヲ見テ適當ニ料理ヲシタナラバ、今此處ニヤカマシク問題モ一年一千萬圓内外ノ租稅ニ過ギナインノアル、之ヲ内地人四千万人ノ人口ニ割リマシタナラバ、一人ニ付テ二十五錢位ノ問題デアル、僅ナ問題デアル、僅ナ問題ヲ實際ノ事實ヨリ以上ヤカマシク諸君が仰シヤルノハ何故デアラウ(「人氣取リノタメダ」「電報ガ來タノダ」ト呼フ者アリ)サウテハナイノアリマス、朝ノ王安石ノ新法位ガ頭ニ浸込ンテ居ル、其思想ガ未ダ去ラナイ結果デアルト思フ、能ク其性質ヲ吟味シマスレバ、左程惡シキモノハナイノアル、モウ時間ヲ取リマシタカラ、餘り長々ハ申シマセヌガ、之ニ對シテ、此稅源論ニ對シテ、三千万圓ノ缺陷ニ對シテハ、何等説明ヲサレマセヌガ、説明サレズシテ反對者ハ丁度前大藏大臣阪谷君ノ故智ハ學シテ、財政ノ未來記ハ饑舌ラナイ、四十一年ニナレバドウカナルト云フ御議論、強テ之ヲ突ツケバ、或ハ進歩黨ニ諸君ハ大ニ縁延サヘ行ヘバ、宜イト云フ議論デアルト思フ、之ニ付テ我輩ハ思出シマスノニ、去月二十三日進歩黨ノ總理大石君ガ此壇ニ於テ演説サレテ言フニ、吾ミハ今日ノ財政ヲ救フニハ唯一ノ策ガアル、如何ナル策カト竊ニ聞イテ居リマシタラ、大ニ縁延ヲ行フノアル、唯今ノ縁延ハ宜シクナイカラ、姑息ナル縁延ハ贊成シナイガ、大ニ縁延サヘ行フタナラバ、減稅モ出來ルシ、増稅ヲシナクテモ宜シテ縁延ヲスルカラ吾ミハ不信任ト、斯ウ云フテ居ル、縁延ヲスルカラ此内閣ハ不信任デアル、大ニ又縁延ラスベシ、恰モ左ニ圓ヲ畫キ、右ニ方ヲ同時ニ畫ケト云フヤウナ無理ナ注文スルノデ、其無責任ナルコト實ニ驚クベキデアル、是位ニシテニ稅ノ決シテ惡稅デナイ是ハ己ム得ナニ課稅デアルト云フコトハ、大略御分リニナタラウト思ヒマスカラザト……(拍手起ル)

○白井哲夫君 討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

(「賛成々々」)聲起)

○副議長(箕浦勝人君) 討論終結ノ動議ハ成規ノ贊成ガアルト認メマス、併ナガラ

唯今太藏大臣ヨリ發言ノ赤ガアリマスカラ、之ヲ許シマス

(太藏大臣松田正久君登壇)

○大藏大臣(松田正久君) 諸君三稅ヲ廢止案ニ付テ、島田君ヨリ提出理由ノ説明ヲ兼ネテ少數者ノ意見ヲ報告セラレタ、又加藤君モ贊成ノ意見ヲ述ベラレタノアリマスガ、要スルニ三稅ハ惡稅アルカラ廢止スペシト云フノニ止マルノアル、然ルニ反對論者ノ説ニ於テ此三稅ヲ廢スレバ既ニ財政計畫ヲ破ルノアルト云フコトハ、既ニ御分リニナッテ居ルダラウト思フ、勿論提出者贊成者ソレ自身ニモ御分リニナッテ居ランケレバナラズ、四十一年度ノ豫算ヲ編成スルニ當ラテハ當ニ四十一年度ノミニ限レバ增稅ハ必

要デオイ、我カ國家ノ財政ノ羣固ヲ期スルタニ、將來ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ニセント欲シテ、三種ノ增稅案ヲ提出シ帝國議會ハ、即チ貴衆兩院ヲ以テ組織スルトコロノ帝國議會ハ、此計畫ヲ贊成シタノアリマスカ、然ルニ今ニ於テ此三稅ヲ廢スルト云フコトニナリマスレバ、蓋ニ帝國議會が協賛ヲ致シタルトコロノ財政計畫ノ方針ハ、全ク破壊セラル、ト云フコトハ分リ切シテ居ル、唯島田君ハ四十一年度一年度ヲ避ケテ、四十一年度ト云フソシナコト云フコトハ、胡魔化サウト云フコトハ、帝國議會ノ大多數ヲ瞞著スベキモノハナイト思ヒマス、之ニ依テモ此三稅廢止案が理由ノナイコトハ分シテ居リマスカラ、私ハ政府ヲ代表致シテ此ノ如キ國家ノ財政ヲ危クシ、國家ノ基礎ヲ危クスル如キ廢止案ニハ決シテ同意ヲ表スルコトハ出來ヌ、必ズヤ大多數ノ諸君ハ此廢止案ニ御反対ニナルダラウト思フノアリマス

○副議長(箕浦勝人君) 討論終結ニ付テ採決ヲ致シマスガ、討論終結ニ御異議ハアリマセスカ

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(箕浦勝人君) 異議ナシト認メマス、討論ハ終結サレマシタ、採決ノ方法ニ付テ述ベマスガ、此第十一ヲ先ニ採決シタイト云フ動議ガ起テ、成規ノ贊成者ガアリマス、之ニ御異議アリマセスカ

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ガアリマセスカラ、第十一ヲ先ニ決スルコトニ致シマス、尙議會中ヨリ本案ハ記名投票ヲ以テ採決シタイト云フコトヲ申出テラレマシタ、仍テ是ハ衆議院規則第二百一十七條ニ據テ記名投票ヲ以テ採決スルコトニ致シマス、是ヨリ記名投票ヲ行ヒマス原案ニ贊成スルモノハ白、反對ノ諸君ハ青——閉鎖○元田肇君 能ク分ラヌヤウテスカラ、大キナ聲モウ一應宣告ヒマス

○副議長(箕浦勝人君) 更ニ申シマス、本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フ諸君ハ白イ札、開クベカラズトスル諸君ハ青イ札ヲ御持參ナルヤウニ——點呼

○副議長(箕浦勝人君) 投票漏ハアリマセスカ——投票漏ハナイト認メマス——閉鎖——開匣

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

○副議長(箕浦勝人君) 記名投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致シマス

(林田書記官長朗讀)

出席總員 三百二十一

可トスル者 百二十二

否トスル者 二百

(拍子起ル)

(参照)

本案ノ第一議會ヲ開クヘシトスルモノ

平島 松尾君 伊夫岐 資弼君 岩田 勳君 松原 九郎君

菅澤 重雄君 榎木次郎右衛門君 河井 重藏君 野口源一郎君

安島 重三郎君 天野 重平君 山田 平太郎君 飯島省三郎君

田寺 敏信君 高橋 金治君 清水 隆徳君 首藤陸三君

春茂君 澤田 耕治郎君 市田 兵吉君 木村 格之輔君

星野 仙藏君 井上 要君 川島 龍藏君 西村 真太郎君

小田 文行君 荒谷 桂吉君 梅野 初實君 降旗 元太郎君

關澤 春茂君 沢田 平太郎君 齋藤 勘七君 林 謙三君

山口 達太郎君 田村 惠昌君 山田 又七君 關直彦君

鈴木 久次郎君 朝倉 鐵藏君 井上 精一郎君 內藤 利八君

木村 半兵衛君 淺見竹太郎君 竹村 貞貞君 神崎 東藏君

田野上 嘉平君 澤來太郎君 井手武右衛門君 蓬藤 壱平太君

石田 仁太郎君 佐藤庫喜君 福井 三郎君 久保田與四郎君

齋藤 良輔君 木下 謙次郎君 國井 三郎君 森田 卓爾君

合田 福太郎君 村松龜一郎君 佐々木 正藏君 藤澤幾之輔君

菊池 九郎君 坂口仁一郎君 武富時敏君 肥塚 龍君

犬養 繁君 齋藤宇一郎君 大津淳一郎君 佐藤 伊助君

加藤 政之助君 望月 長夫君 大石 正巳君 須見 千次郎君

木下 謙次郎君 小河 源一君 大畑 純次君 嵐山 時善君 浅羽 靖君

山田 省三郎君 谷澤 龍藏君 片山 正中君 久保伊一郎君

石田 孝吉君 松家德二君 須藤 嘉吉君 嶋倉茂次郎君

南條吉左衛門君 森 秀次君 荒川 五郎君 高木 龍藏君

星野 長太郎君 城 重雄君 平吉君 花井 卓藏君

米田 實君 西村 丹治郎君 岡本 金太郎君 鈴置倉次郎君

高橋 勝七君 島田 三郎君 入江 武一郎君 神藤 才一君

キマシテ、此全國三販賣スルトコロノ鹽賣、總元賣捌人及小賣人手ヲ以テ販賣ヲセルト云フノ改正案がアシテ、御承知ノ此本案第十七條ノ末項ニ「鹽賣捌人及販賣ニ關スル規定ハ命合ヲ以テ之ヲ定ム」斯ウゴザイマスル、内容ニ付キマシテ段々委員會ハ政

府ノ說明ヲ^(請)ヒ、種々調査ヲ致シマシタ結果(此時發言スルモノアリ)ドウゾ少シ御靜カニ願ヒマス(「謹聽タ々」ト呼フ者アリ)討論ノ未反對ノ論モゴザイマシタガ、是ハ少數ニシテ倒レマシタ、サウシテ原案ニ修正ヲ加ヘテ、本案ヲ委員會ハ可決致シタノデゴザイマス、其原案ノ修正ヲ申述ベマスレバ、附則ニ四月一日トアルヲ七月一日トシ、之ニ但書ヲ加ヘテ「第十七條ノ二第一項ハ本法發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」第二項ノ四十一年三月三十日トアルノヲ六月三十日ニ改メ、四月十日トアルノヲ七月十日ト改メ、其以下總テ四月トアルノヲ七月ト改メルト云フノ修正ニテ委員會ハ可決致シタ次第アリマス、此段報告致シマス、ドウゾ御贊成ヲ……

(「贊成タ々」ト呼フ者アリ)

○副議長(筭浦勝人君) 最早六時ニナリマシタカラ、時間ヲ延長致シマス

(「異議ナシ」「採決」ト呼フ者アリ)

○副議長(筭浦勝人君) 御異論ガナケレハ採決致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○副議長(筭浦勝人君) 多數

○恵松隆慶君 直チニ開カレントヲ望ミマス

○元田肇君 第二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ……

○副議長(筭浦勝人君) 元田君發議ノ通り、直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定シタイ、是ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(筭浦勝人君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス

監專賣法中改正法律案

確定議

○副議長(筭浦勝人君) 採決ヲ致シマス、委員長報告通リ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○副議長(筭浦勝人君) 御異議ハナイト認メマス、本案ハ確定サレマシタ

(「贊成タ々」ノ聲起ル)

○元田肇君 ソレナラヤ第十一ノ讀事日程ノ本議ニ直チニ掛レンコトヲ望ミマス

(「贊成タ々」ト呼フ者アリ)

○元田肇君 今少シノ間皆サンニ御辛抱ヲ願シテ、委員付託ノ日程十八マテヤッタラドウデゴザイマス

(「贊成タ々」ノ聲起ル)

○副議長(筭浦勝人君) 日程第十二、家祿賞典祿處分ニ關スル法律案、第一讀會ヲ開キマス、朗讀

第十二條 家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(請願委員長 第一讀會 提出)

(書記朗讀)

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案
第一條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ據り給與ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ出訴セムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ之ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ明治四十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(竹越與三郎君登壇)

○竹越與三郎君 諸君、此請願ハ昨年本院ニ於キマシテ、採擇セラレテ法律案トナリ、而シテ其法律案ハ通過シタモノアリマス、併ナガラ尙貴族院ニ於テ、未了問題トシテ葬ラレタノアリマス、而シテ本年ハ鳥取、長野、滋賀、廣島、香川、兵庫、群馬、熊本、京都、愛知、福岡、愛媛、福島、宮城、茨城、鹿兒島、福井、島根、三重、大坂、千葉、是等ノ二十一府縣ノ士族若クハ士族タリシ、或ハ士族タルベキ人ニ一千三百七十名カラノ請願ヲ一括シテ採擇シタモノアリマス、而シ其件數ハ六十件アリマス、是ハ委シク諸君ニ申上ケルマテモナク、我維新ノ歴史ノ最後ノ頁ハ此事件ヲ始末スルニ依リテ終了セラル、譯テアリマスカラ、ドウゾ此法律ヲ御採擇ニナシテ、告ケルトコロ無キ民が行政訴訟ノ途ヲ開イテ其理非ヲ決スルヤウニ道ヲ立て、ヤツテ戴キタイト思フ

(「贊成タ々」異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○福井三郎君 本員ハ委員長ノ報告ニ贊成スルモノアリマス、簡單ニ一言理由ヲ述ベマス、是ハ既ニ諸君が歴史ヲ御承知ノ通リニ、今委員長ノ述ベラレタル如ク、年々歲々請願委員會ニ於テ最モ多大ノ同情ヲ表シテ氣ノ毒ト思ウテ居ル問題デアリマス、故ニ一人モ御反對ノ御方モアリマスマイガ、威勢ヨク通過シナイト、貴族院ニ於テ覺束ナイカラ、威勢ヨク贊成アランコトヲ希望致シマス

○副議長(筭浦勝人君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○恵松隆慶君 讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ決セラレントヲ望ミマス

○副議長(筭浦勝人君) 恵松君ノ發議ノ通り、直チニ讀會ヲ省略シテ、一讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ第四百五十一條ノ規定ヲ除ク外更ニ辯論及
ヒ裁判ヲ爲サシムル爲メ事件ヲ控訴裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送
ス可レ

同條第二項中「差戻又ハ」ヲ削ル

第四百五十條中「差戻又ハ」ヲ削ル

○元田肇君 日程第十六、十七ハ一括シテ議題ニ供セラレンコトヲ望ミマス

○宮古啓三郎君 此問題ハ幾度カ本院ヲ通過シテ居リマスカラ、提出ノ理由ヲ省キ

マス、直チニ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○元田肇君 議長指名ノ九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ……

○副議長(箕浦勝人君) 日程第十六、十七ハ一括シテ議題ニ供シマス

第十七 刑事訴訟法中改正法律案(宮古啓三郎君外 第一讀會)

刑事訴訟法中改正法律案

刑事訴訟法中改正法律案(七名提出)

第二百八十一條第一項中「受命判事ノ報告書ヲ差出スマテハ」ヲ「公判ノ辯

論終結マチハ」ニ改メ第二項ヲ削ル

○副議長(箕浦勝人君) 元田君發議ノ通り、此兩案ハ議長指名九名ノ同一委員

ニ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ハナイト認メマス、其通り決シマス、日程第十八、

帝國ノ領土内ニ於ケル裁判ノ效力ニ關スル法律案第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略致シ

マス

第十八 帝國ノ領土内ニ於ケル裁判ノ效力ニ關スル法律 第一讀會

案(小川平吉外七名提出)

帝國ノ領土内ニ於ケル裁判ノ效力ニ關スル法律案

帝國ノ領土内ニ於ケル各裁判所ノ裁判ハ帝國ノ領土全部ニ亘リテ其ノ效力

ヲ有ス

○山口熊野君 是ハ頗ル重大ノ問題ト思ヒマスルノデ、此委員ハ十八名トシテ議長ハ

指名ニ任セマス

○副議長(箕浦勝人君) 山口君發議ノ通り、十八名ノ委員議長指名ニ御異議ハ

アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(箕浦勝人君) 御異議ハナイト認メテ其通り決シマス――時間が参りマシタ

カツ、以下ノ日程ハ延々会ニ致シマス、報告ガアリマス

(書記朗讀)

民有林野面積實測三關スル建議案
提出者 藤 金 作君

勸業銀行及農工銀行ノ資金融通ニ關スル建議案
提出者 細谷 義三君

青地 雄太郎君

松本 大吉君

神崎 東藏君

河原林 義雄君

大津淳一郎君

加藤政之助君

中村清一郎君

關口 安太郎君

高橋 安爾君

青地 雄太郎君

會計法中改正法律案

提出者 森 本 駿君

小川 平吉君

神崎 東藏君

齊藤 珍次君

高橋 安爾君

福井 三郎君

大藏證券ニ關スル再質問題意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月十一日

提出者 淺野 陽吉

賛成者 島 田 三郎
外三十名

大藏證券ニ關スル再質問題意書

(一)余が第一ニ質問シタル個條即チ「近年大藏省證券ノ發行ハ著シク増加セリ何故ナリヤ」ニ對シ大藏大臣ハ左ノ一表即チ

三十八年二月末

三十九年二月末

四十年二月末

四十一年二月二十四日現在

一億一千四百万圓

九千五百五十万圓

四千五百六十万圓

ヲ掲ゲ政府ノ大藏證券發行ハ増ニアラズト著シタリ然ルニ四十一年二月二十四日現在ヲ日露戰役前ノ三十六年及ヒ日露戰役ノ初年タル三十七年ニ比ス

レバ左ノ如ク

三十六年發行額

一千万圓

三十七年發行累計

五千万圓

四十一年二月二十四日現在

四千五百六十万圓

三十六年發行高ニ比シ四十一年一月二十四日現在ノ超過スルコト三千五百六十万圓ノ巨額ナリ三十七年發行累計額ニ比シ四十一年一月二十四日現在ノ少キコト僅三四百四十万圓ニ過キ、歲計總豫算額膨脹ノ度ニ比シ大藏證券ノ

増減此ノ如ク過大ナリ此理由如何

(二)又毎年歲豫算ニ於テ政府ノ要求セル證券發行ノ限度ハ近年左ノ如ク增加シ

歲計總豫算額ノ膨脹ニ比シ甚タ過大ナリ此ノ理由如何

三十八年度 三千五百万圓

前年度ニ比シ增加

三十九年度 五千万圓

千五百万圓

四十年度 七千五百万圓

二千五百万圓

四十一年度 八千萬圓

五百萬圓

三十六年發行

一千萬圓

三十七年發行累計

五千万圓

三十八年發行累計

二億三千四百万圓

三十九年發行累計

二億五千三百四十万圓

四十年發行累計

二億五千九百五十万圓

戰後ノ三十九年四十年發行累計ヲ戰役前三比ズレ勿論戰時ノ三十七八年

ニ比スルモ其增加前表ノ如ク甚タ多大ナリ此ノ理由如何

(四)近年政府ハ常ニ數千万圓ノ證券ヲ連續的ニ發行セリ此ノ點ニ於テ大藏證券

ハ殆ト永久ノ性質ヲ有スルコトナリ大藏大臣ハ大藏證券ハ短期ノ融通證券ニシテ公債トハ全ク別種ノモノナルカ故ニ其發行ハ公債時價ニ何等ノ影響ヲ與ヘサルモノト答辯シタレトモ證券モ公債モ等シク國庫ノ債券ナリ償還期限ニ長短ノ差

アルノミ甚タシキ利率ノ高低ハ時價ニ影響セサル道理ナシ而シテ大藏證券ノ利率ハ公債ニ比シ遙ニ高率ナルノミナラス其ノ發行額ハ常ニ數千万圓ノ巨額ヲ保チ二月末現在ハ四千五百六十万圓ノ巨額ナルニアラスヤ斯くてモ巨額ナル連續的永久的性質ニ陷レル證券ノ發行ハ果シテ低利ノ公債時價ニ何等ノ影響ヲ與ヘサルモノト見ルヤ答辯ヲ求ム

(五)大藏大臣ハ證券發行ヲ以テ民間金融上ニ何等影響スル所ナシト答辯シタレトモ民間銀行預金利率ニ比シ遙ニ高歩ナル證券ノ巨額ナル連續的發行ハ銀行預金ヲ大藏證券ニ轉化セシムヘキ道理ナリ若シ此ノ傾向アランカ民間ノ金融資金ハ其レタケ惡影響ヲ蒙ラサルヲ得ズ近來民間ノ銀行預金ハ減少ノ傾向アリ現ニ大陥ノ各銀行者ハ之レヲ防止セントシテ預金利子引上ヲ協定セリ銀行預金減少ノ一原因ハ大藏證券ノ巨額連續發行ニ在リト認ム之レニ對スル大藏大臣ノ所見如何

(上)大藏大臣ハ證券ノ發行ヲ以テ兌換券ノ收縮ヲ謀ルモノトナスモノ、如シ證券ヲ

發行シテ兌換券ヲ吸收シ之レヲ國庫ニ死藏セハ則チ兌換券ノ收縮ナラン然レトモ政府ハ相當ノ政費ニ充テ之レヲ支拂フナルヘシ元來證券ハ必要已ムヲ得サル政費切迫シ國庫出入ノ不均衡ナル場合ニ發行シ一時ノ融通ヲ謀ルヘキモノナルカ故ニ證券ヲ以テ吸收シタル兌換券ハ國庫ニ死藏セラルヘキ道理ナシ然ラハ何レノ時ニ於テ兌換券ノ收縮ヲ實現スルヤ又市場ニ於テ證券ノ賣行惡シケレハ日本銀行之レヲ引受クルノ外ナカルヘシ斯カル場合ニハ直チニ兌換券ノ増發トナルコト明白ナリ故ニ更ニ證券發行ハ兌換券收縮ノ效力アリトノ大藏大臣答辯ノ理由ヲ問フ

(七)縱シ假令證券發行ハ兌換券收縮ノ效用アリトスルモ斯カル理由ヲ以ナ大藏證券ヲ選用スルハ非常ナル惡政策ナリ之レニ對スル大藏大臣ノ所見ヲ問フ
(八)第五ニ質問シタル簡條即チ「四十一年度ニ於ケル大藏證券發行ノ月割額豫定如何」ニ對シ大藏大臣ハ豫算ニ定メタル發行限度ヲ以テセリ豫算ニ定メタル發行限度ヲ定ムルニハ月割リ豫定ナカルヘカラス余ハ月割リ額豫定ヲ問ヘリ此ノ答辯ヲ求ム

右及再質問候也

○副議長(箕浦勝人君) 諸君ニ御詣リヲ致シマス、江藤新作君ヨリ今十一日ヨリ二週間ノ歸省願ガアリマスガ、許可シテモ差支アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○副議長(箕浦勝人君) 御異議ナシト認メテ許可致シマス、次回ノ日程ハ追テ公報ヲ以テ御通知致シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時七分散會

衆議院議事速記録第十三號正誤

頁段	行	誤	正	頁段	行	誤	正		
二五〇	下	三一	出來又ノハ	出來タノハ	二五二	上	六	出來又	出來タ
同	同	三八	傳ヘラレタ						

衆議院議事速記録第十四號正誤

本號島田三郎君演説中「六千万圓」トアルハ「六億万圓」ノ誤

官報號外

明治四十一年三月十三日

衆議院議事速記錄第十四號

二九六